

第七十二回国会 衆議院 通信委員会 議 録 第十二号

昭和四十九年三月二十七日(水曜日)

午前十時三十八分開議

出席委員

委員長 廣瀬 正雄君

理事 加藤常太郎君

理事 金子 岩三君

理事 阿部末喜男君

理事 土橋 一吉君

久保田円次君

中馬 辰猪君

西村 英一君

金丸 徳重君

森井 忠良君

岡本 富夫君

池田 禎治君

出席國務大臣

郵政大臣 原田 憲君

出席政府委員

郵政事務次官 三ッ林弥太郎君

郵政大臣官房長 神山 文男君

郵政大臣官房電 氣通信監理官 浅見 喜作君

郵政大臣官房電 氣通信監理官 佐野 芳男君

郵政省郵務局長 石井多加三君

郵政省貯金局長 船津 茂君

郵政省簡易保險 局長 野田誠二郎君

郵政省電波監理 局長 齋藤 義郎君

郵政省人事局長 北 雄一郎君

労働省労働基準 局安全衛生部長 中西 正雄君

委員外の出席者

日本国有鉄道電 氣局長 尾関 雅則君

日本電信電話公 社總裁 米澤 滋君

日本電信電話公 社總務理事 北原 安定君

日本電信電話公 社總務理事 三宅 正男君

日本電信電話公 社職員局長 中林 正夫君

日本電信電話公 社厚生局長 小沢 春雄君

日本電信電話公 社計画局長 清水 通隆君

日本電信電話公 社建設局長 中久保卓治君

日本電信電話公 社資材局長 田中浩太郎君

参考 人 川原 正人君

(日本放送協会 理事) 室長 佐々木久雄君

通信委員会調査 室長

委員の異動

三月二十七日

辞任 北山 愛郎君

同日 大野 潔君

同日 森井 忠良君

同日 岡本 富夫君

同日 補欠選任 北山 愛郎君

同日 大野 潔君

同日 補欠選任 北山 愛郎君

同日 大野 潔君

同日 補欠選任 北山 愛郎君

同日 大野 潔君

同日 補欠選任 北山 愛郎君

同日 大野 潔君

同日 補欠選任 北山 愛郎君

同日 大野 潔君

同日 補欠選任 北山 愛郎君

同日 大野 潔君

同日 補欠選任 北山 愛郎君

同日 大野 潔君

同日 補欠選任 北山 愛郎君

同日 大野 潔君

同日 補欠選任 北山 愛郎君

同日 大野 潔君

同日 補欠選任 北山 愛郎君

同日 大野 潔君

同日 補欠選任 北山 愛郎君

同日 大野 潔君

同外一件(村岡兼造君紹介)(第二五八五号)

同外一件(床次徳二君紹介)(第二六一〇号)

同(森喜朗君紹介)(第二六一一号)

同(住来作君紹介)(第二六三五号)

同外一件(高見三郎君紹介)(第二六三六号)

同(松本十郎君紹介)(第二六三七号)

同外一件(藤田弘作君紹介)(第二六六一号)

同外一件(原健三郎君紹介)(第二六六二号)

同外一件(原健三郎君紹介)(第二六六二号)

同外一件(原健三郎君紹介)(第二六六二号)

同外一件(原健三郎君紹介)(第二六六二号)

同外一件(原健三郎君紹介)(第二六六二号)

同外一件(原健三郎君紹介)(第二六六二号)

同外一件(原健三郎君紹介)(第二六六二号)

同外一件(原健三郎君紹介)(第二六六二号)

同外一件(原健三郎君紹介)(第二六六二号)

同外一件(原健三郎君紹介)(第二六六二号)

同外一件(原健三郎君紹介)(第二六六二号)

同外一件(原健三郎君紹介)(第二六六二号)

同外一件(原健三郎君紹介)(第二六六二号)

同外一件(原健三郎君紹介)(第二六六二号)

同外一件(原健三郎君紹介)(第二六六二号)

同外一件(原健三郎君紹介)(第二六六二号)

同外一件(原健三郎君紹介)(第二六六二号)

同外一件(原健三郎君紹介)(第二六六二号)

同外一件(原健三郎君紹介)(第二六六二号)

同外一件(原健三郎君紹介)(第二六六二号)

同外一件(原健三郎君紹介)(第二六六二号)

同外一件(原健三郎君紹介)(第二六六二号)

同外一件(原健三郎君紹介)(第二六六二号)

同外一件(原健三郎君紹介)(第二六六二号)

同外一件(原健三郎君紹介)(第二六六二号)

同外一件(原健三郎君紹介)(第二六六二号)

同外一件(原健三郎君紹介)(第二六六二号)

同外一件(原健三郎君紹介)(第二六六二号)

同外一件(原健三郎君紹介)(第二六六二号)

同外一件(原健三郎君紹介)(第二六六二号)

同外一件(原健三郎君紹介)(第二六六二号)

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

たいのは、これは非常にいいことだと思ふわけであり、郵政省がお出しになったその意図についてまず明らかにしておきたいと思うのでありますが、私の理解を若干申し上げますと、政治は国民生活の現状を認識をいたしまして、その認識の上に立つて政策を立案、実行する、そのための白書であるというふうに考えるわけであり、それから、今回お出しになったものは、これから未来永劫とまでは申し上げませんが、現状に基づいて郵政省がなされようとしておる中身である、こういうふうな理解をしてよろしいかどうか、その辺について伺いたいと思います。

○神山政府委員 お答えいたします。

通信白書を郵政省としては初めて今回発表させていただいたわけであり、この趣旨は、社会、経済の発展、技術革新の伸展に伴いまして、各種の通信手段の発達に著しい現象を見せております。そして情報の流通量の増大、利用の高度化というものが現れるわけであり、こういうようなときにあたって、通信白書によりまして、わが国の通信に関する実態を広く国民の皆さま方にお知らせするということは時宜を得たものではないかということで発表させていただいたわけであり、

この中身は通信の現状をお知らせするというものでございまして、四十七年度の通信の現状を述べたものであります。したがって、これから将来にわたっての政策というものを盛り込んだものとはなっておりませんので、御了承いただきたいと思ひます。

○森井委員 たくさん問題点の指摘があるわけであり、幾つか申し上げますと、こういうふうな書いてあります。

わが国はここ数年急速に情報化が進んでおる、そのためにメディアの多様化が進んでおりまして、特に電話による情報量の増大が著しい、四十七年度は三十五年度の四倍になっておるというような指摘がされております。

また、これまでは情報量は郵便、電話が大きく

て、その中で業務用通信が過半数を占めておる、データ通信、テレタイプとあわせて、情報メディアの多様化は業務用通信の分野で進んできておる、こういうふうな認識がされております。

さらに一方「暮らしと通信」という項目が第二部に出てまいりますけれども、ここでは住宅電話に触れておられまして、国民の所得水準の向上などの理由によりまして「生活利便の確保に対する欲求の増大によって、電話は必需品であるとする認識が国民の間に定着してきた」というふうなことがあげられております。なお「この傾向は、最近における生活行動圏の拡大、核家族化の進展等国民の生活様式の変化と相まって、今後とも一層促進されよう」と、これまでのビジネス中心の電話の利用から、シビルミニマムとして市民生活の上でも多くの人が電話を利用するようになってきていることを意味している。こういうふうな書いてあります。

さらにまた、国の政策にも触れておられるわけでありまして、「近年に至り、我が国経済の急速な成長過程で生じた種々のひずみが顕在化し、国民の間には成長第一主義に対する批判とともに、福祉社会実現のための新たな政策を望む声が強まった。」

大臣にお伺いしたいわけであり、いま私があげましたような白書の内容は、一々私はもつともだと思ふわけであり、いままで経済の成長に、通信なんかすぐ電話に的を絞って申し上げても、それにあわせて発展を促してまいりました。しかしこれからは、いま白書の内容を申し上げましたように、具体的に福祉中心といいますが、国民生活あるいは市民生活というものに欠かすことのできない状態になってきておる。したがって、これからの電気通信なんかすぐ電話の需要等の政策につきましては、郵政省としてもそういうような形で指導される、こういうふうな理解をしてよろしいかどうか、大臣からお伺いしたいと思ふのです。

○原田国務大臣 森井さんのお尋ねのように、従

来の成長型社会から福祉型社会への指向と、こういうことにこれからやってまいりますが、その中で、電気通信サービスの分野におきましても、生活電話といいますが住宅用電話を中心とする一般加入電話の充実をはかるということはお話のとおりであらうと思ひます。また老人福祉電話や身体障害者福祉電話など、老人や身体障害者に適した電話機器の開発普及をはかり、また地域医療情報システムなどのデータ通信プロジェクトの開発を進めていく必要が痛感されるところであります。

このような見地から、お説のごとく、郵政省といたしましては福祉型電気通信サービスの拡充強化について従来とも電電公社を指導してまいりましたが、今後一そうその実があらうように指導してまいりたいと思ひます。

○森井委員 そこで公社であります、四十八年、去年から例の第五次五カ年計画を立ててになりまして、その眼目は幾つかありますが、最大の眼目というのは、いわゆる加入電話の充足、まあ平べったく言いますと申し込めばすぐつく電話、これを現実にするということであらうと思ひます。そのほか、ちょっといま大臣が言われましたけれども、データ通信その他の充実をはかるということもあり、何が、何といひましても、私どもに御提示になりました最大の第五次の計画の目標は加入電話の充足、申し込めばすぐつく電話、ここにあっていうふうな理解をしておるわけであり、したがって、昭和五十二年までに千五百三十万個の電話を架設をする、こういう説明かと思ひます。

考えてみますと、いま通信白書でも明らかにいたしましたように、まだ日本の電話機の設置状況は、電話に対する水準というものはGNPが世界で三番目というところでありますけれども、そういう意味では先進諸国に比べてまだまだ非常におくれているといわざるを得ないと思ひます。公社はいままで、今回も含めて第一次から第五次まで計画を立ててまいりました。前回の第四次の計画

が終わるまでには一切の積滞を解消するという公約があったわけであり、これはついに実現をされません、いま申し上げましたように五十二年の第五次合理化計画が終わるまで待つことになったわけであり、これ以上はもう待てない。事実、郵政あるいは公社両当局とも五十二年末までには必ず積滞の解消をいたしますと、こういう公約があるわけであり、この公約について一体いまの状態が総裁として間違ひなくできるとお思いですか、まず所信のほどを伺っておきたいと思ひます。

○米沢説明員 お答えいたします。

ただいまお話がございましたように、電電公社といたしまして現在第五次五カ年計画を進めております。昭和四十九年度がその第二年度目に当たっております。第五次五カ年計画の最大の眼目は、全国的規模において電話の積滞を五十二年末において解消するというところでござい、しかも、この中でいま予測しております加入電話の増設数は、ただいまの御質問の中にもございましたように千五百三十万をつける、その千五百三十万の中の八〇％は住宅電話である、この点が従来の四次まで参りました計画と非常に違うところでござい、私といたしましては、この目標をぜひ達成したいというふうに思ひます。

なお、先ほど第四次五カ年計画末で、いわゆる申し込んだらすぐつくというのを確かに電電公社、これは私の時代ではござい、大橋前総裁の時代にそういうことをここで言ったことがござい、しかし、これはその当時予測いたしました加入電話数が、最終年度で約一千万というふうな予測をいたしまして、予測の間違いがあった、したがって、私たちはその間違いを拡充法を延長していただくときにたしか申し上げました。しかし五十二年末にはぜひこれを達成したいというふうな思ひしております。

○森井委員 四十七年末で積滞を一切解消するということができなかった、やはり見込み違いがあった、率直に私も申し上げるわけであり、

私が心配するのは、それでは五十二年の末で見込みどおり千五百三十万個で足りるのかどうかという問題だと思つてゐます。事実これはすいぶん狂つてきておるわけですね。公社自身がお認めになると思つておるわけですが、たとえば去年の四月でしたか、私がやはり同じような質問をしておるわけでありました。ところが、四十七年度末の積滞は幾らか、このときはたしか百九十七万というお答えだったので。ところが、締めてみたら二百二十七万あつたわけですね。三十万という違いがそのときにも出てきておるわけですね。総裁、これだけの違いがあります。

順次申し上げますと、若干数字が入りますので、大臣もお聞きづらいかと思いますが、ちよつとお許しをいただきたいと思つてゐます。四十七年度では、四十六年から引き継いだ積滞、これは二百五十二万加入、それに新規需要、新しい申し込みでありましたが、これが二百四十六万、合計いたしまして四百九十八万、五百万をちよつと欠けるわけでありましたが、四百九十八万加入が対象需要として公社は考へておられた。ところが実際は新規の申し込みが二百八十三万加入もあつた。四十万見込みと違つておるわけですね。そのために対象需要は四百九十八万ではなくて、五百三十五万になつた。やむなく当初二百八十一万加入の新増設計画を三百八十八万にふやしておられます。つまり二十七万加入ふやして切り抜けたわけでありまして、それから次に四十八年度は、初め四十七年度から引き継ぐ積滞数を二百七十七万、新規需要を二百六十二万、したがって、対象需要数、両者を足せばいいわけでありまして、四百七十九万とはじいておられました。そして、これに対して三百十万個新しくつける、充足率というのは六四・七%、つまり申し込みに對しまして六四・七%の解消をしましう、こういう提案だつたわけですね。ところが、四十七年度末の積滞は百九十七万と一たん見込まれて、私どもにも去年提示がございましてけれども、最終的には先ほど申し上げましたように二百二十七万加入、三十万もふえておるわけでありまして、さ

らに新規需要も、二百六十二万の予定が二百八十七万にもなつた。これも二十五万ふえておりまして、合計五十五万の狂いが去年出てきておるわけですね。したがって、充足率は公社が最初六五%と考へておられたのが、六〇%に落ちておりまして、四十八年度末の積滞数も百六十九万じやなく、これは公社が百六十九万になるだろうという推定をしておられたわけでありまして、実際には二百四十四万になる見込みですね。そこで今度は四十九年度でありまして、前年からの積滞は、いま申し上げましたとおり、百六十九万ではなくて、二百四十四万です。新規需要も計画の上では二百六十六万ということでありましたけれども、修正をされて、四十八年、今年並みの二百八十八万に、二十二万ほどふやしておられるわけですね。したがって、これをトータルいたしますと四百九十二万加入が対象需要数となります。公社から私が去年本委員会を通じて求めました資料によりまして、昭和四十九年度の対象需要数は四百三十五万でありまして、実に六十万近く需要が多いということになるわけですね。にもかかわらず、四十九年度の予算を見ますと、三百二十万しか新規架設することになっておりません。四十九年度につける電話は三百二十万ですね。これは当初三百三十五万つけるといふ要求を、十五万、——どこで査定されたのか知りませんが、三百三十五万つけないといふおそく事務当局の要望だろうと思つたのでありますが、十五万削られて、三百二十万に落ちておられます。これは一体何かといふことなんですね。これをお伺いしたいと思つてゐます。やはり公社の姿勢を疑わざるを得ないわけなんです。つまり四十九年度の需要充足率も、当初の計画は七二・四%、積滞と新規合わせたもののうちで七二・四%の電話をつけるという御計画に對して、いま申し上げましたような事情から六五%に落ちることになつた上、昭和五十年年度に百七十二万個の積滞をまた引き継ぐことになると思つたのです。当初の計画ではもう来年の積滞といふものは百二十万に落ちるはずなんです。そういう

う計画をお持ちでありましたから、百二十万しか積滞がたまらないと思つておりましたのが、ことし三百二十万個つけまして、百七十二万個でありまして、差し引きやはり五十万個ないし六十万個近いものが計画より狂つてきておる。これはたとへば四十七年度の積滞の予定、四十八年度の積滞の予定等考へてみますと、公社がくるくる変えておられるわけですよ。私はむずかしいという点はわかります。これは神さまじやないのだから一々こまかくとまでいかなくとも、私はそれだけやはり、——先ほど通信白書にもありましたように、いまシビルミニマムといわれるほど市民生活に欠かすことのできないものになっている。公社は依然として千五百三十万個つけばよろしいとお考へようですけれども、いま申し上げましたように、あなたの方の見込みをはるかに上回つて電話の需要が殺到しておる。こういう現状を見ると、やはり私はもう一度、五次計画の最終年度に至るまでの電話の架設計画といふものは考え直される必要があるのではないかと。絶対量もふやす、年度別の架設計画もふやす、そういうふうにしななければならぬと思つておるわけですが、再度そういうふうな御検討をなさる御用意があるのかどうなのか、お伺いしたいと思つてゐます。

○米澤説明員 お答えいたします。ただいま積滞の数字につきまして御指摘ございましたが、これは後ほど関係の局長から答弁させていただきます。電電公社が昭和五十二年年度末に全国的規模において積滞を解消する、こよは私は最大の目標でございます。経済の成長そのものが、たとえば四十七年、八年といふものは、実質GNPの伸びが一・二、三%あつたといふような時代もございました。また、たとえば四十九年度から五十年年度にかけてどのような経済成長が行なわれるか、これはなかなか、私たち専門家でございせんが、やはりある程度スローダウンするのではないかといふふうに思つてゐます。ただいま御指摘がございましたように、第五次五カ年計画の中で千五百三十万を考へ

ましたときには、四十八年が三百十万つける、四十九年が三百十五万つける、五十年は三百十五万、五十一一年になりまして、それを若干減らしまして三百万、五十二年が二百九十万、こういう数字になっております。したがって、もしも、これは仮定の問題が入りますが、御指摘がございましたように、経済の成長が順調にいきました、なお電話が出てまいるといたしますと、この五十一、五十二年度は千五百三十万といふのは減らしてあるわけでありまして、減らしたものを場合によつては伸ばすということも考へられますが、現在の時点では最近の積滞がむしろちよつと減る傾向も出ております。したがって、私たちは、この五年といふような長期計画でございまして、この千五百三十万といふ数字は場合によつては変え得ることがあるかもしれない、しかし全国的規模において積滞をなくすといふことは、これはぜひ達成したいといふふうに考へております。

数字につきましては計画局長から…… ○清水説明員 ただいま先生からいろいろと数字の御指摘がございまして、当初の予定と狂つてまいりましたことにつきまして責任者として非常に思つたことをいたしておるわけでございますが、実は第五次五カ年計画をつくり出す時点におきまして、私どもいろいろな形で予測をいたしました。その当時、前にございした席でも御説明をしたと思うのでございせんけれども、諸外国のいろいろな普及状況等も勘案いたしまして、昭和五十二年までどの程度の需要が出てくるであろうかといふことを予測したわけでございますが、そのときに、過去におきましての第四次五カ年計画時期までの私どもの予測の狂いといふものも大いに反省いたしまして修正をいたしたつもりでございます。同時に、先ほど総裁からも御説明いたしましたように、大部分が、八〇%以上が住宅用電話であるといふことをどのように予測に織り込むかといふことにつきまして、いろいろな数字及びいろいろな手法を使いまして予測したわけでございます。その結果、先ほどの千五百三十万といふ

ものを手測いたしまして、同時に八二%が住宅用電話であるという形でわれわれはつくったわけでございます。それが四十七年度になりまして、先生御指摘のようになりかた様子が狂ってまいったわけでございます。

なぜ独ったかということにつきまして私どももいろいろ分析いたしましたわけですが、やはり一番大きな問題は、私たちが当初考えました以上に景気が非常に前向きに進みましたために、私どもが考えておりました以上に事務用電話の要望がふえたということが一つございます。さらに住宅用につきましても、かなり住宅の建設戸数等がふえまして、大都市の周辺等におきましては私たちが考えた以上にかんがりの要望が出てまいりました。それと、もう一つ非常に大きな要素としたしましては、全国的に設置場所変更という制度をつつくりまして、全国場変と言っておりますが、そのために、従来ですと家をつくってから電話をお申し込みになる方が大部分でございましたものが、移転ができるために前もって申し込まれる、たとえば木質アパートなどの部屋でもかなりの申し込みが出ています。こういう非常に急激な、従来と違った様相を呈しましたために、四十七年度の新規需要が御指摘のようにふえたわけでございます。これに対しては、補正予算を組むことによりまして若干の補正をいたしました。

その結果、四十八年度につきましてはどのように考えるかということで私たちも非常に悩んだのでございますが、やはり四十七年度のそういう実績等を勘案いたしまして、四十八年度は当初の五次五カ年計画よりも若干ふやさざるを得ないというところで、先ほど御指摘のような新規需要を対象として予算を立てたわけでございます。その後、実は私ども非常に心配いたしましたして、数字を守っておるのでございますが、最近の傾向を申し上げますと、非常に簡単に申し上げますが、実はかなり鎮静化してまいっておりますで、私どもが考えておりました数字とそれほど食い違っていないというふうに思っております。

なおこれらの数字を参考にいたしまして、五十二年度にどのようなことになるかということについては、先般来私ども全局の職員をあげまして、いろいろな数字等をできるだけ利用いたしまして予測をいたしておりますが、その結果によりますと、やはり千五百三十万についてはそれほど変更を必要としないでいけそうであるということでございます。もしこれが若干狂つてまいりまして、先ほど總裁が申し上げましたように、五十一年度あるいは五十二年度等は五次五カ年計画自体がむしろ増設数をスローダウンしておるような計画でございましてものですから、その辺の修正によつて可能であろうというふうに考えておるわけでございますので、それほど食い違ひがない、したがひまして、結果的には五十二年度での全国的規模においての積滞解消はまず達成できるというふうに考えておるわけでございます。

に考えておるわけでございます。

○森井委員 総裁、あなたはいま若干新規申し込みが落ちる傾向にあるとおっしゃるわけですね。あなたも当然耳に入っておると思うのであります。が、事務当局がはじいておりますものは、四十八年度、これはまだ終っておりませんから見込みと、いうことになりましたが、二百八十七万新規申し込み、四十九年も二百八十八万、一応事務当局ははじいておられます、そういう前提に立って三百二十万個というのをつける、こういうふうな説明をしていらつしやいます。そうすると需要が落ちる傾向にはないと私は理解するわけです。この点いかがかということですが……。

○米澤説明員 お答えいたします。

昨年の八月の時点で四十九年度の予算案をつくるときには、確かにおっしゃる様に需要は非常にふえてまいりました。したがって、私たちといしましては、予算案をつくるときの計画では千五百三十万の割り当ての中で三百十五万というものを四十九年度に予定しておったのでございますが、それではいけないというので二十万上乗せいたしましたして三百三十五万という数字を大蔵省に要求いたしました。ところがいろいろ政府の総需要

抑制という方針で、私たちは大体一六、七%の絶対値の伸びを予想いたしましたのでありますが、査定の中には伸び率ゼロに査定してまいりました。これではいけないというので、大臣折衝におきまして、電電は特別だということで5%の伸びにしました。その際に電話だけではどうしてもある程度戻さなければならぬというので、第五次五カ年計画で予定いたしました三百十五万に對しまして結果的には三百二十万になったということでございまして、最初の要求より確かに十五万割られております。

私が最近需要が減り出したと言ったのは最近の事情でございまして、いま御指摘ございましたように昨年の石油危機の前じゃなくて、その後に若干減りかかってきた、こういうことを申し上げたのでございます。ただ、この五カ年計画の中で三百十五万というのが年度といたしましては最高の架設数になっておりまして、後年にいきますとこれが減るようになっております。私はこの減ることで、もし今後需要が出てまいればただいま御意見とが、もし今後需要が出てまいればただいま御意見とがございましてように修正いたしましたし、とにかく積滞解消のほうがウェートが高いのだ、千五百万三十万の数場合はよっては変えてもいいのだ、というふうに考えておる次第でございします。

○森井委員 計画局長の最終的には千五百三十万前後でいだろうという見通しについては、私は

大臣、これをこらんだきたいのですけれど、これは電電公社が出したものです。この黄色い部分がわが日本のいまの電話の水準でありまして、第五次合理化計画が終わる時点には、人口百人につきまして三十四個の電話がつくようになつております。これはたとえばアメリカあたりが同じく人口百人につきまして六十個なのです。スウェーデンが五十七個、スイスが五十個、こういうあいなのです。したがって、まだまだ日本のいわゆる経済水準からいけば、第五次合理化計画が終わつても、いま申し上げましたとおり、これは順序として世界で七番になると思うのです。こ

それだけの違いがございます。やはり通信白書でも分析をしていращいますように、たとえば国民の所得水準の増加、こういったものもあるわけでありますが、それらを勘案をいたしますと、やはり私どもとしてはGNP並みに伸びるだろう。それから情報量もずいぶん増大をしておりますね。同じく通信白書でありますけれども、昭和四十年と四十七年とを比較してみますと、情報量というのは四倍にふえておる。そのほかいろいろ理由はあると思うのでありますが、電電公社が考えております第五次合理化計画が終わります五十二年では、いま申し上げましたような数字にしかない。これはいま總裁が固定的じゃない、場合によってはふやしてよろしいということでありますが、ふやすとすればやはり合理化計画というものを大きく変えていかなければならぬ、なかんずくこの加入電話の充足の計画については練り直さなければならぬという状態に來ると私は思うのです。

大臣にお伺いしたいわけでありますが、そういう意味で、特に通信白書を出しになった立場で、もう一度こういった加入電話の充足の問題についてお考えを聞き、かつ電電公社を指導される御意思はないのかどうか、お伺いしたいと思います。

○原田國務大臣　いま森井さんがおっしゃるよう
に、一番先進諸国といわれておるスウェーデンであ
るいはアメリカにおけるところの電話の現在にお
ける普及率というものを考えると、日本の今後の
五十二年度におけるところの実態というものは
もつと伸びておるはずである、こういう前提に
立てていま立てておる五カ年計画というものに對
して、ここで練り直す必要があるのじゃないかと
いう御趣旨であらうと思います。私どももその
ような実態を知っておるわけでございますけれど
も、一番いま問題は、その目的を達成するために、
一つの難関に到達しておるのが現状であらう。こ
れを達成するためには、いまの経済情勢というも
のを調和のとれたものにしない限り、私はすべて

のものが目的を達成することはむずかしい。そこに現在の短期決戦といわれているところの物価問題を最大の問題として取り組んでおるのが現状であると考えております。そのために、予算編成の際にも、総需要抑制というたてまえから、いわゆる公共投資類のものはゼロということに押えなければならぬ。しかし、福祉的なものは、これはやはり伸ばしたい。これが今度の予算の一つの特質ではないかと思っておりますが、先ほど電電公社の總裁が話しましたように、その中で私も一番先に答弁いたしましたように、この電気通信関係の施策というものは、将来福祉型に伸ばしていくということに重点を置きまして、指摘されるような問題もないとは私申し上げませんが、しかしながらそれを十分含んで、今度の予算折衝にいたして、今日の五カ年計画に対するところの達成というものが、これなら何とかいける、こういうことで決定をいたしましたものでございまして、森井さんの御指摘をされることは十分考へつつ、何しろ四十八年、いま初年度でございまして、第一年度でまず今日当面しておる問題を突破いたしまして、そしてこの目的を達成するために万全の、最大の努力を傾けてまいりたいと思っております。御意見に對しましては十分私も念頭に置いてこれから取り組んでいきたいと思っております。

○森井委員 とにかく、いま電電公社がはいっておりますものだけで、少なくとも数十万個のすでに狂いが出てきておる。このことを明確に申し上げて、私といたしましては再度計画の練直しを要求しておきたいと思っております。たとえば、いま電話の個数水準等で申し上げましたけれども、これからの増大の状況というのはやっぱり住宅電話に移るだろう。そういったしますと、いま住宅電話の水準というのは、これは同じく人口百人当たりで日本は九・九なんです。ちなみにアメリカを申し上げますと、四十三・七個ついているんです。住宅電話の場合です。百人当たりアメリカが四十三・七、日本は九・九なんです。イタリアで

すら十一・六個ついているんです、百人当たり。非常に住宅電話というのは低い状況にございまして。ですから、そういった現状を御認識をいただきまして、いま申し上げましたように、再度正確な御検討をひとつお願いをしておきたい、こういうふうにするわけですか。

そこで、時間があるまいので、関連をして、例のいままで申し上げてもつかないという電話、つまり積滞の解消状況についてお伺いをしたいと思っております。これは私のほうで要求をいたしまして、いま資料をいただいておりますが、いわゆる積滞の解消状況については、全般的にいいですと前へ進んでおります。ところが、部分的にはずいぶん問題が出てきておるわけです。たとえば府県別に見ますと、もう積滞の全くない地域というのは、たとえば東京であるとかあるいは大阪であるとか、大都市であります。ところが、九州、四国、沖縄、こういったところはほとんどどの県も去年より積滞がふえておるわけです。これは一体どういうことでしょうか。積極的にこの積滞を減らしますとおっしゃっていただいておりますが、いま申し上げましたように、減っておりますところもありまして、成績のいいところもかなりあるわけですが、その点については御努力に對して敬意を表しますけれども、同時に、まだうしろへ向いて、九州のごときは全県といってもいいほど、去年の十二月末現在の数字でありますけれども、むしろ積滞、申し込んでもつかないという状況の電話がふえておるという。この点總裁どうでしょうか。どういうふうにお考えですか。

○米澤説明員 お答えいたします。

確かに全国的規模において五十二年末においては積滞を解消するということは、これはぜひやりたい。ただ部分的に見ますと、たとえばいま御指摘のありました九州とか北海道、こういうようなところが予測より伸びておるということがござい

ます。それから、これは数字の中でまた後ほど局長が説明いたしますけれども、たとえば、いわゆる共電

式を改式するという改式の問題が一つ出てまいっております。まだいわゆるマグネットの局が全国に残っております。こういうマグネットの局で長期積滞が起ころおるといことがござい

ます。これらは計画的にやはり自動化しなければならぬというように思いますが、しかし、このマグネットの局はもう公社直轄局は一つもござい

ませんで、全部郵政の委託局になっておりますので、やっぱり要員問題が一つござい

ます。非常にむずかしいという理由につきましては、もう私どもは何回も聞かしていただいたわけですが、おそらく公社もやれることはやってきておられると思

います。その点は私は認識をしておるわけですが、しかしながら、いま申し上げましたようになお積滞が残るという場合にどうするか、ここだと思

うのです。ですから、具体的に提案を申し上げますが、いまの制度のままで、つまり郵便局のままで

とかあるいはジャックを増設するとかいう形でも努力いたしました結果が、全国的には、たとえ手動局でございましたも、積滞数は年々減つてまゐつておるわけでございます。しかしながら、これにももちろん限度もございまして、同時に、委託局のままでさらに交換台を増設するような施策をとり過ぎますと、これが将来にわたりますと別な意味での禍根を生じてまいるというようなこともございます。

そういったことから、私どももいたしましては、隣の自動局に収容がえをするというような形での救済方法、それから数年前からいたしておりました地域集団電話による解決方法、これらによりましてかなり実質的な積滞を解消してまいつておるわけでございますけれども、御承知のように、たとえば地域集団電話につきましては、設置いたしまして二年とかあるいはせいぜい三年ぐらいいで、こういう電話ではやはり電話としての効用が不十分だというような形から、一般電話に切りかえてほしいというようなこともございます。これらを突き詰めていきますと、結局は自動にしないではお客さま方は満足していただけないということまで参るわけでございますので、いろいろ困難な問題がございますけれども、郵政省とも十分打ち合わせしながら、結局は自動改式にして根本的には解決していく。その過程におきましては、先生おっしゃいましたようないろいろな施策をしておるつもりでございますので、もう少し時間をかけてみていただきたいと思います。

○森井委員 これは甘いもすいも十分かみ分けられる郵政大臣に御質問申し上げるわけでございますけれども、いまお聞きのように、山間僻地等にありますが郵便局がいま交換手による交換をしております。委託局と呼んでおりますけれども、これが電話がつかなくて困つておるわけです。いま計画局長はああいふ答弁をいたしましたけれども、四十七年の手動の積滞というのが三十三万個あった、それが三十一万個になつておる。わずか二万個そこそこしか減つていないのですよ。自動局の場合は百

九十三万あったものが百四十六万でありますから、これは五十万近く減つておる。手動局の場合はいま申し上げましたように二万個ぐらいいしか減つていない。隘路は先ほどお聞きのとおりなんです。何とか行政の手を打たなければ、いま電電公社の答弁がありましたけれども、率直なところ私は自信がないのじやないかと思つております。身分の問題、局舎の問題その他たくさんあるわけですから。そこで、いまのままで何とかつけるような対策を講ずべきである、つまり型は古い、こういう電話にしなければならぬという状態なんですね。で、このままに政策を放置すれば、いつも問題になりますようにそういう山間僻地の局が残るといふ問題があるわけでありまして。何らかの新しい手を打つ必要があると思つておるわけであります。大臣いかがでしょうか。

○浅見政府委員 手動局におきます積滞の解消が思うようにいかないという御指摘でございます。たいていへんごもつともございまして、先ほど公社の計画局長からお答え申し上げましたように、過程と申しますか経過的な困難性がいろいろございまして。先生は手動のまま解消の方途を講ずべしとおっしゃるわけでございますが、その点につきましては、公社も台増の余地があれば局舎スペースの許す限りつとめておるところでございまして、あるいは隣接自動局への収容というようになこともやつておるわけでございまして、どうもこの辺が私の目から見しても努力の限界ではなからうか。結局抜本的には、先生も御提案なさいました可搬式にせよ、自動化によるほかはないのではないかとこのように考へておりますわけでありまして、これは御指摘のように対象郵便局がだんだんに山間僻地に入つてまいりましたので、一そう困難性が出てまいりました。主として要員問題でございまして、この点につきましても、公社としては六割程度受け入れ努力をするように約束しております。何とか郵政省、公社間でこの辺の要員問題の解消につきまして一そう精力的な努力

をするように、私からも指導を強化いたしました。御期待に沿いたい、かように考える次第でございます。

○森井委員 最後に大臣、この問題については沖繩が非常に悪いのです。これは非常に深刻でして、数字はもう申し上げませんけれども、要するに、先ほどの話でおわかりのように自動局、手動局とれも日本のどの県の水準よりも悪うございまして、さらに長期積滞に至りましてほとんどふえつておるわけです。たとえば長期積滞というのは、待つ期間が事務用で二年、そして住宅用なら三年なんですね。それだけ待つてもなおつかないという長期積滞が、沖繩の場合去年千二百だったのがことしは三千四百、倍増どころか三倍増しておるわけですね。これはゆゆしい問題であります。もう復帰何年かたちましたが、これは電電公社に十分考へていただいて、同時に郵政省、大蔵省等とも連絡をとっていただいて、早急にこの解決を迫る必要がある。この点について大臣のお考えを伺つておきたいと思ひます。

○原田国務大臣 沖繩の問題につきましては、先般、ちやうど電電公社の総裁も一緒におる予算の分科会におきまして、森井さんが提起になつておる問題のお尋ねがありました。その中にはいまおっしゃるようなことが述べられ、私はそれはたいていへん必要なことである、特に沖繩が復帰するまでの自動交換という形でなくとも伸びておつたものが、復帰してから、非常に便利なものができて日本本土と沖繩との間に直通の電話ができる反面、事務用電話等に追われて一般の電話が伸びないという。これは、私は切実な問題だと受け取りまして、電電公社の総裁もそこにおられました。これは御要望に沿うように対応しなければならぬという御答弁を申し上げておいたのでございまして、きょうもまた、重ねて森井委員からこの問題についてお話がございました。ここにその責任者みなおるわけでございますから、全力をあげて対応してまいりたいと思ひます。

○森井委員 それで、関連をするわけでありますが、先ほど大臣の答弁で、総需要抑制の見地からとはいふものの、本土等については加入電話の必要もわかるけれども、この危機を乗り切つてとおっしゃいました。ところが、御案内のとおり拡充法という法律で電話をつける人からは債券を買わせるわけですね。少なくとも十万円以上の金を強制貯金をさせるようなものなんですね。これは電電公社は借金を払ふことになりまして、したがって、一般の公共事業その他と違つたわけなんです。同時に貯金をしているわけでありまして、この電話をつけるということは、まさに国策に沿つた方向じやないかと私は思ふ。これは沖繩でも例外ではないわけでありまして、その点ひとつ十分考へていただきたいと思います。

時間の関係で一つ二つ簡単な問題について――簡単にありませんが、お伺いしたいと思つたのでありますが、先ほど大臣の御答弁にもございましたが、沖繩電話の問題であります。これは確かに四十六年から制度ができて、世のお年寄りであるとかあるいは母子家庭、身体障害者という皆さんに福音をもたらされたと思つたのです。ところが遅々として進んでいないのです。これは四十八年の十二月現在であります。市町村が設置をしたものはわずかに二千六百なんです。それから社会福祉法人や個人等合わせまして一千七百。これは私の数字であります。身障者等を入れてもせいぜい全国で五千そこそこしかついていない。これは、まず国の予算の問題もございまして、新年度も厚生省は計画をしておりますが、わずかです。

そういったしますと、福祉電話という非常にいい制度ができたにもかかわらず普及をしていない。しかもこの隘路は先ほど申しましたように予算上の問題もございまして、やはり行政ベースが追いつくまでは個人の出費にたよらざるを得ないという問題もございまして。たとえばお年寄りがおりまして、まだ市町村はつけてくれないけれども、本人がなけなしの金を出すと、あるいは別居の

むすが出すとか、親戚が出すとか、そういう形で、やはりお年寄りに、特に独居老人にはつけてやる必要がある。ところが、これで最大の隘路は、地方公共団体がつける場合は債券免除になっておるわけですが、これは非常に無理な解釈をしておりまして、いずれにしても社会福祉諸団体あるいは社会福祉事業の事業所だという認定を老人の宅に当てはめまして、債券免除になっておる。これは当然施行規則を直す必要があるんじゃないか。そうして、まともに福祉電話については老人宅につけるといふふうには改正をされないと少し無理がございます。この点は監理官でよろしくうございませうが、御答弁いただきたい。

そこで、大臣にお伺いしたいのは、これは公社の總裁にも同じでありますけれども、なぜお年寄りから債券を取らなければならないのかという問題なんです。もう制度につきましては、独居老人は、個人がお金を出してつけても優先順位は第一順位といましてすぐつけることになっております。問題は債券なんです。お年寄りは、ことばは悪うございませうが、これから二十年も三十年も生きるものではない。その人から金を出してもらって、十年もしくは二十年で払うからおまえ金を借せ、それなら電話をつけてやろうというシステム、これは非常に問題があると思うわけです。ですから、一切の福祉電話については債券を免除すべきである、こういうふうには考えるわけでありませうが、この点いかがでしょうか。どちらからでもよろしくうございませう。

○浅見政府委員 福祉電話につきましては問題でございますが、まず一人暮らしの寝たきり老人につきましては、今年度サンプル調査をいたしまして、全国の実況を私どもにおきましてつかんだところでございませう。この資料を厚生省のほうに渡しまして、厚生省は四十九年度から年次計画を立てまして補助金等の措置をしていくということに相なっております。御指摘のように現在まことに微々たるものでございませうが、調査が終了いたしましたので、この資料をもとに厚生省におきまして

て四十九年度以降年次計画が進むにつれまして普及してまいるものと存じます。

また身体障害者につきましては、私ども四十九年度予算におきまして調査費をお願いしておるところでございまして、その調査結果が出ますれば、また厚生省に渡しまして善処してもらつてもいいおるわけにございませう。

ただいま最後にお尋ねの老人に対する一般的な債券免除でございますが、やはり一人暮らしの、つまり老人一人で単独の世帯を構成しております場合に初めて問題になるかと思うのでございませうが、この点今後十分法的な面につきまして検討をしてまいりたい、かように考えます。

○森井委員 法的な面はもう拡充法並びに施行規則によりまして、社会福祉事業法に定める事業所、更生緊急保護法に規定する更生保護施設、こうなっております。それにお年寄りの住宅を当てはめておるわけですね。非常に無理がございませう。これは郵政省令です。簡単に變更されると思うので、現状に合せて變更するべきである。これは検討をお願いしたい。

それから債券免除については、そうすると、もう前向きに御検討願います。一言明確に。○浅見政府委員 御指摘の省令でございませうが、いまだちにどう改正するということはちよつとお答えしかねますので、帰りまして、十分先生の御意見を含めまして、一人暮らし老人世帯全般に關するものとして順次明らかにしてまいりたいと、かように考えます。

○森井委員 非常に大事な問題なので、大臣から御答弁いただきたいと思ひます。

○原田國務大臣 いまの問題を含んで、老人あるいは身体障害者等に対する電話によるところの福祉政策の充実ということは私は大事なことであると思つております。私、就任しまして聞きますと、寝たきり老人ですから、これは起きられないんだから、そのまくら元でよく聞こえる機械を開発しておるといふ説明も聞きました。これらのことも含めまして、私は、いま年度の予算を御審議を

願つておる最中で、衆議院はあがりましたけれども、そのときにまた再来年のことを言うということはどうかと思はれるかも知れませんが、私が就任をいたしました本年度の編成で取り組んでおるわけでございませうけれども、来年度にも引き続きましてこういう面に入力を入れて、いまお話しのような点にも十分配慮して前進をさせたい、こう考えます。

○森井委員 それでは、最後に労災事故の問題についてお伺いしておきたいと思うのですが、去年のちようどこのごろの本委員会でも質問いたしました。が、電電公社の建設工事で非常に死亡事故、重傷事故が出ております。極度に数が多いのです。しかも年度別に減らないわけですね。四十五年が五十一人、四十六年が六十三人、四十七年は五十六人、四十八年はまだ進行中であります。が、ややもします。これは死亡者が六十人になるんじゃないか、こういう状態であります。しかも昨年以來これは国会でいろいろ問題になりまして、何とか減らそうという形になっております。ところが依然として減つておらない。かいつまんで、状況について御報告をお願いしたいと思います。

それからもう一つ、時間の関係で質問を重複させますが、いま申し上げましたのは、いわゆる公社と關係のあります建設会社であります。が、もう一つの問題は、最近公社の職員が感電事故でなくなりまして。三月の初めでありましたけれども、しかもこれを見ますと、いわゆる高圧線と非常に近いところで、安全基準によりまして、少なくとも一・五メートル以上離れていなければならぬのに、高圧線と五、六十センチの距離で工事をしておるといふ、非常に安全を無視したやり方で公社の職員が死んでおります。この点についても公社の具体的な対策をお伺いしたい。何しろこの感電事故というのは中国地方で起きておるわけでありませうが、たとえば中国地方だけで、そういうふうに非常に高圧線と至近距離の公社の線路、問題点というのは二万カ所をこしておるんですね。全国的にはこれはすこい数だらうと思うわけであ

りますが、再点検の状況、これからの方針等も含めて御答弁をお願いしたいと思います。

○中久保説明員 お答え申し上げます。ただいま先生御指摘のとおり昨年の通信委員会におきまして、そのほかの委員会におきまして、私どもの電気通信設備工事の人身事故につきましていろいろ御指摘をいただきましたにもかかわりませう、なお事故が続いておりますことは、はなはだ遺憾に存する次第でございませう。私ども昨年の御指摘を契機といたしまして、本社におきまして、有識者、業界代表、労働組合代表、それに私ども、四者の構成メンバーをもちまして安全対策審議会を設置いたしまして、安全の確保と事故の防止の基本的事項につきまして研究審議いたしてきた状況でございませう。そこでいろいろ結論を得ましたことにつきましては、すぐ各分野で実施するというような措置をとってまいりました。

また、工事も一時中止して総点検を行なうとか、あるいは安全パトロールを強化するとかいうような、ありとあらゆる措置をとってまいりました。なかかわりませう、いま御指摘のような事故が続いておりますこと、まことに遺憾に存する次第でございませう。

最近の状況につきましては先生からお話ございましたが、一応いろいろな分野において安全の対策をとってまいつたわけでございませうが、ある部門、たとえば電柱から転落して死亡するとかいうような事故、あるいは材料置場におきまして電柱が落ちて死亡するとかいうような事故とか、あるいはガス關係の事故、こういうものは四十七年度より減少しております。ことにガス事故は四十八年度は皆無になっておる状況でございませう。しかしながら、残念ながらいま二番目に御指摘いただきました感電の事故とか、あるいは土砂がくずれて死亡いたします事故、こういうものについては昨年度よりふえておるような状況でございませう。これらにつきましては全般的に安全の対策を強化するということでやつておりましたけれども、残念ながらそういう事故がふえておりますので、

その方面について安全対策審議会でなお十分に検討いたしまして、そういった事故の撲滅を期するという覚悟で現在やっております状況でございます。

それから第二番目に御質問いただきました公社の職員で感電死をいたしました事故についてでございますが、私も、そういった屋外の公社の工事におきましていろいろかねてから対策をとってまいりました。特に昨年度から屋外作業の安全確保、安全対策の三カ年計画を立てまして、強電線との距離不足部分を修正すると、あるいは老朽マンホールの補修とか、あるいは老朽電柱の取りかえ、こういったものを調査いたしまして、三カ年をもちましてそれを全部払拭するというのが計画で現在進めておるわけでございます。ところが、たゞいま御指摘の強電線との距離の改修につきましては、私も公社自身でいろいろ手を打つことが出来るものもございまして、やはり電力会社でいろいろやっていたこともございまして、なかなか早急ということにまいらない部分もございまして、そこで私も、そういった部分につきましては、たとえば注意標識板を取りつければ、あるいは電力会社に防護板、絶縁防護の用具を取りつけてもらうとか、あるいは電力会社の係に立ち会っていただいて工事をすると、そういうような措置を講じて、そういう強電線による感電死をなくしていくという考え方で現在やっております次第でございます。

○森井委員 答弁が長いので困ったわけですが、まずあとのほうの感電事故については、先ほど申し上げましたように、私いま数字を持っておりませんので、事故が起きた中国地方だけでも二万一千カ所くらい危険箇所があると私も理解をしておるわけですが、全国的に総点検をされて、適切な措置をおとりになる御意思があるのかないのか、その点だけ明確にしておいていただきたい。これは事命にかかわる問題ですから、何をしたかにをしたといつても、現実に事故が起きておるわけです。だから遺族の補償その他を含めて、この機会に抜本的な安全対策を講ずる必要がある、この

点、總裁からお伺いしておきたいと思うのです。それからきわめて残念であります、去年とことしと比べて事故が減っております、建設会社の場合も、しかも分析をしてみますと、元請の会社よりも下請の会社、これは子請、孫請、曾孫請くらいまであるのではないかと、思っております。したがって、ここから事故が起きておるわけですが、一体いま電電公社が契約しておられます建設工事、七十近い建設会社があるわけでありまして、下請の実態について、電電公社はどの程度把握しておられるのか、明確に御答弁をお願いしたい。それが二つ目。

それから三つ目は、そういったふうの下請、孫請等で労災事故が起きた場合に、きわめて奇妙なことに、人の命に金額の差をつけておる、これは非常に問題だと思っておりますが、それぞれ労災で規定をされた金額以外のものを払っておりますけれども、たとえば元請と下請会社の補償金が違つておるといふような問題があるわけですが、しかもこれは各建設会社でもばらばらです。これは電電公社が建設工事をそれぞれ工事請負契約に出すわけでありまして、中身はすべて公社の仕事なんです。本来これは職員がやってもおかしくない仕事です。それを工事会社にやらしておるわけでありまして、そういった現状について公社の対策をお伺いしておきたい。やはり人の命に差をつけるのはおかしいのではないかと主張であります。

○米澤説明員 総合的なことだけ私申し上げまして、あと残りは関係の総務理事からお答えいたします。まず、森井委員が昨年の国会でも御指摘がございまして、私もこれはぜひやらなければならぬ、いわゆる人身事故を絶滅させたいという決意を持ちまして審議会をつくらせました。審議会の中には労働省あるいは建設省、学識経験者それに公社側の委員、それから労働組合から全電通の書記長、それからまた業界からは業界の代表者、それから

組合の代表者にも入っていただきまして、こういった審議会というものは公社として初めてつくつたわけでございます。そこでいろいろ審議させまして、七回くらい審議したところでございまして、私逐次その報告を聞いております。しかしこの審議会ができてからは若干事故は減つたというふう聞いておりますけれども、全般的にいいますと、必ずしも成果はあけておりませんが、これにつきましては、事が人命に關することでありまして、最大限の努力を今後とも続けたいと思っております。

○三宅説明員 お答え申し上げます。まず最初にお話しのごいしました強電線との距離の問題、この問題につきまして、先ほど建設局長が申し上げましたように、全国的にこういった距離が十分にとれておりません部分、これがどれくらいあるかという現状調査等を昨年さつそくやりまして、現在三カ年計画の中でこの距離を正すこと、こういったような努力を続けております。電力会社との相互の工事の問題、いろいろございしますが、できるだけこの三カ年の中で全体を終えたいという形で現在努力をいたしております。ただ全部すぐにはいろいろな事情でできませんので、その場所に関しましては、先ほど建設局長も申しましたような臨時応急措置と申しますか、というふうなことでできるだけ対処していききたい、こう考えておりますが、今回公社の職員でこういった関係から感電事故というような事故が発生いたしましたことはまことに残念に存じております。今後こういったようなことのないように、さらにいろいろな注意というふうな面について徹底していきたい、こう考えております。

次に下請の問題についてお尋ねがございました。現在、公社の工事の中で特に土木、線路、こういったようなものが主体でございますが、下請という形の実際の工事が行なわれているというこ

とは事実でございます。こういった下請に關しまして、公社はまず第一に、いろいろな工程の中で下請がやりましてはいけないという下請禁止工程というものを設けておりまして、これに關しては必ず元請がやるというふうな形をとらせておる工程がございまして、これは工事の品質その他相当な技術的なレベルを確保したいという考え方、あるいは工事の進行の途中で通信をとめるというふうなことがないかというふうな考え方からいたしておるわけでございます。その禁止工程以外については下請が確かに入っております。現在一応公社の把握いたしておりますところは、技術者数が、四十七年度の推定でございますが、元請で三万六千人、下請で四万六千人、やや下請のほうが技術者数が多い、こういった状態になっております。この下請の管理につきましては、元請負業者が使用いたします下請につきましては、各年度当初に、今年度はこういった下請を使いますというふうなことを公社に対して登録をさせていただきます。この登録業者を使うというのを指導いたしております。こういった形で、何と申しますか、下請の技術者というふうなものがどの程度のレベルか、あるいはどの程度の技術者を持っておるかというふうな点についても公社は管理をいたしております。しかも個々の工事につきましてもこの下請業者を使うというふうなことの届け出をさしておることで、そういった形で管理をいたしております。

それから、残念なことですが事故が起きた場合には、確かに現在元請業者と下請業者、それぞれの従業員が災害にあいました場合の補償金額につきまして、法律で定められております労働災害の補償はもちろ同じでございますが、それに付け足します部分につきまして元請と下請で若干の格差がある、これは事実でございます。先生のおっしゃるとおりでございます。こういった点について確かに人の命に差があるかという点の問題はございまして、しかし、公社の関連業界ばかりではなく、一般の建設業界におきましてもこの

いった格差が若干あるということも事実でございます。こういった法律で定められました以外の補償につきましては、やはりその企業の経営内容その他によって若干の差が出てくるというようなことも社会的に事実であろうと思います。そういった点につきましてもできるだけこの格差を少なくするようにしようということ、下請業者の従業員の災害につきましても元請で一部補償額を持つというようにすることも現実には公社の関連業界では行なわれております。こういった点につきまして、さらに格差を少なくするような努力をさせますように公社といたしまして元請業者を指導していきたい、こういうふうに考えております。

○森井委員 時間を超過しておりますので、最後の質問になりますので、的確な御答弁をいただきたいと思ひます。

先ほど三宅総務理事は盛んに下請の技術者とおっしゃいましたけれども、技術者はそんなに三万数千もないと思うのです。技術者じやなくて、要するに労力を提供する皆さんはたくさんおられますけれども、そんなに技術者がおるものならこんな事故は起きない。

そこで、下請があることについてもお認めになりました。やはり同じ下請でも、常時仕事に従事される人といわゆる季節労働者等があると思うのですね、いわゆる出かせぎ者。この人たちの中にはやはり事故が起きておるのではないかと、また事故になるものがあるのではないかと、いきなり来てもらつてむずかしい仕事に参加をしてもらうわけでありまして、この点について十分メスを入れていただきたいと思ひますけれども、そういった実態について把握をしておられれば御報告を願ひ、かつ対策を明確にしてみたい。それが一つ。

同時に、そういった人は——いま登録の問題が出ておりますけれども、会社名の登録であつて、いわゆるだれとだれを雇つたという個人名の登録というのはいないのか、こういうふうに思ふわけですね。その辺にやはりチェックをする盲点

がある、こういうふうに考えますが、いまお説の登録ということになるなら、具体的に従業員の自身にわたつてまで電電公社として審査をすべきである、これはいい仕事をしてもらうという意味で当然電電公社としてやらなければならぬ仕事の一つじゃないかとすら考えるので、くどいようでありまして、中身は電電公社の建設工事でありまして、この点についても伺ひをしておきたい。

それから安全対策審議会を七回か八回お持ちになつたということですが、私は地方的に、少なくとも通信局単位に安全対策審議会というのは要するのじゃないか、これは私の従来からの主張でありますけれども、いまもってまだ十分でない。先ほど申し上げましたとおり、感電事故一つとてみましても、あるいは季節の相違等を見ましても、地域的な問題がずいぶん出てくると思ふのであります。あるいは交通の状態、そういったもの等も考えてみまして、地方的な安全対策審議会というものが必ず要すると思ふわけでありまして、ぜひつくつていただきたいと思いますけれども、この点についても明確な答弁をお願いいたします。

以上のことに御答弁をいただいて、なお不十分な場合があればまた再度いつかの機会にお願いをして、本委員会もしくは社会労働委員会と追及を申し上げますということをお願いを願ひたいと思ひます。

○中久保説明員 お答え申し上げます。

ただいま先生御質問の労働者を把握しておるかという件でございますが、御承知のとおり私どもの認定業者は先ほどおっしゃいました六十九社ございまして、それと私どもの建設工事の請負契約をいたしておるわけでございます。その認定業者が工事を施工していく場合に、一応いろいろ下請に對しましての禁止工程等がございますが、一般建設業のやり方と同様に下請を使つてやつておるわけでございます。その下請あるいは元請ともに労働者を労働提供として使用しております。これにつきましては、私どもとしては全国的にどのぐ

らいであるかという把握は十分にはいたしておりません。しかしながら、昨年国会のいろいろな御指摘もございまして、下請の状況をサンプリング調査いたしましたわけでございます。昨年の五月に各通信局にそれを調査させまして集計をいたしましたところ、サンプリングは約三百工事ぐらゐりやりましたが、そのときの作業に従事していた従業員が八千五百人ぐらゐりございまして、そのうちの三割が労働者ということが判明いたしております。ただし、五月の時点でございまして、季節労働者をあまり使用してない時点でございまして、その時期をはずした時点では、おそらくはもう少し多目のパーセンテージで使用されているのではなからうかというふうに思つております。

それで、そういった労働者の登録でございますが、これは私どもとしては請負契約をして元請業者にやらしておりますので十分把握はいたしておりますが、元請業者あるいは下請業者は、そういった労働者を登録いたしているというふうには私には聞いておりません。そういった労働者に対しては労災保険を全部おかけするというふうにしておるようには私は把握していません。

それから、最後に御質問いただきました審議会の地方の問題でございますが、現在、地方におきましては九州電気通信局ですでに昨年に発足いたしました、何回か審議を重ねておる状況でございます。そのほか二、三の通信局におきましても、そういう方向で盛んに話し合ひをしておるといふに現在把握しております。これはやはり本社審議会におきましては基本的な事項を、先ほど申し上げましたように研究、審議するというふうによつておりますので、しかも、それがだいたい進行しておりますので、その状況を地方では見ながら、そういった審議会あるいは連絡会をつくるというふうに進んでおるといふに把握しております。以上——（森井委員「地方でやらせるの、やらせないの、それだけ明確に」と呼ぶ）現実にやるように進んでおります。

○廣瀬委員長 久保等君。

○久保（等）委員 まず最初に、私ひとつ郵政大臣にお尋ねしたいと思ふのですが、それは先般、三月十六日の参議院の予算委員会、田中総理がたまたま、国鉄問題をはじめとする公共企業体関係の事業について、民営にするんだといったような発言をされたのです。ところが、それを受けてさらに御丁寧に、聞くところによりますと、三月十九日に閣議の席上で、そのことについて田中総理は「国会での私の発言は単なる思ひつきではない。ずつと検討し、ちゃんと考えていることだ。郵政、国鉄関係などの関係は、国会で質問されたら十分研究していると答え、そのつもりで対処してほしい」というふうなことを言われたと新聞で報道せられておるのです。事はきわめて重要な問題であり、かつ国鉄などとは言つておりますが、この通信委員会が直接扱います関係にいたしまして、郵政省、電電公社等あるわけですね。また同じ公共企業体といつても、国鉄、電電公社それぞれお立ちが違ひますし、実情も違ひなわけでありまして、それらを十ば一からげにして民営移管といったようなことを、国の最高責任者であり最高の権力者である総理が軽々に発言せられたと、私どもはきわめて実は驚いておるわけなんです。しかし本人がまた繰り返して閣議で言われておるのです。このことについて大臣、特に総理のほうから、ひとつ国会で質問せられたら十分に研究しておい

て答弁しろというようなことまで指示をされたように伝えられておるのですが、この間の事情について、簡単にひとつお答えを願ひたいと思ふのです。

○原田國務大臣 ここでは、いま久保さんは郵政問題についてお尋ねだと思ひますから申し上げておきますが、これは初めは予算委員会において質問がありまして、これに對しての総理の答弁は、お聞きのとおりでございます。そのあと閣議でその話が出たことは何もうそでも何でもありませんけれども、運輸大臣が問われて、指示を受けた覚えはないということを言つておるといふのも、その關係の受け取り方でございます。よく勉強し

てくれということであつたと私は把握をいたして
おります。大臣としては、この問題はわれわれが
就任いたしました限り勉強するのは当然でござい
まして、このことにつきまして、短くということ
でございまして、経緯につきましてはお答え
いたしません。この問題について、郵政事業ある
いは電電の事業を民営にしたかどうか、公社にし
たらどうかというようなことについて過去におい
ていろいろ審議会で議論されたりしたということ
は久保さんも御存じのとおりであります。これ
をいまずに行なうということとは私どもはいま考
えておるところではございません。勉強をしてお
かなければならぬということについては、これか
ら勉強しなければならぬと思っております。
○久保(等)委員 事は非常に重要な問題で、郵政
と電通といつてもこれは総理はどういう構想が知
りませんけれども、勉強しておくといつても、公
式の場で勉強するということは、少なくともそう
いったことの一つの目的意識的に当然勉強するの
だろうと思うのですが、しかし、そのこと自体が
きわめて私は非常識というか、今日の情勢の中
で、たとえば電電一つをとってみても、これは戦後、
特に昭和二十七年から電電公社形態に移行したわ
けです。そのことが現実非常に成果もあげて
まいっております。早い話が、イギリス
あたりの公社化の問題に一つのモデル的なもの
として、それこそ大いに勉強せられた、対象になつ
た電電公社ですが、そういうものを、かりそめ
にも民営にしようという問題を今日の時点におい
て言われることはきわめて軽率だと思ひます。
それから郵政の場合も、民営について勉強する
とか研究するとかの問題じゃなくて、かつて取り
上げた公社化問題は一体どうなつておるのか、こ
ういったこともあるわけですが、私は、ここでこ
の問題だけやっておつても一時間二時間かかつて
しまひますからやめますが、きょうはほかに問題
があつて実は質問したいと思つております。
したがつて、ただ、いま大臣の言つたお話だけを
聞いておると、何かしり切れトンボで困るのであ

りますが、要するに電電公社の経営形態の問題に
ついて、民営にすることについても研究に値する
というように一体考えておるのかどうか、そ
ういったことは目下全然考えておらないのかど
うなのか、このところをひとつ明確にお答え願
ひたいこと、もう一つは郵政の問題。これは、
かつて御承知のように非常に熱心に公社化の問題
について研究をせられ、またそのことについて答
申まで出て、できれば公社化することが望ましい
ということだったのでありますが、これは何かその後雲
散霧消してしまつたのか、とにかくほとんど議論
もせられない状態になつておるのですが、その公
社化問題は一体どうなつておるのか、そのこと
についてお尋ねをし、したがつて、今回総理の言わ
れた民営問題との関連が一体どうなるのか、ここ
をひとつ結論的に簡潔に御答弁願ひたいと思
ひます。
ただ、世の中情報化時代だといわれるほど非常
に情報のはんらんする時代に、あまり総理みずか
らがジョッキンクな情報まで提供されてはまこと
に迷惑千万だと私は思つております。非常に軽
率だと思ふのですが、ひとつそこら情報化時代
のチャンピオンである郵政大臣が一体どう考へて
おるのか、まことにどうも冗言饒舌、デマみたい
な話はできるだけなくしてまいらなければならぬ
時代に、総理がこういつたような発言をせられる
ことは、はなはだ私は不謹慎きわまると思つてお
るのです。
○原田國務大臣 郵政事業の経営の形態のあり方
につきましては従来からいろいろ検討してま
いっておりますが、郵政事業の民営ということに
つきましては、これまでの国営事業及び公共企業
体の経営形態に關し議論された各種審議会におき
ましても、特に議論がされたことはございませ
ん。郵政省といひましては、ただいまのところ郵政
事業の民営については考へておりませんが、経営
形態のあり方については、今後とも慎重に検討し
てまいる所存でございます。
また、郵政事業の公社化につきましては、昭和

四十三年十月、郵政審議会に「郵政事業の経営形
態を公社化することの是非について」ということ
を諮問いたしました。「公社化することとは、これ
を機として経営の合理化、国民に対するサービスの
向上を推進する」という真剣な決意をもつて、あら
ゆる努力が傾注されるならば、その効果をあげる
に役立つ方策として採用に値するものと認める。
との答申をいただいております。郵政省といひし
ましては、答申の趣旨を尊重し、事業運営の改善
について具体的な検討を加えてきたところであり
ますが、答申にも述べられておるよう、公社化
自体が問題を解決するものではなく、現行制度の
もとでも、やり方によつては効果をあげ得るもの
があるとの趣旨を踏まえて、現行経営形態のも
とで措置可能なものについての実質的改善をはか
ることとしたし、その後、組織及び法令の弾力化
等、事業運営全般にわたつて改善につとめてきて
いるところであります。したがつて、現在の
段階におきましては、現行制度のもとでできるだ
け経営の改善に努力するという考へでまいりたい
と考へておりますが、経営形態のあり方について
は今後も慎重に検討してまいる所存でございま
す。
電電公社の民営化の問題につきましては、古く
戦前から問題とされておるところであり、戦後に
おいても公共企業体に関する数々の審議会におい
て、それぞれ民営化の問題について審議されたの
であります。これらの審議会ではいづれも、公共
企業体としての制度を存続することとするが、た
だしできるだけ民営の長所を取り入れて合理化す
べきである旨を答申していただいております。こ
のように、電電公社の民営化の問題は広く衆知を
集めて十分な議論をされたのでありますが、要は
企業性と公共性の調和の問題でもあり、ひとり電
電公社に限らず三公社に共通する問題でもあると
考へます。郵政省といひましては、あくまで電氣通
信による国民の利便の向上をはかるため、より能
率的合理的な公社経営体制の確立を目指すとい
うことにおいて、現行制度においてもなお運用等に

において配慮すべきことがないかどうか、こういう
ことについてさらに慎重な検討が必要であると考
えておるものでございます。目的は、国民にどう
してよいサービスができるかということに主眼を
置いてやつてまいるということでございます。
○久保(等)委員 もう時間の関係で、そのこと
についてはあまり追及してお尋ねをしようと思ひ
ませんが、ただ一言大臣にも申し上げておきたい
と思うのですが、電電公社の創設にあつては、そ
れこそ民営がいいかどうかというような議論も十
分に議論し尽くした結果、結局、国有的な面とい
ふところもある、あるいはまた民営の面とい
ふところもある、そこを折衷して公共企業体、特に
今日の電電公社の経営形態がいんだらうという
ことが最終的な結論となつて今日の電電公社とい
うものができたわけなんです。しかも、やつとそ
れもどうやら定着をして実績をあげてまいつてお
るといふのが現状だらうと私は思ふのです。した
がつて、もちろん大企業でありますから、いろい
ろこまかい点を言へば経営的なくふうは不断に
やつてもらわなければならぬと思ふのです。しか
し総理の言うような、民営形態に移行するんだ、
しかも私が先ほど申し上げたように十ば一からけ
にしたようなものの言い方で事を考へる、きわめ
て単純かつきわめて衝動的な発想からものを言われ
ることは、まことに重大な問題だと私は思ふので
す。したがつて、この問題で議論をするなら総理
とやらなければ意味がないと思ふのです。そうい
う意味で、あまり大臣に追及的な形でこれ以上お
尋ねをしようとは思ひませんが、ただしかし、も
う少し経過というものと現状というものを見なが
ら、それぞれの事業体について検討を加えてま
いべきだと思ふのです。おそらく最近におけるい
ろいろな労働基本権の問題等が総理の頭の中に中
心的にあつたんじゃないかと思ふのですが、しか
しそういう問題で経営形態を単に考へるとい
うことでは、これまた軽率のそしりを免れないと私
は思ふのです。そういう点で十分に御注意を願
ひたい。これは総理に申し上げることですが、し

かし、大臣が大いに勉強しろと言われておるようでありまして、勉強した結果としても、ひとつ総理に十分にあやまちなきを期するような御助言をお願いしたいと思います。

以上でこの問題については終わりますが、本論のほうは、私きょうお尋ねいたしたいと思っておりますのは、職業病に早く認定をしろという問題でかねがね問題になっております頸肩腕症候群という疾病の問題についてであります。これは最初に電電公社にお尋ねをして、そのあと郵政省にお尋ねをいたしたいと思っております。

最初に電電公社ですが、電電公社の関係では、すでにこの一兩年にわたって当通信委員会なりあるいは社会労働委員会、あるいはまた参議院等でもそのつと問題になって、いろいろ質疑がかわされております。そこで、ごく最近における電電公社のこの頸肩腕症候群の疾病の発生状況を数字的にお尋ねをいたしたいと思っております。時間が非常に限られておりますので、私のほうの質問もできるだけ簡潔に申し上げますが、お答えのほうもひとつできるだけ簡潔に、ただし中身のある御答弁をぜひお願いをいたしたいと思うのです。今日の状況で頸肩腕症候群の罹病者の方が一体どのくらいおられるのか、きわめて最近のデータで御説明をお願いしたいと思います。同時に、その中で、要するに業務疾病だと認定をされた件数、それから業務外だと認定をした件数と未処理の件数、こういったこともお尋ねをいたしたいと思っております。

○小沢説明員 お答え申し上げます。
最初に、電電公社におきまして頸肩腕症候群罹病者の数でございますが、四十七年度末が七百六十四名でございます。一番最近の本年二月末の数字が二千七百六十六名でございます。

それからこれに対する処理の模様でございますが、二千七百六十六名の中から業務災害の認定申請を出しております者の数が四百三十八名でございます。それから本年二月末までに認定いたしました者の数でございますが、業務上疾病として認定いたしました者が十六名、業務上疾病ではない業務

外として認定いたしました者が四名でございます。

○久保(審)委員 現状をお尋ねいたすわけですが、現在、約二千名をこえる多数の罹病者が出ておるわけなんです。昨年の八月あたりと比べてみると異常なふえ方をしておると思うのです。昨年の八月末では千三百九十二名といわれておりましたから、そういう点で考えますと、ほんの半年ばかりで約六百名ぐらゐの者が数の上でまたふえてまいっております。

いま、この処理模様についての御答弁がありましたが、認定された者はわずかに十六名、したがって、四百三十八名の申請者の中にもほとんどが未処理という状態になっておるわけなんです。申請をされた者、申請されない者、こういったものを含めて、全体の中で健康管理の区分といえますが、そのランクづけをしておられると思うのですが、そのランクづけで一体どういうふうになっておりますか。まあA、B、C、Dといったような形に分けられておるかとも思うのですが、その分類分けの数字は一体どういうことになりますか。

○小沢説明員 お答えいたします。
ただいまの総数二千七百六十六名のうち、健康管理指導区分でA、すなわち療養として措置しております者が三百三十八名、それからB、勤務軽減者として措置しております者が七百三十四名、C、要注意ということで健康管理をしております者が五百九十二名、D、準健康者としていろいろと健康指導をしております者が四百十二名でございます。

○久保(審)委員 こまかいことはまた別にお尋ねするとして、いまお話のあった二千七百六十六名のうち、特に健康管理の面で考えても、療養を要するといふ三百三十八名、あるいはその次の勤務上特別な扱いをしなければならぬといわれるような状態の人、これが七百三十四名という御説明があったわけなんです。そういう数字から見ても、認定の数字が十六名というのは非常に少ないと思えます。と同時に、これを認定する場合一体どうい

う形で処理がなされておるのか非常に疑問に存じます。

それでもう少しお尋ねしたいと思うのですが、この疾病で一カ月以上一年未満休んでおられる方だとか、あるいは一年以上休んでおられる方、あるいはさらに休んで休職になっておられる方、こういったことがおわかりになりますか、どうですか。わかればひとつ御答弁願いたい。あるいは私の区分のしかたが少しこまかくてなんなら、わかる程度でいいです。

○小沢説明員 ただいま手元に休職者等の数はございませんが、先ほどの二千七百六十六名の中で電話交換の業務にこれ以上従事させないほうがいいというところで、ほかの職に配転あるいは職転した者が百三十六名ございます。

それから、これは通算でございますが、二千七百六十六名はなおらずにずっと積み重なっておるわけではございませんで、四百八十四名というものは一度なおって普通に仕事に復帰しておるといふ数字がございます。

そのほか、先生お尋ねの数字で、細部は手持ちの資料がございませんので、後ほど調査いたしまして資料を提出いたしたいと存じます。

○久保(審)委員 現在休職中の者もわかりませんか。

○小沢説明員 詳細の数字は手元にございませんが、概略百名程度と存じます。

○久保(審)委員 これはまた後ほどお尋ねをいたしますが、最近電電公社で、例の関東通信病院を中心にして頸肩腕症候群の問題を専門的な立場で扱うプロジェクトチームをかねがねつづけて、この実情調査なりあるいはまた対策等について研究をしてもらっておったようでありまして、それに対して最近二月二十二日ですか、一応答申が出されたようでございます。この問題についてはかねがね早く結論が出ることを期待をされておったように、電電公社のほうから国会の委員会等で御答弁もなされております。したがって、この結論が一応出たことに對しまして、電電公社としては一

体この問題についてどうお考えになっておるか、またこの問題を今後どう生かしていけるつもりでおられるのか、このことについてひとつお聞きいたしたいと思っております。

○米澤説明員 お答えいたします。
ことしの二月二十二日に関東通信病院の澤崎博士を長といたします。頸肩腕症候群プロジェクトチームというものの答申が私の手元に参りました。私もこれをよく読みました。公社といたしましては、この頸肩腕症候群というものは絶滅したいというのが私のぜひやりたいと考えておることでございます。しかしこれをどういうふうにしてやるか、かなり医学的なこともございまして、また設備的な面もございまして、労働組合ともいろいろ話し合ひまして、たとえば早目にこういう傾向のある人は違った仕事をやっていただくということも一つの方法ではないか、あるいはまた仕事を複合してやらせるというようなことも一つの方法ではないか、いろいろ対策がございまして、このプロジェクトチームの答申というのはまだ中間答申の部分もだいぶございまして、しかし、いづれにいたしましても、この答申を十分尊重いたしまして、公社の中で、技術革新等非常に進めておる中でございまして、こういう問題は絶滅を期したいということで最大の努力をしたい、こういうふうにご考慮をしております。

○久保(審)委員 この中身についても少しいろいろ御見解等承りたいところですが、時間の関係でその点は省略をいたしまして、一応待望しておいた結論が、中間的なものであるにしろ専門家が集まって、特にかつてない初めての答申が得られたという意味で、私は非常に大きな意義があると思えますし、ぜひひとつこの中身の実践を具体的にやってもらいたいと思うのですが、それにしまして、先ほどちょっとお尋ねして御説明のあった、現在罹病し、しかも相当長期間にわたってこの頸肩腕症候群に悩んでおられる、電電公社の特に電話交換の事業面で出ていると思うのですが、そういった方々に対する認定が非常におくれている。

まあ中身をよく検討してみなければわかりませんが、しかし先ほどの御説明を伺っただけでも、療養を要するという人たちが三百三十八名おられる、あるいは目下休職中の方が約百名おられる。とすると、これは少なくとも相当私は職業病的なものじゃないかというように大ざっぱに考えても考えられるのですが、それが現在わずかに十六名といたったようなことでは、あまりにも現実と遊離しているのじゃないかというふうに考えますが、この答申が出たことによって、こういった認定問題が一段とスピード化されるというか、いま申し上げたような人たちを対象にしても早急に結論が出されてしかるべきだと思ふのですが、この答申が出たことに基づいて、この認定問題はということになってまいる見通しですか。

○小沢説明員 先生御指摘のように現在業務上認定十六名、業務外四名ということで数が非常に少ないわけですが、実はこの頸肩腕症候群の業務上認定と本格的に取り組みましたのは昨年からでございます。昨年の五月九日に、従来本社で認定をしておりましたので、一名ペンディングな者がありましたので、私が五月一日付で第一号を認定いたしました。それ以来、七月に東北が二件、十月に東海が一件、十一月に東北がまた一件、十一月に東海が五件と、こういうふうに各通信局にまたがりまして現在十六件、四件までに至っておりますが、おっしゃいますように四百三十八件の災害認定申請に對しまして数が非常に事務的にものはかどっておりませんので、実は一昨日の夜おそくまで全電通労組の首脳部の人たちともこの問題について長時間話し合いました、それで問題を詰めましたことは、現在は一昨年の暮れから通信局認定というふうに通信局長に認定権を全部おろしてあります。これは、ある意味では認定を促進しようという趣旨からやっただけでございますけれども、これが通信局でなかなかまだ趣旨不徹底な部分もございますので、本社、本部間で話し合うと同時に、通信局、地本間で十分この問題を、数字的にもわかっておりま

すので詰めまして、早急に必要なものは処理を進めていこうという話し合いをしたばかりでございますので、今後に向かひましてこれが促進が一そ期せられることと期待しております。

○久保(等)委員 次に労働省、関係部長おいでになっておるようですから、労働省にお尋ねいたしたいと思ひます。

かねてから当委員会でも同僚議員のほうから質問をいたした問題ですが、この頸肩腕症候群の疾病の問題については、労働省のいわゆる労働基準法施行規則、この中なりあるいは労働省の通達の中にも、このことについて正面から取り組んだような形でのもちろん規定がない。通達の中のものな解説とかいうようなややこしい文章の中に頸肩腕症候群という名称があがっておりますが、私、従来の経緯は別としても、今日これだけ交換職でもって頸肩腕症候群が出る、あるいはその他後ほど実は郵政のほうでもお尋ねをしたいと思っております特定郵便局あたりでもこういった問題が出てまいる、あるいは郵便関係の仕事をやっている方にも出てまいる、かつ全国的にきわめて各種の職種にもあらわれつつある、こういう状態。しかも電電公社の場合には先ほど数字もあげられたように、きわめて多数の、しかも全国的に出ておる。労働省の通達の中にすら正式に正面から取り組んで、この問題に對しての、認定問題についての規定がない。私も例のキーパンチャー等を中心にした基準認定の問題で、昭和四十四年の例の第七百二十三号という通達をちょっと拝見をしました。しかし、この文章そのものも、ちょっとわれわれしろうとがながめると、何かややこしいような文章になっておまして、通達文書の中のもの多々を知らないのですが、その通達の中に初めて頸肩腕症候群というものがあつた。本文のほうには何かそれと見合つた実態的な説明みたいなものが載つてゐる。もう少し簡潔に頸肩腕症候群という問題についてのきちっとした基準法、規則なり、あるいはその通達なりを出すのなら、なおさらき

わめて明快にこのことに対する基準認定のことに對しての通達が出されてしかるべきだと思ふので、ところが、この問題をめぐつても通信委員会あるいは社会労働委員会でも何回か議論をしてゐるが、何か不磨の大典であるのかとく一向にどうもこの問題が処理されておらない。私は非常に残念に思ふのですが、ただ、たゞいま電電公社での研究プロジェクトが一つの結論を出す、それからすでに労働省の中にもやはり専門家でもって研究会等が持たれておるようでありまして、今日そういったものの経過がどうなつておるかお尋ねをしますと同時に、結論的には、いま申し上げたように、この問題自体を正面から取り上げて、それで業務上のものについて、こういうものは業務上の疾病として認めるんだ、もちろんすべてが頸肩腕症候群として認定できるかどうか、病気の性格上非常にむずかしい面があるようですから、それならそれで、こういったものは頸肩腕症候群であつても業務上のものとは認められなんでしょうといううようなきつとした規定なり通達なりというものを明確にすべきだと思ふのですが、ひとつ経過なり、それからいま私のお尋ねしていることについて、これもできるだけ簡潔にひとつお答え願ひたいと思ふのですが、しかし、中身のあるように答えてもらいたいと思ふのです。

○中西政府委員 頸肩腕症候群の業務上、外の認定につきましては、広く御検討を願うために、昨年の三月末にいわゆる頸肩腕症候群の業務上、外の認定基準の検討についての専門家会議を設置いたしまして、これまでに数回会議を開催いたしております。その会議の中で、頸肩腕症候群の発生状況あるいは症例の検討、また認定上の問題点等につきましても検討を行なつてきているわけでございます。現在この専門家会議の中に小委員会を設けまして、これまでの検討結果を取りまとめていくところでございます。その結果に基づきましてさらに専門家会議を開催いたしまして、できるだけ早く結論を得るようになつてまいりたいと思つております。

それからなお具体的に規則等に業務上の疾病としての規定をしたらどうかという点につきましては、この頸肩腕症候群は、先生も御承知のように、業務に起因する場合と、また業務外の原因によつて発生する場合とございまして、その認定についてはむずかしい問題がございます。従来から斯界の専門家の御意見を聞いて作成した認定基準によりまして認定の迅速、適正化をはかつていくところでございます。これを業務上疾病として労働基準法施行規則の三十五条に具体的に明記することにつきましては、業務に起因する頸肩腕症候群を法令上、医学的に限定して指定するということが可能かどうかということをお尋ねする必要があると思ひますので、専門家の意見を聞きまして検討を進めてまいりたいと思つておるところでござい

○久保(等)委員 専門家会議でおおよそ何か大体の検討が終わつて取りまとめておられるというのですが、例の数回程度専門家会議を開かれたという御答弁なんです。去年の九月ごろの当委員会での質問の際にも、数回専門家会議を開いたと言われておるのですが、半年の間もほとんど開いたのかわかりませんが、どうもいまの御答弁程度ではよくわかりません。と同時に、取りまとめでそれから一応は結論が出ておるのだが、いろいろそれから取りまとめるということ、ここ若干の、半月か一月か知りませんが、そういった程度の時間できつとしたものが出る予定なんですか、今後の見通しをお尋ねしたいと思ひます。

○中西政府委員 現在小委員会ではそれぞれの問題につきましても具体的な検討に入つて取りまとめるに専門家会議にかけて、それが内容が適当であるということになれば結論が得られるかと思ひますが、その結果がどうなるかによりましては、また若干延びるということも考えられるわけでござい

○久保(等)委員 それでは小委員会では一応それ

その結論的なものが出て、あと本会議で取りまとめ、もちろん、きちっとした結論がどうなるかは本会議を開いてみなければわからないでしょうが、小委員会ではそれぞれ一応の結論的なものが出ています。

○中西政府委員 小委員会でももちろんまだ結論をすべてについて得ているわけではございませんので、結論を得るようにならねばならない問題について検討を進めている、それがおそろしく四月には結論が出るであろう、それを待つて本委員会を開きたい、このように考えております。

○久保(等)委員 もうちょっとお尋ねしたいと思うのですが、小委員会というのは初めから開かれて小委員会を持たれているのか、小委員会というのは幾つあって、いつごろから始めているのですか。

○中西政府委員 昨年の夏ごろから小委員会を設けて検討いたしております。

○久保(等)委員 幾つ……。

○中西政府委員 これは一つでございます。

○久保(等)委員 何かえらいスローモーションのような話なんで、これはもちろんその道の権威者が集まってやっておられるのだからと思えますから、あるいは必ずしも時間的にはわれわれしるうとが考えるようなわけにはまいらないかもしれませんが、しかし三月にこの専門家会議というものがつくられたわけですから、ちょうど満一年になるわけですね。いま承れば、小委員会というものは結局分科会みたいな小委員会ではなくて、いわばある程度精力的にやっていた先生方に小委員会をつくらせてやっていただくという形ですか、小委員会なりあるいは本委員会といつても、そういった違うわけはないと思うのです。そうだとすれば、もう少しピッチを上げていただいて、最終的な結論といつても、これはすでに電電公社でつくったプロジェクトチームの答申を見ても、ある程度さしたたか中間的な答申だということになることが述べられておりますし、おそろしくう結論になるのだらうと思えます、私もしるうと

ですが、そうだとすれば、ひとつ区切りをつける意味からも、早期にその答申が出ますように、私はお願したいと思えます。

それと同時に、やはり前々から問題になっておりますが、いずれにいたしましても、労働省として、やはり先ほど申し上げました交換機を中心とするいろいろな頸肩腕症候群が現実に発生を起しているわけですから、そういうことに対する指導的な意味では、通達みたいなものが結局当面の問題に対する指針だろうと思っております。その通達なるものが先ほど私がちよつと指摘しましたように、非常に何かまわりくどいような文書で、通達の中にまた解説というものをくっつけている、その解説のところで初めて頸肩腕症候群ということばが出てくるというふうな通達なんですね。表題はもちろんキーパンチャー等とは書いてあります……。

もちろん私はキーパンチャーの問題も重要な問題でありますから、けつこうであります。交換機についての業務上災害の問題についての考え方というものをもう少し的確に、しかも明快に通達として出される必要がある。施行規則まで改正をすることができないというか、そこまで行かない前段の措置としても、せめて通達等によつてこの問題をやはり現実合つたように指導してまいるということが必要だと思っております。このことについてどう考えますか。

○中西政府委員 現在、キーパンチャー、それから金銭登録機のいわゆるチェッカーにつきましても、その予防対策あるいは業務上の認定基準等につきましても、それと通達を出しておりますが、先生御指摘の電話交換機等につきましてもたいへん重要な問題でございますので、たまたまプロジェクトチームの中間答申も出たことでもございまして、公社以外の他の同様な作業につきましても、疾病の予防のために、また認定上の資料としても活用いたしまして、これらの頸肩腕症候群についての予防、認定等の関係労働者の保護に万全を期してまいりたいと思っております。

○久保(等)委員 それからやはり認定問題、こう

いうむずかしい問題については反証があらぬ限り私は業務災害として扱っていくべきだと思っております。業務外であるということが明確に客観的に指摘できる場合は、これは私は業務上の災害として認めるわけにはまいらぬと思うのですが、そうでない限り、それこそ疑わしいというか、どうもよくわからないという場合にはやはり業務上の疾病としてこれを認定する、そういう態度をとってしかるべきだと私は思うのです。それで、だんだんと研究していく過程においてだんだん整理をしていけばいいのであつて、少なくとも業務上災害でないということが一〇〇%明確に立証できる、しかもこれが医学的なりあるいはその他の方法で明確にできるといふ場合を除いてはこれは業務上の疾病だといふ認定をする、また労働省はそういう考え方であるべきだと私は思うのです。

労働省の立場は、労働者を保護しないのが労働省の立場じゃなくて、できるだけ労働者を保護しよう、労働者の立場をできるだけ引き上げていこうということが労働省の本来の使命だと私は思うのです。そういう立場から言えば、何と云いますか、私のきわめて大ざっぱな議論ではありますけれども、そういう考え方では指導すべきだと思ふのですが、その点いかがでしょうか。

○中西政府委員 先生の御意見もひとつであるというふうには思いますけれども、御承知のように労災補償につきましても、労働基準法にそのもとを置いておりまして、これは補償義務は罰則をもつて使用者に強制しているわけでございますから、その点からはやはり業務上の疾病であるというところが明らかであるということが必要だろうと思ひます。しかしながら、労災保険の関係、補償の運用につきましても、それはほかの苦しくは考えておりません。ある程度幅を持たせて運用はいたしております。基本的にはいま申し上げましたように、使用者に対して罰則をもつて強制するという補償義務の問題でございまして、原則的には、制度的にはやはり業務に基因することが明らかであるということが必要だといふふう

に考えておるわけでございます。

○久保(等)委員 これは非常に大事な問題ですが、しかし基本的には、そういう責任はできるだけ明確なもので、きわめて狭義に、できるだけ狭くして責任を使用者に持たせようという考え方が妥当じゃないと思ふのです。先ほど申し上げたようなことを繰り返しませんけれども、少なくとも、何といひますか本人の過失なりあるいは本人に帰すべき理由、あるいは業務外だということが明確に立証できる、そういうものを以外は業務上の疾病としてこれを見ていく、そういうものを本人に、気の毒な罹病者に負担をかけよう、使用者にはかけないんだというものを考え方そのものが私は本末転倒していると思ふのです。これはぜひひとつ、基本的な問題ですから、今後とも労働省の中で十分にそういう方向での指導について御検討願ひたいと思ひます。

時間の関係であまり深くお聞きすることができないことを残念に思ひますが、電電公社の関係では、せつかくこの答申が出たのですから——この答申をちよつとながめてみますと、対策という問題も十二項目にわたつていろいろ指摘されておるようですが、ぜひひとつこのことを具体的に実践していただきたいと私は思ひます。最近何かアメリカからA.T.T.の医師部長ですか、ストーン博士が来られてこの頸肩腕症候群の問題について見解を述べられたことがあるようなことを私ちよつとお聞きしたのです。それによると、A.T.T.でもかつて十年ぐらい前、ちよつと日本の電電公社と同じようにこういう疾病が出た、その後交換台なり職場の設備というものを改善をした、ところが、そのことによって全然なくなつたとは考えられませんが、ほとんどなくなつたといつたようなことを何か述べられたというのですが、これは私は非常に経験者としての示唆に富んだことだと思ふのですが、こいつたことも実はこの答申の中を拝見すると載つております。(7)の項目で「作業設備・作業環境に関する総合的システムの再検討」という中で、アのところでは「交換台等

対する人間工学的検討」というようなことを指摘されておられるわけですが、こういったようなことを改善するだけでも非常に電話交換手の場合における頸肩腕症候群の軽減をはかることができるようなことが、何かアメリカなんかの例のことがストーン博士によって述べられたと思うのですが、こういったようなことをぜひ、ある程度金のかかる問題ではあると思いますが、しかし、この答申に出ております対策の問題を積極的にやってみてほしいと思うのですが、総裁のほうから一言これに対するお考えをお聞きたいと思うのです。

○米澤説明員 お答えいたします。

私、ストーン博士は前に訪ねてきたことがありますが、今回はまだ聞いておりません。ただ先般AT&Tから電子交換の關係で来たときに、私、夜パーティをやりました、こういう問題があるかと聞きましたら、確かにいまおっしゃったように、前はあったけれども最近是非常に少なくなったというように言っておりました。交換台の問題は確かに公社としても必要だということを感じまして、たしか昨年の夏ごろこの問題を研究しろということを経営会議で指示してあります。しかし、一ぺんに全部の交換台を変えろというわけにいきませんけれども、これは三宅総務理事に責任者として指示してございますので、今後ともこれは答申を尊重いたしましてやりたいと思います。

○久保(等)委員 それでは、次に郵政省關係でお尋ねをいたしたいと思うのですが、郵政省でもこの頸肩腕症候群が、特に私の香川県内で最近発生をいたしておるようであります。私もこれを正月あたりを知ったのですが、香川県の吉野の特定郵便局で、交換手の方は八名おられるようでありましたが、八名の方全員が頸肩腕症候群にかかって、一月の六日から全員病休で休まざるを得ないというような異常事態になったようでありますが、この経過等については、もちろん郵政本省もよく知っておられるところだと思いますし、またこのこと

については一月の半ばに東京からわざわざ整形外科部長を派遣をせられたようにも聞いておられるわけなんです、この経過についてあまり長々お聞きする時間ありませんから、要点を踏まえてひとつ簡潔にお答え願いたいと思います。

○北政府委員 当該局、職員十一名の局でございますが、一月の五日になりました、おっしゃいましたように八名の職員から診断書が出まして、頸肩腕症候群で休まなければならぬ、こういう診断書でございました。さらにその後一月十八日から二十八日にかけて、いまの八名のうち七名の職員が同じ訴えでもって他の医師の診断書、病名は若干違っておりますが、これを提出した、こういうことであります。診断の内容につきましては、いま申し上げましたように、二人の医師によって診断を受けておりますので、病名については若干異なっておりますけれども、総合いたしますと、頸肩腕症候群それから頸部背椎症、そういったことで、これまた人によって違いますが、三週間ないし二カ月の加療を要する、こういうことでございました。

当局といたしましては、これらの職員につきましては、病休を付与して治療に専念してもらうというようにいたしておりました。その後、逐次回復いたしましたので、三月四日以降は八名全員が出勤しておる、こういう状況でございます。

○久保(等)委員 これも最初事実關係をお尋ねをしておきたいと思うのですが、この吉野の郵便局、この電話交換の關係なんです、こういった全員が頸肩腕症候群になるということ、そのことはもちろん仕事の關係から当然出てまいった結果であらうと私は思うのですが、この電話交換關係、すなわち交換台が二台現在あるようですが、この交換台に加入者が何名収容されておるのか、あるいは有線放送等も扱っておるわけなんです、そういったような設備關係の事情、それから電話の積滞等もあるようですが、そういったような状況について、ひとつ簡単に答え願いたいと思うのです。

○石井政府委員 お答えいたします。

香川県の吉野郵便局の交換台は、お話のとおり二台ございまして、電話の加入数は、四十八年の十二月末現在で、単独が百六加入、二共同が三十五加入、三以上共同が五十四加入、それから有線放送の電話が十回線、これは端末では約千五百というふうになっております。合計で二百五加入というふうになっておるわけでござい

ます。それから、電話のコールの数でございますが、最近の調査によりますと、一時間当たり平均一台当たり八十三コールというところでございまして、香川県内の特定郵便局の委託業務をやっておりますところの平均でございます、一台当たりの平均は約百コールだそうでございます。それより若干下回る八十三コールということ、そのうち最も忙しい一時間中のコールの数は、一台当たり百四十一コール、この点は香川県内の平均は百六十コールでございます。なお、当該局の電話の積滞は七十九件というふうになっておるようでござい

ます。○久保(等)委員 この一台当たりの八十三コールなり、あるいは繁忙時の百四十一コールというのは、いつ調べた数字ですか。

○石井政府委員 去る一月二十一日、二十二日の両日でござい

ます。○久保(等)委員 これはたまたまその二十一日、二十二日にやられたなにかも知らぬが、毎月のコール数、そういったようなものは、データで郵政局で持つておるのかで持つておるのか知らぬが、そういったことまでここで一々お尋ねすることはできないですが、昨年一年じゅうのこの吉野の郵便局における電話のコール数、これをひとつ資料で別途出してくれませんか。

それで、ここであまりこういう問題についてまでお尋ねするわけにはまいりませんが、そうすると、頸肩腕症候群という異常な疾病が、しかも集団的に出た。これはどこに原因があるというように判断しておるのですか。

○廣瀬委員長 ただいま資料要求が出ましたが、その取り扱いについては、理事会で協議いたしまして措置いたします。

○北政府委員 原因等につきましては、いまいろいろな角度から調査をしておるわけでござい

ます。御承知のように、頸肩腕症候群と申します疾病の発病原因というのは多角的な要素があるとい

うことでございまして、そういったような要素と作業実態というものとを比べて調査をするとい

う段階の途中でございます。

○久保(等)委員 途中といっても、全貌はわからないにしても、さしあたりはこういったところにあるのじゃないかといった程度のこと、かりに二、三にしろ、ある程度説明ができるのじゃないですか。しかも、この頸肩腕症候群というもの、一日か二日の勤務で一気に降っていったように出るのじゃなくて、やっぱりある程度の継続的な、また長期的な勤務の中から出てまいるのだと思うのです。しかも、これは医師が診断をしておるのです。かつては肩が痛いあるいは手がしびれるといったようなことを言っておる本人の苦情に基づくデータでないのだし、事実そうじゃないのですから。当然医師が診断して、七名全員とも頸肩腕症候群です、重いのは二カ月の休業を要する、あるいは短くても三週間の療養を要する、こういう診断書が出るような職場というものに、これから検討してみなければ原因はかいかもわかりませんということなんでしょうか。

○北政府委員 かいよくわからぬというわけじゃないので、職場環境等も影響があるものの一つとされておりますので、その点につきましては、一月段階にいろいろこの局を調査しましたとき、さしあたり当該室内の照明度が若干低いというので、照明度を高めるように増灯をするという措置はいたしました。それから、罹患した人々につきましては、所要の日数休んで治療に専念してもらいました。現在出てきておりますけれども、それも医師の指示がござい

しております。また夜勤回数等につきましても、あるいは夜勤宿直というようにつきましても、回復期にある者について望ましくないとすることであり、そういったものも控える措置をとっておくというのをやっております。抜本的な対策というものにつきまして調査中でございます。

○久保(等)委員　こういう異常な事態が出て、いまのような程度で、きわめて——このこと自体にもまた具体的に一つ一つお尋ねしたいと思っておりますので、何か非常に対応のしかたが鈍いというか、われわれが聞いても——それならば、こういった問題が再度出ないという保証がどこにあるのか。少しばかり電気を明るくしたから頸肩腕症候群がなくなってしまう、将来もう出ませんという保証には、これはちっともならぬと思うのです。

特に郵便局長自体も、特定郵便局長みずから責任をとってやめられたというような事態もあるのですが、これらについてひとつ説明願いたいと思うのです。

○北政府委員　実は頸肩腕症候群は当部内では從來せん孔作業、パンチャーのほうに多発しておったわけでございまして、そちらのほうにつきましては、職員全体に年一回定期健康診断をやっておりますが、そのほかに、このせん孔作業従事員につきましては年三回臨時の健康診断を実施するということをいたしております。電話交換につきましては、深夜勤の時間数が一週間七時間以上に達する、そういう勤務に服している人につきましては、臨時の健康診断を行なうということをこれまでもやっております。

それから今後の対策、抜本的には検討中であると申しましたが、この頸肩腕症候群は比較的新しく指摘された病気でございまして、実は昨年当方におきましても部内の医師の研究会を開催したのでありますが、今後も省として十分抜本的な研究を深めていきたいと思っております。さらに、こういった関係で日常の職員指導とい

うことにも配慮する必要があると思っておりますので、この問題についての管理者に対する指導ということも今後十分力を入れてまいりたいと思っております。職員自体に対しても体操を奨励するとか、あるいはいろいろな意思疎通をはかるとかいうような方向でやってみようというふうな思っております。

作業方法なんかにつきましても、これまでA D P Sの関係、せん孔作業の作業量が相当あるわけでございますけれども、漸次これをO C R化するということによってその作業量を軽減するとか、担務がえを実施するとか、あるいはほかの勤務を交える混合勤務を採用するとか、それから窓口会計機、これもこれまで若干こういった病気の発生を見ておりますので、こういったものを新製にいたしまして、もっとタッチの軽い機種を採用するというようなことをしてまいり、また検討しております。

それから電電公社におかれましてプロジェクトチームに研究をさせられたということでございます。すので、私のほうも新年度早々に、こういった関係について、これは東京通信病院を中心にしたしまして一つのプロジェクトチームをつくって検討をしたい、開始したい、こういうふうな考えております。

それから吉野の局長の問題でございますが、御本人、責任をとったとおっしゃいましたが、別にそういう意味ではございませんで、たしか一月になつたかと思いますが、本人から一身上の都合でどうしようもやめたいということで、郵政局としては慰留につとめたのでございましてけれども、と申しますのは、辞表が提出して直ちに受理しておりません、約一カ月ほど経てでありますが、本人の一身上の都合による辞意がございましたので、本人がやめるということを確認した、こういうわけでござい

ます。○久保(等)委員　そういう答弁ではちよつと理解できないのですが、特定郵便局長そのものが責任をとってやめたいとかなんとか言っておられるが、では、一体直接的にはどういう理由で

やめたと理解しているのか。特にあそこの労働組合との間に文書交換をやった、そういったことは御存じですか。そのことについてひとつ御説明願いたいと思っております。

○北政府委員　昨年暮れ、そういったやりとりが当時のその局長と職員の間にあったということは存じております。おりますが、私も聞いておりますので、今回やめましたのは、やはりあくまで一身上の都合である、こういうふう聞いておるわけであります。

○久保(等)委員　そういう程度の人事局長の認識だと、やはり私は、こういう問題の取り組み方そのものの姿勢が、非常に真剣に取り組んでおられないと思うのです。

昨年のたしか十二月二十三日と思いますが、この頸肩腕症候群の問題、これも郵政局なり本省が実際に知ったのはいつか知りませんけれども、これもお尋ねをしなければならぬと思うのですが、問題は、少なくとも私が聞いておるところでは、昨年の春ごろから従業員はやはりいろいろな苦痛を訴える人たちがいた。それで、特定郵便局長と話し合いを始めたのも、昨年の八月ごろからいかに話し合いを始めています。それから十二月段階に

なれば、これは郵政局にひんばんに、少なくとも当該の前の渡辺郵便局長ですが、渡辺特定郵便局長から松山の郵政局に向かって、たとえば交換台を増設してもらいたい、あるいは要員を増員してもらいたい、こういう要望は出たはずであります。こういったことについて、どういうふうな郵政局あたり、あるいはまた本省そのものが理解をしておるかどうか、ひとつお尋ねしたいと思うんですが。

んだとか、特に定員が少ないとか、特に他より繁忙であるというように点が認められない、しかし、一方でそういう苦情があるというところも十分わかっておりました。集約的に郵政局と当該局長といふことになりましたのは、ときあたかも年末の直前でございまして、とにかく年末は何とかやってくれ、年が明けたらまたいろいろ調べよう、こういうことであつたというふう聞いております。

○久保(等)委員　人事局長はどの程度理解しているのか知りませんが、当該吉野郵便局長、渡辺秀雄さんという郵便局長ですが、一つには、「交換台は四台を絶対必要とし増台をしないのであれば、責任は持たないことを郵政局へ強く要求することとします。」二つには、職員の健康状態の問題について「交換作業が繁忙のため、肩こり、腰痛、腕痛、頭痛、耳なり、目のくらみ等の病気が発生している、これについて一斉に健康診断を実施するとともに早急に対処します。」三、「要員は現在より四名は必要とします。」四、「上記要求が受け入れられないのであれば辞表を提出する。」昭和四十八年十二月二十三日」ときちんと判を押しているのですが、こういう一札を職場の、全通の吉野班というのですが、ここに文書を入れているのです。私は、これは郵便局長としては、ここまでくるにはよほど思い詰め、悩み考えた末、こういったものを少なくともその職場の吉野班なるものに渡したと思うんですね。これは、これだけのことを特定郵便局長、しかも年齢ももうすでに五十歳になるいわば思慮分別に欠かない、長い間経験を持った郵政内部育ちの郵便局長ですから、私は、これだけの文書を出すものには、よほどの悩みと考えた末だと思つております。ところが、年末繁忙で、いま人事局長のお話を聞けば、まあこういったしておたからという程度ですが、事ここに至るまでは、こういうことを対外的に文書にまでして組合の班にまで出したのですから、郵政局には相当強くこの渡辺局長のほうから要請があつたと思うのです。郵政局自体ではどういふ

うに理解しているのですか。人事局長、郵政局段階での程度に理解しておったと思われるのですか。

○北政府委員 当時、当該局長が自局の問題でいろいろ悩んでおったということはそのとおりに思います。それを郵政局にも伝えたということであると思っております。ただ郵政局では、先ほど私申し上げましたように、いまま年繁忙なんだから、とにかく年末はいまの体制で乗り切ってくれ、正月になればまたいろいろ調査もしようという態度であつたというふうに聞いております。

○久保(等)委員 ですから、郵便局長がやめたということは、これは組合の諸君にもそういうふうな「上記要求が受け入れられないのであれば辞表を提出する」という意思表示をしているのです。したがって、辞表を提出したことは、明らかにこういう対外的にもそういうことを約束をし、しかも判こまで押しているのです。ところがいま人事局長は、やめたのは本人の一身上の何か都合でやめたのでしようという理解のしかたでは、現場の実情に対する認識そのものが全くないというふうな判断をせざるを得ないと思うのです。局長が思ひ詰まって詰まって、とにかくこういうことまで一札入れざるを得ない、ところがこれが要求は通らない。おそらく郵政本省にしても、あなた方がさっきから答弁するような調子ですから、そんなに増台することはとんでもない、一般から比べたつてむしろコイル数が少ないじゃないか、したがって台数をふやす必要もないし、人員をふやす必要はさらさらない、おまえ何やってるんだといったようなことで追い詰めるから、結局自分としてはやめざるを得ない。私はこれは歴然たる事実だと思う。本人がこういうことまで、しかも口で言ったんではなくて、ちゃんと判こ押してあるのですよ、ここへ。こういう事態に対する認識が、人事局長、少なくともあなたがそういう認識でこの問題を認識しているとすると、とんでもない認識に欠けると私は思うのですが、いかがですか。こういった事実があることを考えたとき

きに——局長がやめたのは責任を感じてやめた、私はこれがいられないときはやめまうといった文書を書いているのですから。したがって、こういったことからやめたというふうなかりにいまここで初めて理解せられてもやむを得ないと思うのですが、あなたは私のいま申し上げたことによつて、そういうふうに理解できませんか。

○北政府委員 先ほどお答えいたしましたように、一月五日に診断書が出てきて、それによつて職員を休ましておるわけです。もちろん一ぺんに全部休まれたわけですから、それでは仕事が回らないので、非常勤の採用とかあるいは付近の管理者の応援ということでも仕事を回す措置は講じつつ本人たちを休ませる。それから一月に本省もしくはべき医者を現地へ派遣しましていろいろ調べる、郵政局も現地調査をするという措置をいろいろ具体的に講じたわけでございます。ただ、その書類の中にございます台増でありますとか定員増ということにつきましては、これは先ほど来答弁しておりますように一般基準というものがありませんし、他の平均という問題もありませんが、そういう中でいろいろ調査をしておるという段階で、これは今日実現しております。しかし対応措置あるいは調査というものはもう一月早々開始をしたわけでございますから、そういう意味で局長のそういう問題についてのいろいろな考えあるいは心痛というふうなものに対して、郵政局としても本腰を入れていろいろ措置に出でたという中で辞表が出てやめられたわけでありまして、そういう点を考えますと、私やはりその辞表にありますように一身上の都合でやめられたんだ、こういうふうな理解するわけでありまして、

○久保(等)委員 だから、そういうこじつけというか、あなたが本人の一身上の都合でやめたんだらうというふうに理解されることは、これは全く牽強付会もはなはだしと私は思うのです。すなおに考えて、とにかく本人が、こういう要求がいれられなければやめなければならぬ、やめまうよといった職場の人たちに約束をし、しかもこ

いった文書にまで——局長は全く職場の実態からすなおな気持ちで一生懸命で取り組んだけれども、上のほうが一向に聞いてくれない、結局自分としてはやめざるを得ないということをやめたことは、これは明々白々ですよ。それを単に一身上の都合でやめたと思うというふうな解釈は、これはどう考えたつてできませんよ、北さん。こういう頸肩腕症候群自体の問題についての取り組み方のあなたの方の姿勢そのものが、すぐ何か特別に労務管理的なものの見方で考えていく。もう少しすなおに、出てきた問題について私は少なくとも取り組むべきだと思つたのです。これは単に吉野の郵便局だけの問題じゃないです。

きょうは時間がなくてはまだ残念なんですけれども、実は高松の郵便局でも出ています。現在もうすでに三十五名ぐらい香川県下だけで医者の方の診断書が出ております罹病者が出てきておるようですが、さらに今後私はふえるのじゃないかと思つたのです。ところが、この問題に対する扱い方が非常に私は冷たいと思つた。だから、そのことをまず、いろいろな対策もあるけれども、まず人間関係の不信任感をなくすることに全力をあげてくたさい。これは対策といつたつて、頸肩腕症候群をなおす話とは別だけれども、まず職場の不信任感をなくすることに努力してもらいたいと思う。これは具体的に申し上げますと、そのあと私はたまたま実は三月の五日にちよつと職場のほうをのぞいたんです。のぞいたところ、非常に取返り込んでおつて、だれと一休話をしているのかかわらない。私は二、三十分いてすぐ引き揚げたんです。したがって説明をまとめて聞く相手方もない。三月の五日に行つたんです。これは前局長がちよつと三月の四日にやめて、三月の五日の日に新任局長、尾崎新局長が赴任しようですが、ところがさっき、何か最近聞くところによると、この尾崎新局長がこの問題に対する取り組み方が非常にまた冷たい。冷たいということばじゃきわめて抽象的ですが、私は全く実をふしぎだと思つたのですが、私行つたら、ちよつときよう着任をしたとい

いて、あとから聞いたら、あれが新局長だといふことがわかつたんですけれども、この新局長が乗り込んでいつてどういふことをやっているか、このことをひとつ私は本省なり郵政局、もう少し反省の上に立つた指導をしてもらいたいと思つたのですが、先ほど人事局長が現場の管理者に対する指導をひとつ十分に行つていきたと言つておるんだけれども、こういう指導ではだめです。といふことは、さっき本人が赴任してから、この三月の二十日の日に一人一人呼んで二時間ぐらい、この罹病者の諸君たちを目の前にして、君たちとにかく夜勤をやれ、あるいは宿直をやれ、もしできないんなら、ひとつ転勤してもらつてよりほか方法がないのだといふようなことを申し渡しているんです。これはもう全く、私は前局長のようにな——どういふ人か前局長も知りませんが、本人がほんとうに増台の必要があり、あるいは要員増の必要があると思つてやれば、結局自分が詰め腹を切つてやめざるを得ないような結果になる。それから、あとから行つた新任局長は、おそらくこれは郵政局なりあるいは郵政本省の姿勢でもあると思うのですが、そういう上にとつてやっているのだらうと思つけれども、問題は、いま言つたように罹病者の諸君に対してあたたかい気持ちで、しかもこの頸肩腕症候群というのは、御承知のように、労働省の部長もおられるけれども、精神的な面も非常にあるとか、非常に環境が支配するとかいふようなことがいわれております。そういうものにこそ、なおさらあなたかみのある指導をすべきだし、それからまた接し方をすべきだと私は思ふのです。ところが頭から、君、宿直や日直ができないなら転勤してもらいますよ、そういうことを言っているんですが、それと同時に、あなた、さっき勤務の時間の軽減をはかつて、二時間とかいふようなことを言っているんですが、医者の方の診断書によると、勤務を二分の一軽減にしない、こういうことについて、医者の方の診断書どおりやはり職場で扱つていくべきだと思つたのですが、どう考えられますか、人事局長。

○北政府委員 その点につきましては、実はいまの健康管理規程というもので病休、軽業というのが定められておりますが、軽業というのは大体二割勤務を軽減するという事になっております。半分というのは実はいわゆるでございまして、それで個々の人の病状によりまして、病休をとって治療に専念するというやり方、あるいはよいという病状の方は二時間程度の勤務軽減という、どちらかの方法で回復をはかってもらう、こういう形を実はとっておるわけでございます。

○久保(等)委員 いや、ですから、やはり病気の事態に沿って——一休病気をなさせようと思っておるのか。とにかく病気はどんどん進行したていいのだ、おたくのほうでつくっている健康管理規程が何か知らぬけれども、それをこういつた病状に対して医者が、現在やっておる仕事の半分にしない、八時間勤務しているのは四時間勤務にしないというのに対して、いや、二時間の軽減はしないというものであつて、六時間勤務はしないというふうな一休人の使用方をやはりやられるべきだと思つておるんですか。やはり医者の言つておるその診断の内容によつて、本人のとにかく病気をなさすのだ、なおさなければならぬのだという考え方が一休郵政省にあるのかどうか。少なくとも、医者があつてきた専門家の診断に沿つて本人の病気をなさせるのだという一休考え方で対処しようとしておるのか。いや、それはもうまけることはできないんだ、二時間は軽減してもいいけれども六時間なんだ、従来通りに八時間でやっているとすればですね、そういうことでやつていこうとするのか。それこそ現在の出た問題に対して、即応して、改正するところは改正するというふうな当然やるべきだと思つて、どうなんでしょうか。

○北政府委員 この病気は外からなかなかわかりにくい病気ではございませうけれども、病気は病気として、やはり病気をなさしてもらうというところももちろん中心でございまして、その点は私どもも現場もすべて割り切つて対処をするということ

であります。

それから、一日であれば七時間二十分あるいは二時間という規定になっておりますけれども、いろいろな疾病もございまして、そういった規定がそれだけのいのかどうか。従来はそれで別に支障はなかつたのでもございまして、現実には半日くらい休んだほうがいいという診断もあるわけでもございまして、それが絶対であるかどうかということももちろんあるんでございまして、けれども、反面、七時間二十分と二時間というのが絶対であるかということも確かに問題でございまして、そういったことも、この頸肩腕症候群というもののプロジェクトチームも新年度早々につくるわけでもございまして、織りまぜて抜本的な解決をはかりたい、こういうふうな考えております。

○廣瀬委員 久保君、だいぶ時間を経過しましたから、結論を急いでください。

○久保(等)委員 ええ、ところがまだ重要な問題で若干残つておるのですが……。

だから、いま言う二分の一勤務を軽減しないという診断書が出た者に対しては、二分の一勤務を軽減するという措置をとつたらどうですか。私はこれは大臣にお聞きしたいと思つたのですが、大臣どうですか。じゃ、ほんとうに行き詰つて病気が悪くなつてしまつたら、いま言つたように、いよいよ行き詰つたら全員が休むような異常事態も出るのですよ。だから、せっかく医者が診断して、勤務を半分にしない、すべきだという診断書が出たなら、それに対して的確にこたえていって、病気をなさすことが先決だということなら、検討してとかなんとかいふ話なら——日本じゅうの話を人事局長は考へていらっしゃると思つけれども、さしあつて、ここに出た問題に一つ一つ具体的に対応していくべきですよ。郵政局あり郵政本省があり、大ぜい管理者の方がおられるんだから、そういったことに対して適切に対処していくべきだと思つたのですよ。しかも、それが本人の申し出とかなんとかじゃなくて、医者がきちつとした診断書を書いてるなら、それに基づいてや

ていく。あるいはそれでも十分でないかもしれないのですよ。それこそ人間のやることですからね。しかし、せめて専門家が出した結論なら結論に従つて対処していくことはやるべきだと私は思ふのですが、大臣、いかがですか。

私がいまお聞きしているのは、勤務時間の軽減の問題で、医者が治療上現在の勤務時間の半減をすべきだ、そういうことに対して二時間ならいいけれどもあとは認めないんだというような形でやれば、まだだんだん病は重くなつていくということしか出ないと思ふのですよ。こういう問題に対して的確な判断がなせられないかと思ふのです。が、人事局長もう一ぺん答弁するのなら、ひとつ私の質問に対して的確に答えてもらいたい。

○北政府委員 先ほどお答え申しましたように、その問題を含めて早急に結論を出したいと思ひます。

ただ、現状におきましては、そういうことで各職員たち漸次軽快に向かつておるということでございまして。しかし根本的な問題としては早急に結論を得たいと思つております。

○久保(等)委員 だから、そういった点が私は非常に無責任だと思ふのです。ものによつてそれは根本的に検討する問題がいろいろあると思ふのですよ。しかし、いま言つたようなことは一つ一つの問題についての確にいま対応しなければならぬ問題ですよ。全体的に、根本的になんというその問題は、やはり一人一人についての確な指示を与えるべきですよ。本省の規則やその他があるんなら、それこそそんなものは改正すればいいのですよ。しかも頸肩腕症候群の問題で、それではいま言つたように全員休んでしまつたら一体どうなるのか、それこそ一銭惜しみの何とか失いというところがありませうけれども、そういう結果に——事はしかも病気がすからぬ、病気の問題。そこらにやはり郵政当局の何か一貫して流れる冷たさというか、人間関係というのに対して非常に正常じゃない、われわれから見ると何か非常に冷たい——先

ほどもちよつと申し上げましたが、それならこの問題については、いすれにしても私は的確に早急にひとつ措置をしてもらいたい、このことを申し上げておきます。

それからその次に、先ほど新任特定局長が、夜勤だとか宿直だとかをいやだというのなら、ひとつ転動してもらいますよと言つてゐる。しかも、これには郵政局の電業課長補佐が立ち会つた上でそういうことが本人に言われている。これは一体どう思ひますか。

○北政府委員 詳しい事情は聞いておらないのでございませうけれども、夜勤が可能である者については夜勤をしてもらいたいというために職員意向を新任局長が個々に——個々かどうか存じませんが、職員意向などを聞いたということは聞いております。

○久保(等)委員 しかし、これは二月当時で少なくとも夜勤あるのは宿直は約二カ月間くらいは適當でないという診断を医者がしているのです。しかも全員ですよ、全員八名、それにいま言つたように、宿直しろ夜勤をしろ、それをやらないなら君、転動だよというふうなことを、現場の実態をよく知つておる郵便局長が言えるはずはないと思ふのです。だから、そういう上立つと、これもまた事実問題で、私はここでばつぱりイエスかノーか言える問題だと思ふのですが、そういうことは少なくともともでもない発言だと私は思ふのですが、どうでしょう。新任局長が行つて、さつそくそういうことを一人一人に言つてゐるのですよ。転動してもらいます——それこそ私は全く暴言だと思ふのですが、どうですか。これもひとつはつきりしてもらいたいのです。

○北政府委員 君はさしあたり夜勤はできないのか、できなければほかの局へ飛ばすぞ、そういうことは絶対に言つておらぬということでもございませうが、(久保(等)委員)だから言つたとしたらどうですか(とつぶや)そういう言い方があつたら、適切でないというふうな思ひます。

○久保(等)委員 これはひとり吉野の郵便局だけ

に限らないのです。高松の郵便局の場合にもやはり頸肩腕症候群の諸君が出ています。その中で高松の庶務課長、これがまた、何と云うのですかね、われわれは実務常識で理解できないのですが、この問題が出たものだから、ひとつ支部折衝をして話をしたいと云うて労働組合が申し入れをした。ところが会わない。例の何か三六協定が結ばれておらないからどうとかこうとか云うて会わない。八回ばかり折衝を申し入れたが、会わないのです。これも現実に職場にそういう人たちが、病人が出たんでしょう。そのことについて組合の支部が話し合いをしようと云うたら、いや、そんなものは会えないのだと云うて、八回申し込んだけれども拒否された。これは平尾庶務課長のところから窓口になっておるようですが、平尾庶務課長に申し入れたら拒否されたというふうなことで、非常に対応のしかたがにぶいと同時に、私はこれまた庶務課長の言動そのものはきわめて常識識きわまると思うのです。その後まただんだんと頸肩腕症候群がふえておるようですが、何か高松の郵便局も十数名になっておるようです。これは電話交換手はあそこにおりませんから、郵便課あたりにもそういう問題が出ています。そういうことに對して、会うとか会わぬとかいうそんなこと自体が問題になるようじゃ、私は全く人間関係がゼロだと思ふのです。ほんとうなら、何だ、どういふ問題が出たのだと、夜中であつても病人が出たのなら飛び起きて会ふべきだと私は思ふのです。ところが白昼何回申し入れても会わない。やつと一ヵ月たつたか二ヵ月たつたか知らぬが会つて、やつたんだが、とにかくいま言つたような庶務課長の扱い方、しかもそのときに「この病氣発生によつて病休者が出ると業務確保が困難になる、頸肩腕症候群といつても職業からきているものではない、本人の体質的なことからなるのです」といふようなことを言つておる。こういうことを言つて、それはまた職員にしてみると、何を言つてゐるかということになるだろうと思ふのです。もちろん、頸肩腕症候群が出たらそれが一切

すべて業務災害といふところまで行つてないことは先ほど労働省の部長のお話にもありますが、われわれももちろんそういう前提に立つての話ですが、しかしまたそういうふうとが独断的に、それはもう本人の体質から来るのであつて業務上の病氣ではないのだと云うて頭からきめつけるようなもの、言ひ方をして、これまた職場の空氣を悪くする、それがまた頸肩腕症候群を増大させていく一つの原因にもなつておると私は思ふのですけれども、こういうこと自体もこれも一体どう思われますか。高松の郵便局のこういう労働組合に對する扱い方。結局病氣の問題まで労働関係の問題のように扱つて、労働組合が病氣の問題で来るなら、頭から、そんなものは受け付けない、いま三六協定も結ばれておらないのだから、三六協定が結ばれておるとかおらぬとかは別に、職場の人たちになぜ職場の庶務課長が会えないのか。それは人事局長どう思いますか。

○北政府委員 ただいまのお示しの話は全然私聞いておりませんので、調べてみたいと思ひます。

○久保(等)委員 それは、人事局長は「各郵便局で会うとか会わぬとかいふ話まで耳に入らぬかもしれないが、しかし、こういうことは、あなたは調べると言ふけれども、いま言つたようなことはことばのやりとりの話ですから、きわめて簡単なことですが、こういう事実があると思へば、一体適當であると思ひますか、思ひませんか。

○北政府委員 たいへん恐縮でございすけれども、そういうことばのやりとりというのは、いろいろな背景の中で、言つた言わぬの、いろいろなことがございすので、にわかにここでどうだこうだといふのはかんべんさしていただきたく、よく調べまして、また申し上げます。

○久保(等)委員 それは、国会の委員会から発言を慎重にやられることはいけれども、北さん、もう少しすなほに——ばくの言つてゐるのは、ばくの言つてゐる範囲内におけるあなたの判断として言へばいいのであつて、ばくが別の何か事情のあるやつを隠して言つておつたのならば、これは

また話は違ふわけですが、私の質問の趣旨をお聞きする限りにおいては、それに對して私はこう思ひますと少なくとも御答弁できないですか、こんな簡単なことが調べるような話じゃないですよ。一々調べてくれないで、これを私は考へていませんけれども、私が聞いたことに對して、まことにこれはだとも不行き届きであつたり、あるいはまた言い過ぎたと思ひますというくらいに答弁をしないといふ。せつかく聞いてゐることに對して、調べなければならぬといふような大げさなことじゃないですよ。

○北政府委員 たいへん恐縮でございすが、高松とか庶務課長とかいふ具体的なことはなしにして、一般にといふことでございすならば、そのようなやりとりはあまり好ましいやり方ではないといふふうに思ひます。

○久保(等)委員 だから、一般論であらうと、具体的に私は申し上げてゐるのですから具体的なことについて、私の言つてゐることが否らずで足りない面があるのだつたら、これは私は訂正してもいいと思ふけれども、私のお聞きしてゐる範囲内においての判断が少なくともつくと思ふのですよ。

頸肩腕症候群の問題でとにかく会いたいと言つたのだが、会わなかつた。しかもそれは一回にあらう、八回までもだ。そういうことになれば、これはもう非常に不行き届きだ、はなはだどうも適當でない。だから、そういう指導をしてゐるから、下部へ指導が徹底しないのだと私は思ふのです。いま言つたように、これは労働管理の問題にすぐからませてこういう頸肩腕症候群の問題についてでもやられる、そこに根本的な問題があると私は思ふのです。だから、こういう取り組み方をしている、おそろくすなほにこの問題について解決はしないと思ふのです。医者の診断書まで出ているならば、診断書が出ているという客観的な事実があるのですから、それに基づいてその病氣をおすといふことに全力をあげるべきですよ。本人がかりに、あのやろ虫の好かない男だ

と思つたつて、そんなことは全く別の問題ですよ。そういう取り組み方自体に問題があると私は思ひます。

お聞きしたいことがたくさんありますが、時間の関係があるのですが、さらに申し上げておきたいと思ふのだけれども、診療した病院に行つて、何とかもう少しつとめてもいいようにしてもらえぬかとかなんとかいふような話を、たとえば西条の真鍋病院のあたりに、高松の診療所長、それから松山の保健課長、これが出ていって話をしている。こういったことをお聞きになってゐますか。と同時に、時間がないからまとめてお尋ねしますが、病院に行つて、診断書の中身についても少し仕事をしてもいいようなことにしてもらえぬかとかなんとかいふような話をしたりなんかしているようなことも、きわめて不認識だと思ふのです。医者が良心に従つて診断したことについて、何とかひとつ勤務に差しつかえないような診断にしてみらなうかといふようなこともやっておるようですよ。これは、それこそ事実を調べてもらいたいと思ふのですが、これが間違ひなら間違ひで、あとと連絡をとつてもらいたいと思ふのですが、西条の真鍋病院に、保健課長それから高松の診療所長がかけつけて話をしてゐる。しかし、真鍋病院の院長、これは拒否してゐるようですよ。そういうことをやると、今度は郵政内部における診療機関そのものを職場の人たちは信用しなくなるのです。職場の人たちが、とにかく郵政関係の医者といふものは、また何か労働関係とかからませたような関係で、二ヵ月と診断書を書くところを一ヵ月にする、そういう懸念があるといふようなことで、だんだんと人でもない連鎖反応を起こしてまいると思ふ。私はこういうことを考えると、こういう問題はあくまでも病氣は病氣といふ問題として切り離して、それこそ命と健康を守るという立場で、積極的に取り組んで解決してもらいたいと思つてゐるし、おそろくそのことについて、答弁の上では異存ないと思ふのです。ただし、結局労働関係とか

らませたような形でこれを扱っていかうとする、それから従業員の言うことに對しても、私は従業員を信頼するという立場で取り組むべきだと思うのです。ところが、医者の出した診断書さへ何か疑いの目をもつて見る、あるいは何かとつまづけてもらうというやうなやり方は、いかにも前時代的な扱い方だと私は思うのです。一体この真鍋病院へ保健課長と診療所長が行った事実があるかないか。それで、行つたとはすれば一体どういふことのために行つたのか、これを、わかつておればお聞きしたいし、わからなければまた後日調べて報告してもらいたいと思うのです。

先ほど来申し上げるやうに、郵政のこゝうの問題がたまたま香川で発生をして、これから私はこの問題自体を早急に解決してもらわなければならぬと思うのです。それから要員の問題、台数の問題、吉野の郵便局の問題についても、かりに二台はふやせないにしても、せめて一台とか、四人ふやせないにしても、二人か三人かといふことだつて考えられると思うのです。しかし、局長がとにかく自分の職をかけてまで組合に約束したことが全然問題にされないといふやうなことになるべく、職場の人たちはほんとうに腹の底から、不信感だけではなく、憤りを感ずるやうな結果になつてくると思うのです。そういう結果がどういふ結果になつてくるか、そうでなくても全通と郵政当局の間における労使関係は非常に好ましからざる状態にあることは、もうこの委員会でも何年来、十年以上になりますか、私も指摘をしてきておるのですが、一向によくならない。こゝういふ問題が出たときにこそ、病氣になつたのか、それならとにかくできるだけ君たちには便宜をはかりましようといふあたたいことがなぜやつてやれないのか、そういうところに根本的な欠陥が労使関係においてあると私は思うのです。特に不信感をつくつてきている原因があると思うのです。どう思いますか。人事局長、それから郵政大臣にも、私具體的な個々についてもお尋ねしたいのですが、さつきから委員長もたいぶ私に催促を

しているのやめまされども、今後この問題については、ぜひ一つ一つ具體的に今後の処置の模様をお聞きしたいと思ひますし、また私どもにできることがあるならできるだけ私ども力をかすことにやぶさかでありませんが、ぜひひとつ……。

それと同時に全国的なやつを少しお聞きしようと思つておつたのです。頸肩腕症候群の問題について、もうすでに貯金、保険等では業務上の災害として認めてゐるのも六十数件あるやうです、それから腰痛症、これについても五十数件すでに認定したもののさへあるやうな実態にあるやうです。こゝういふたやうな問題も私実はぜひお聞きしたいと思つたのですが、時間がありませんから、全国的な立場に立つて、この頸肩腕症候群とそれから腰痛症の問題について、一体どういふ状況にあるのか、全国的に調査をしてもらいたい。ちよ

うといまはもう年度末ですから、本年の三月三十一日現在で全国的な腰痛症と頸肩腕症候群で医者がかゝる本人がちよつと訴えたといふ程度の調査といふのはできないですから、やはり診断書の出ている者が一体何人おられるのか、この状況をひとつ調べてお知らせを願ひたい。これは全国的な問題です。それに対する全国的な立場での取り組み方、これはさつき局長の言われたやうに、プロジェクトチームをつくるなり何なりして、ぜひ取り組んでもらいたいと思つておるのですが、しかし、私がさつき主としてお聞きしたいと思つたのは、いま言ふ具體的な問題で、吉野の郵便局と香川の各局、これも数局ぐらゐになると思ふのです。高松の郵便局を中心として、そのほか特定郵便局にも出ておるわけですが、こゝういふ問題に對して緊急に手を打つことは打つてくだされ。いま言つたやうに二分の一の勤務にしたほうがいいですやうに、医者の診断が出たならば、二分の一の勤務にするといふやうなことは、規則、規程を改めなければできないのだとかなんだとかいつてゐるうちに、病氣は進行しますよ。そういうことはそういうことではやはり対応すべきだと思ふのです。

いろいろあれこれお尋ねやりましたしたが、

きよは時間がありませんからこれで打ち切りますから、ぜひひとつ緊急措置と全般的な問題等について、積極的に取り組んでいただきたいと思ひます。人事局長、それから郵政大臣からも御答弁願ひたいと思ひます。

○北政府委員 当然のことですけれども、積極的に取り組んでまいりたいと思つております。調査につきましても全国的な調査をいたしたい。結果はまたまとまりましたらお示ししたいと思つております。

○原田國務大臣 日本人が戦後七十幾つまで寿命が延びたといふことは、健康について医者が一生懸命になり、そして薬がたくさん開発される、こゝういふことで日本人の寿命が延びてきた、これはいいことですから、こゝういふことについて力を入れる、そして働いておる人が病氣にならないといふことはこれは使用者が得をするといふことでありまして、これは基本的な立場であらうと思ひます。いま聞いておりました、具體的なことをあなたに聞かれても私は香川県のことは具體的にこまかい話はわからぬです。ずつとお聞きしてましてちよつと氣にしたのは、コールの数を調べに行つたときはそれはいつのことかとあなたは問われましたが、ほかのところと比べて平均的には下であつた、こゝういふやうに説明したやうに聞きました。その局で一べんに八人も何で出たかといふことについて、私は私なりにしようとするからこれはおかしいなといふ氣がしました。いすれにしても、こゝういふことは病氣ですからしろうとはわからぬのですから、医者にみてもらわなければいかぬ。個人が病氣になりまして、あるところへ行つたら、あなたは心配要らぬと言われた、ところがどうしてもからだのぐあいが悪い、またこちらへ行く。しまゐには神さんにも頼む、こゝういふのが人間の心理ですから、私は、一人の医者がこれはいかぬぞと言つたら、またこちの郵政のほうは何とかしてくれませんか、こゝういふことが往々にしてあるのですけれども、病氣といふものについては親切に考へて、子供が学校へ行か

ぬ、怠けておる、こゝう言う前に、まず病氣と違つか、こゝういふやうな考え方に立つてやつていくといふことがお互ひに職場を明るくし、そして能率が上がつてくる、私はそのやうに思つております。いま聞いておる中で人間関係ですね、病氣のことでも労使の問題にするといふことは、いま全通と当局とは悪いのだ、だからこちまで影響してくる、こゝういふ面があるといふお話です。これは労使の間にも人間関係を通して、病氣の問題等についても、あなたは力になつてもいいとおつしやいましたか、局長になつたら受けるのは一人ですから、それで働いてゐる者がわあわあ言つてきたらかなわぬ、こゝういふことで悩まされると私は思ふのです。そのことに氣を使つていただいて、こゝういふ問題について、職業病とあなたが言われておるやうな新しい病氣がたくさん出てきます。これらの問題については一番先端に立つて解決していくやうに、私は健康管理、環境をよくするといふことについて努力をいたしたいと思ひます。

○廣瀬委員長 午後二時二十分再開することとし、この際、暫時休憩いたします。
午後一時四十三分休憩

午後二時三十一分開議
○廣瀬委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。土橋一吉君。

○土橋委員 それでは、この前予算分科会で、齋藤電波監理局長からお答えをいただいたのでありますが、あの会場では非常にやかましくてよく私は聞き取れなかつたわけですが、放送衛星を五十年に打ち上げるという緊急の必要性は一体どこにあるのか、いろいろ御説明を聞きました。しかしながら、科学者が他の面においては非常に欠けておりますし、予算が非常に少なく十分な科学的研究もできない。これは放射能の問題であると

かあるいはまた大気汚染の問題であるとか、さらには病気のほうからいいうならばイタイタイ病であるとか、そういうようなものについて国家の予算その他の措置がきわめて不十分であるというにもかかわらず、放送衛星を五十一年に打ち上げなければならないというその緊急性、つまりこの緊急性が、私は私十分わかっておりますので、その緊急性が、ずばりと云ってどういふ点にあるのか、これをもう一回明快に答えていただきたい。

あなたの、七三年六月号の第二十三回電波記念日を迎えるにあたってという論文も拝見いたしました。大体のところはわかっております。どういふことをねらいとしているかということもわかっておりますし、その他のいろいろなものもわかっておりますが、基本的にずばりと云って、どういふ必要性があったのか、そして予算を編成して債務負担行為までやって打ち上げるようになったのか。簡単にいいです、一言で言えばどういふ点が緊急性があるのか。

○齋藤(義)政府委員 通信衛星、放送衛星の開発でございますけれども、これは将来に備えて世界各国で次から次へと開発を進めておる、きわめて急進展しておるというのが現状でございます。それで、わが国におきましても、情報化社会といわれる現代の社会におきまして、通信需要といわれるのが近い将来において衛星をもつてまかなわなければならない切れない時代が遠からず来るということでございます。そういう観点から世界各国、日本も含めて世界各国で衛星の開発という事柄に意を尽くしておるわけでございます。ただ、これは何年か、いままでも数年あるいは十数年と言つてもよろしいかもしれませんけれども、それで開発を進めてきたわけでございます。途中で中断するという性質の研究ではございませんで、継続性が必要なわけでございます。

それでまず第一番目に、世界各国のそういうような趨勢、わが国の通信需要あるいは放送需要というものの対処して、できるだけ早い機会に衛星を打ち上げたい、そのためにはひとまず実験用の

放送衛星を打ち上げて、将来の大型の実用衛星に至る技術を一日も早く習得したいということでございます。

それが直ちに電波権益の確保という面につながりますし、将来の通信需要に対する充足ということにもなるわけでございまして、そういう観点から開発を急いでおるということでございます。

○土橋委員 あなたの論文の足をすくうような意味じゃないのですが、あなたの説明によると、「国土総合開発の基本的要件の一つであります全国的な情報通信ネットワークの完成が可能になるものと考へます。こういう最後の結論をくだしておるわけですね。ところが、総需要抑制ということ、現在の田中政府では、できるだけ急がなくてもいいものは急がないでやってくれ、これは原田郵政大臣も再々御答弁に相なっておるわけですね。国土総合開発の中心的な課題としてこれが問題になるならば、総需要抑制という観点から先ほど申し上げるような諸問題を解決しないでおいて、そして二百八十億余の予算を組んで打ち上げるといふことは少し筋が違つてはいないか。あなたははつきりと国土総合開発の重要な要件であるということをおっしゃっておるわけですね。

私は何回も繰り返しますが、これを打ち上げるなどか打ち上げることが不当だとか、そういうことを言っておるのじゃないのです。いまの予算で、これだけの予算を組んで急に打ち上げるといふことを決定した前後の模様、すでに新聞などで、ここにも書いてあるように「放送衛星 ほんとに必要なのか」という題で、ある新聞記者はちゃんと書いておるわけですね。必要性がない、その根拠がきわめて薄い、きわめて政治的な問題を持つておるということまで、ちゃんとここに書いてあるのです。これはもうごらんになったと思うのです。こういう点でありますから、私は国土総合開発の一つの基本要件としてやるといふならば、これはことしやらなくてもよかつたんじゃないかという気がするわけなんです。ですから、きょうは時間が限られておりまして十分ありませんから、あな

たの御意見は御意見として、あとで速記録をよく読んで、さらには次期の委員会でもこの問題をもっと詰めていきたいと思つておるわけですね。

あなたは専門家ですからちよつとお尋ねいたしますが、この宇宙開発委員会、委員長は森山科学技術庁長官になっておられるわけですが、ここで五つの項目を決定しておられるわけですね。第二章のところで、実用分野の人工衛星として、この技術試験衛星I型、ETS-Iですね、これは五十年に打ち上げる。技術試験衛星II型、ETS-IIですが、これは五十一年に打ち上げるといふことをいつておるわけですね。これと放送衛星とは関係あるのかないのか、ちよつと聞かしていただきたい。

○齋藤(義)政府委員 直接の関係はございませんで、むしろそれは五十年に打ち上げる予定の電離層観測衛星、それから五十二年に打ち上げる予定の静止衛星、これは型が小さい、小型のやつでございますけれども、そういうものとの関連があるわけでございます。

○土橋委員 この問題は非常に将来の宇宙開発の基本的な問題でもありますし、また通信衛星についてはそれほど問題はございませんが、放送衛星は国際的な法関係、国内的な法関係も非常に関係が深いわけですね。そのために、別の委員会でもいろいろ質問していききたいと思つていますが、それからんだような問題で、この三月二十五日の電波タイムズによりまして、五十二年に放送大学を建設するといふことがすでに文部省で一般的に発表されました。それで二十三日の毎日新聞によりまして、放送大学は特殊法人に「いふこと」で、番組組は学長直轄 五十二年度開校へ、管理は文相任命の理事会で「いふこと」見出しで、大々的にこの新聞も書いておるわけですね。そうしますと、私は電波監理局長に聞きますが、この放送大学が放送の免許を受ける、そうすれば無線局としての一定の要件を必要としなければならぬ。そして、これは放送を行なうわけですね。したがって放送法の規定にしたがつて免許の基準があるわけですね。そういう基準から見ると、両方の、いわゆる電

波法の基本的な無線局の設置に関する問題と、それから放送局として備えていなければならないという基準があると思つていますが、そういう基準の認許をしなければなりませんけれども、それに間違いのないかどうか。

○齋藤(義)政府委員 現行法によりまして、お説のとおりでございます。

○土橋委員 そうしますと、これは一つの大学機構でありますので、憲法で保障しておる学問の自由を保障してやらなければいけない。それから、教育基本法十カ条の条文に従つて、第一条が明記しておりますように、教育の基本的な内容といひましようかあるいは柱といひましようか、そういうものがちゃんとしまつておるわけですね。そうしますと、その関係と、放送法の規定によれば、御承知のようにいろいろな制限があるわけですね。これはもう私が言わなくても御承知の、放送法には、不偏不党であるとか、あるいは公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達をはかることを目的とするという規定がございまして、これは第一条です。そして特に第九条の規定では、いろいろな制限があるわけですね。そういうものといひまわられておる放送大学、仮称でございますが、この放送大学との関係には矛盾が根本的に起こつてくるのじゃないかという懸念があります。その点はどうか。

○齋藤(義)政府委員 放送大学の構想でございますけれども、これは現在の段階では非常に大まかな、骨組みがきまつたといふことでございまして、細部についてはこれから文部省において詰めるわけでございましてけれども、これは放送法の基本的な原則については、そのまま妥当するのではないかと考えられます。

○土橋委員 電波というものは、国民すべての共通の財産であるわけですね。その電波が、いわゆる放送大学といひまわっている文部大臣の直轄で、しかもそれが特殊法人という形態をとつて、そして特定の学生さん、あるいはそうではない不特定の皆さんもその内容を聞くことができるわけですね。し

かしながら、放送法が予定をしておる、このあまねく広く放送の内容を国民に知らせるといふ観点から見て、特定の学生、たとえば二十万とか十五万の全国の通信関係の学生そのものに聞かせるということについては、放送の基本的な態度からいって、少し狭まるように私は思うが、それはどういうことなんでしょうか。

○審議(義)政府委員 先般発表されました放送大学基本構想ということによりまして、お説のとおり放送大学の事業の一環として放送を利用するというものではございますけれども、それがまた電波により直接一般国民にも視聴されるので、政治的に公平であることが要請される、これを学内の組織において確認できるようにふうをする必要があるということ、その点に対する配慮をあげておるわけでございます。

○土橋委員 そこで、あなたのほうでお出しになった、これは一般新聞の社説であります、「通信に関する現状報告」というのを郵政省が発表しました。この中をずっと読んでまいりますと、こういうことをあなたのほうは盛んにいつているわけですね。ちょっと読んでみますと、「情報化社会に生きる人間が自ら考え、意見をのべる自由は強化されてはいない。むしろ情報による人間の管理化が進行している。報告書自体が、情報化社会について、このような解釈を行っているのではないが、資料が示唆する問題は重要である。」また、次のパラグラフでは、「個人相互間のパーソナルな通信は、情報化のなかでのびてはならず、通信の総量が増大しているだけに、その役割は小さくなりつつあるとみる事ができる。したがって第二に、社会の情報化とは、端的にいうと、マスコミの躍進である。」さらにもっと端的に言えば放送関係の躍進である、日本人は一日平均三時間五分テレビを視聴したが、新聞は平均して三十分足らずしか読んでいない、こういうこともあげられたわけですね。私は、ここで最終的に言いたい点は、さらに次の段のところで、「今日の日本の情報源、また情報

十七年度の百億通の郵便のうちの八〇%、電話については住宅用の五・五倍は、企業用であった。ダイレクトメール、PR誌、その他の広告がさかんなことは広く知られる通りである。」といふ、個人間がお互いに意思疎通をするのではなく、上から、何かしらぬが企業形態とかあるいは政府であるとか、あるいは放送局というものがどどん情報流す、個人が考える余地もないほど情報を流しておる、こういうことをここで端的に申しておるわけですね。次にこういうことをいつているわけですね。今日の日本の情報化社会の特色を要約すると、国民が受け手になって、娯楽、および官庁や企業が発信する情報を受信するという傾向が強い。国民が企業や政府に管理されやすい状況である。ということまであなたのほうではいつておるにかかわらず、この電波がいわゆる放送大学というものによつてどどんつき込まれてくる。しかもスクーリングはやるわけですね。これはNHK学園がすでに経験しておりますように、だんだん減ってくる。また、現在のように通信教育による

学制というものが、一面いい点を持つていながら、非常にしりすまみだにだんだんなくなつてくる。こういうようなことがいわれているときに、貴重な電波をこういうところに免許することに、いま申し上げたような、郵政省が憂えていような結果が、より一そう倍増されるという考え、あなたはそれに対してどう考えておりますか。

○審議(義)政府委員 放送大学構想は、これは外国にも先生御案内のようにあるわけでございます。そして、これが相当な成果をあげておるといふこと、それから勤労と勉学が両立できるといふような放送大学構想、これは電波を公共の福祉のために使うという観点からも、きわめて妥当な使い方はなからうかと考えるわけでございます。

○土橋委員 あなたの御説によると妥当な使い方だ、そして波もUとFとMを使うわけですが、私は、この放送大学の内容についてはとやかく申し上げません、これは委員会が違つたのですから。ただ電波

を管理する郵政省の立場から見た場合には、そういう点を厳重に守つていただかなければ、端的に言いますと、電波関係が、結局無線局とそれから放送局関係とそして放送大学という三つの基盤の中で、使用方法が分かれてくるように思つておるわけですね。したがって、この無線局、それから放送局関係と、それから放送大学という分野が入つてまいりまして、電波の運用上、特に放送上の問題については、法律上及びその他の諸問題が非常に起こつてくるように私は思つておるわけですね。また日本の現状で起ころざるを得ない運命であるわけですね。ですから、そういう点について十分よく先を見通して、この免許等の問題については慎重にやつていただきたい、こういうことを私は端的に申し上げておきたいわけですね。

それから郵政省の皆さんに、ちょっと私はよくわからないのでお聞きをするのですが、郵便貯金会館の設置というので土地一カ所、新築一カ所といたうこと、この金額は十二億六千四百万円でございますか、こういうものをたくさんおつくりになつて、その次に郵便貯金振興事業団というのを、おつくりになつておられるわけですね。交付金が五億九千八百万円、出資金が百三十七億八千八百万円、これは現物出資としておられるわけですが、これは一体どういふものを想定しておられるのですか。

○郵政政府委員 先生お尋ねの第一の点でございますけれども、郵便貯金会館として四十九年度予算に計上されておる費目は、福岡のくい打ち工事費と新潟の土地購入費と、それから現に四十九年度中に間もなくオープンしますところの金沢、名古屋、札幌、こういう郵便貯金会館の内容をなす什器類その他が、総計おそらく十二億だと記憶しております。

それからまた先生がお尋ねになりました郵便貯金振興事業団、構想として私のほうは、前国会で参議院の決算委員会御指摘もありまして、郵便貯金の使命にそつうように、郵便貯金会館の運営も含めまして一元的に効率的に運営したほうがよ

ろうという前提に立ちまして事業団の構想を抱いたのは事実でございますけれども、ときあたかも総需要抑制という至上命題のもとに、新規の事業団、公団というものが厳に規制されるというやうな事態も踏まえまして、この際ちょっと見送りまして、今後引き続き、事業団構想を含めましていろいろのそういうふうな形態を探つて事態に適應していきたい、こういうふうな考えでございます。

○土橋委員 私が非常に懸念をすることは、こういう貯金会館のようなものをつくつて、預金をした人が喜んでその会館を自分たちが思うやうにある程度使うことができるか、あるいはそのために非常に貯金をしたありがたみを感じて利用してくださる、また地域の人も、そうでない貯金をしていない人も使つていただいて、将来郵便貯金をするやうな努力をやはりそこで積み重ねるということが私は必要だと思つておるわけですね。ところがややもすると、こういうところでは、郵政省が従来の悪い弊害であつた官僚的な、たとえば結婚式場においても、衣装は持ち込まない、料理も持ち込みみはお断りだとか、あるいは仏式でやりたいといふのに神式しか許さぬとか、あるいはキリスト教でやりたいといふのもそれをやらせぬとか、あらゆる制限を加えて、何かその式場とかそういう会館を使うのに肩を張るやうなそういう形で会館を使わせようとする傾向が多いように私は見受けられるわけですね。ですから、やはりそれぞれの地方における、仏式で結婚式をしたいという人があれば直ちに仏壇に変えろとか、何とかそういう臨機応変の措置も十分講じて、地域の人に愛されるやうなそういう会館の活用と利用法をすべきであると思つて、どう思ひますか。

○郵政政府委員 郵便貯金会館の利用のしかた、運営のしかたに先生の御質問かと思ひますが、郵便貯金会館は、土地の利用者、郵便貯金の利用者にも広くお使いいただいて、郵便貯金のイメージアップないしは周知宣伝をはかりたいといふところでございますが、私の持つておりますデータに

よりますと、よく土地の人々にとけ込んで利用されておるといふことでございますので自信を持っておりますが、先生御指摘のように、肩をすばめて利用していただいておりますという実態はおそらくないと思ひますけれども、おっしゃるような難点といひますか、不備な点はあろうかと思ひます。できるだけ地方の実情に即しまして、大體原則的には、やはり金館の運営というものを一元的に責任をもつて運営するためには、先生のおっしゃった貸し衣装とか、のりを上げるあの神式のもの、あるいは仏式その他、写真もそうでございますが、一応責任のある形態で行なわなければいかぬというので、特定した形でやっておりますが、許されず限り先生の御趣旨を生かして、ちよつと無理が伴いますけれども、先生のおっしゃる趣旨も十分わかりますので、取り入れていきたい、こういうふうに考えます。

○土橋委員 東条会館とかあるいはプラザホテルとかあるいは日本閣というところ、これは、これは営業でやっているのですからいろいろあります。しかしこれはどつちかという、貯金制度を全般の国民に理解してもらつてという観点を中心であるし、また多くの方に利用してもらつてというのですから、酒の持ち込みをお断りをするとか、料理、着つけは全部そこで指定したもの以外は使つてはならぬとか、こういう窮屈なことはやめて、やはり老人も、結婚する人もそうでない人も、喜んでそれを使うことができるような体制を組んでいくべきであるといふふうに私は思ふので、さように理解をしておきます。

次は郵便局舎の改善その他の問題で、ここで六百十七億の予算を組んで郵便局舎の改善をしようとしておられるのですが、これはどういふ局舎を建てたのか、わかつたらあとで資料を提供していただきたいと思ひます。説明は要りません。

それから職員宿舎設置について、国費建設として四十一億九千九百万円で、これもけつこうなことです。それから共済等投資が百三十五億五千万円でございすが、これは相当なものであるわ

けです。局舎の建設と同様に職員の宿舎についても、やはり土地の関係その他もございまいしょうけれども、職員の健康あるいは職員の労働力再生産のために必要な問題あるいはその中におけるまかない等の問題についても十分配慮してやっていただきたい。これもどこに建設をするか、そういう点はあとで報告をいただきたいと思ひますが、いかがですか。

○石井政府委員 郵便局舎の関係につきましては私のほうで、なお宿舎その他は人事局でございすが、よく連絡をとりまして、ただいま御指示のものをしたいと思います。

○土橋委員 この委員会では、電電公社北陸通信局のいわゆる新渡電報電話局の、刑事と庶務課関係が物品のやりとりをして、そしていろいろなことをやっておつたとか、あるいは鶴来局において三百本のいわゆる電柱の腐つたのが出てきたという問題について指摘もいたしました。それから特にその鶴来局においては、日本共産党員であるといふことで、結婚式に行くとか、あるいはあるとをつけていくとか、こういういろいろなことをやつたことも指摘をいたしました。それから金沢市外電話局でもそういう傾向が多いといふので、私も現地を調べて、そういうことについていろいろここで話をいたしました。その報告をするといふことになつてゐるにもかかわらず、一向報告をしないのであります。

私はこの前の理事会におきまして、ただその場限りの答弁をしてしまふといふようなことは通信委員会においては許さない、やはり責任をもつて答弁した内容は実現するように努力もするし、また報告もするといふことを理事の先生方の確認をいただいております。ですから、あれからもう相当日数がたつておりますが、あの問題についてどういふ結果、どういふ調査をした結果が出てきたのか、簡単にいいですから答えていただきたい。

○中林説明員 ただいま先生から御指摘のありました新渡局での警察官との食事といふいろいろ多

数の領収書の写しをお示ししたいたのでありますが、さうそく現地のほうにいろいろ調査をさせましたのが、何ぶんにも昭和三十五、六年ごろの十二、三年前のこととございまして、そういう書類については五年間の保存といふことになつておりまして、現在そういう書類もございせんし、また当時の責任者、局の管理者、庶務課長はもうすでに他界いたしております。また局長も十年ほど前にもうやめておりまして、当時の状況についてはさういった事実があつたのか、またどういふ状況であつたのかといふことについては全く不明の状況でございします。

それからなお、その際に先生からお示しになりました市の外電話局の問題、鶴来局の問題、こういった問題については私も北陸通信局のほうに重ねて調査を命じたのでございすが、その際にお示しになつたようなパンフレットについては、通信局としては全く関知しないものであるといふ報告を受けております。

○土橋委員 ちよつと中林さん、全く関知しないとは一体何事ですか。十数年たつておるからさういふことは不明だといふようなもの、言ひ方で本委員会をのがれることは、電電公社の幹部職員としては非常にふがいないことだと私は思ふのです。すでに三百本の問題についても、これはその証人も、働いておる人も現に鶴来局にはおるのですよ。しかもさういふ電柱を大量に購入して、その責任が追及されないなんという事態は、これは電電公社ばかりでなく、郵政大臣がお聞きになつたて、そんなでたらめな電柱をたくさん買ひ込んでおいて、しかもけが人が出るといふ騒ぎをしておいて、そのことはわかりませんといふ一体どういふことですか。あなた方は五年か三年たつたり、それ以上たつたものはもう知らぬ存ぜぬでわからないといふような答弁で済むと思つてゐるのですか。現に関係者は北陸通信局にみないのですよ。はつきりしてください。その三百本の問題は、かりに五百本にしろ千本にしろ、さういふ不正なものを購入しておいて、そのことがわから

ないとは一体どういふことですか。

○田中説明員 昨年九月十九日のこの委員会でもつて先生の御指摘がございしました石川通信部管内の腐朽電柱三百本、鶴来局のものを含まれますが、昨年末前にそのほとんどを取りかへいたしました。それからあの電柱が日本木材から納入されたものであるという御指摘がございしましたが、なお日本木材から納入されておりました使われていない在庫のものにつきましても、その再チェックをいたしまして、薬液等の再注入をいたすなどして対処をいたしました。

○土橋委員 この問題はもっと明確にしなければなりませんし、ほんとうはあなたのほうでも責任をもつて、こういう事実が指摘された以上は、やはり具体的事実であつたわけですから、その責任者はどうであつたか、その状況はどうであつたかをやはりつまびらかにする必要があると思ひます。いま田中さんや中林さんが答へたような内容から見ると、端的に言わしていただくなれば、電電公社は、米澤総裁もおられるところなんですけれども、膨大な事業を営んでおるわけですよ。そのために資材の購入の問題であるとかあるいは土地の購入の問題などいへんな金を使つてゐるわけですよ。

いまの北陸通信局関係だけでなく、これはごく最近の例ですけれども、四十九年の二月十七日の一般新聞に出ておつたことです。朝日新聞にも出ております。東京新聞にも出ております。その他の新聞も一斉に書いておるのですが、ここで「脱きき元調査役が収賄」といふので、これは関東通信局で起つた問題です。場所は宇都宮の市内の田畑約二千平方メートル買取について不正を行つたといわれておる落合敬次郎、これは元調査役の方なんです、この方が要するに不動産業者の大橋信孝さんという方から百万円もらつたといわれております。そのほかにも一回、この落合さんという方はほかの業者に同じような手口で二百万円の金をもらつたといふことがわかつてゐるそうです。それで警視庁捜査二課が調べ始めた。

ところが調べ始めると、電電ではこれをもみ消すようにして、まずもった百万円と二百万円をそのもの不動産業者に返させておいて、それで依頼退職という形でやめさせた、そうして退職金をいただいている。それで今度ほかの会社へ就職して、今度はおみやげとして一たん返したその百万円と二百万円をもらっている。それでこの落合敬次郎さんという方は同じようなことを繰り返して、しかも電電に深い関係のある会社の課長をしておる、こういうことになっておるわけですよ。つまり自分たちの間で起こった不正あるいはそういうなわけの諸君は、もうとにかく監視庁が調べ始めたならば直ちにそういう措置を講じておいて、そうしてほかの会社へ移してしまふ、それで移したら、そのごっそり取崩しておつたものをもう一回返してもらふ、こういうでたらめなことを繰り返して、俗にいう電電公社一家がなつておるわけですよ。この事実について録載はどう考えておられますか。

○北原説明員 お答えします。

御指摘のような事件が報道されたことにつきましては、まことに残念で遺憾に存じております。先生御案内のように、公社といたしましては電気通信サービスを提供する上におきましては、報告局等を建設するため全国的に土地を必要といたします。こういうものの購入につきましては直接購入を原則といたし、かつ厳正公正を期するために公正な機関による評価額を二つ以上とりまして、それ以下であるとか、あるいは交渉に当たる担当者以上を任命しまして相互の牽制の実をあげるとか、あるいは担当者の選定にあたりましても社会生活の豊かな四十歳以上の職員、またこれを選びましたものによる不正ということも防止しなければなりませんので、三年間を限度として交代させる、あるいは市町村長等の御協力をいただくというようなことを考えまして十分訓練をさせて対処しておるわけでございます。公社といたしましては、先生御指摘のようなことはなく、

国民からの信頼を得るために常々計画的に、また機会あるごとに綱紀を正し、サービス精神に徹しまして国民の期待にこたえる努力を積み重ねておるわけでございまして、御指摘のような事件が起きましたと公社のイメージを傷つけたことは十分に遺憾でございます。再演防止につきましては十分にきびしく検討いたしておりまして、綱紀の肅正につきましても、業務の再検討につきましても取り急ぎ通達をし、引き続きいろいろな事項について検討を進めておるところでございます。ところで、本件につきましては当局がたゞいま取り調べをしておるわけでございますが、いずれ裁判等を通じて明らかにされてまいるものと存じますけれども、私どもが今日知り得るものとにつきまして申し上げてみたいと思ひます。

宇都宮市内に職員住宅の用地が必要になりました。このための交渉に職員のAとBを二人派遣いたしました。そして昨年の四月に交渉が妥結したわけでございまして、これは公正な機関による評価額以下でございしたので、これによって公社は地主に支払ったわけでございまして、ところが今回の事件が発生してあとでわかったわけでございまして、地主の側にどうやら不動産業者が介在したやうでございまして、その不動産業者が地主側から手数料といひますか、何かいたしたやうでございまして、その一部分を公社の職員Aが、百万円というふうになっておりますが、受け取つて、取崩の疑いで本件の起訴になつておるやうでございまして、このやうなことを未然に防ぐことにつきましては十分なことであるが、たゞあるいは発見がでなかつたやうなことにございまして、先ほど来申し上げておりますやうに残念でございますが、再演防止については一段と努力をしておるところでございます。

また、もう一つ先生の御指摘の件はおそらく市川のほうかと存じますが、本件につきましても、まだ起訴されたやうに聞いておりませんが、けれども、おそらくこれもいづれ内容が明確になつてくるやうかと存じております。

○土橋委員 私は、いまお答えいただいたような点を実は答弁としてお聞きする考えはなかつたわけですよ。私は、つまり電電公社全体が、先ほどから申し上げておるやうに、そういうなわけの出来さなといったものの考え方が何か知らぬけれども、これを藤倉電線へ出向させておるわけですよ。藤倉電線の会社に入っているわけですよ。そして、そこでも課長の席を持っておられる、この方は、つまり電電の課長なり課長補佐あるいは調査役という役で、そして依頼退職の形をとらしておいて、そしてまた藤倉に行つたら同じやうな課長のいすにすわつて、その金をこっそりもらつておる。こういう、つまりツツツツのやうなことをやつておる電電公社というのの一体どうなんだということをお聞きしているわけですよ。だから、そういう経過で三名どうしたとか、立ち金つたとかどうしたとか、ちゃんとこれはもう事件で上がつておるわけですよ。大橋君から百万円もつた、その金もくすねて、金くれと本人が言つたということもみんな新聞に出ておるのじゃないです。電電のそんなことを聞いているのじゃないです。電電の体質としてそういうことに対してどういう態度をとつたかということをお聞きしておるのですよ。

ここで問題になるのは、もう一つ、これはあなた方と親しい関係の新聞ですよ。これは私はきよく持つてきました。こういう新聞で、これはしつこくあなた方のほうをほめて書いてある新聞ですよ。人事関係なんかしつこく、これを読みますと、私もどんな課長さんかなと思うやうに、ずつとほめて書いておる新聞なんです。この新聞がこういうことをいっているわけですよ。これを読んでみても、いかに電電は腐っているかという一つの内容です。ここで「某電気通信局建築部元調査役の汚職事件は残念な出来ごとだ」というやうに書いて、それでここにこういうふう書いて、金をがほしいと不動産業者にもかけ、金を要求したといわれるが、けしからんことだ。自分の汚職を警察が調査していることに感謝し、依頼退職し公社関連会社へ就職していたやうだが、

公社に傷をつけ、あまつさえ就職先会社の名前まで傷つける二重三重の不法なことをしてつくれた。政府関連機関中汚職のないことで有名だった電電公社の権威を傷つけてしまった。というふうな、一応この人はそういうふうにしておるわけですよ。その次「今度事件を起した調査役について、昨年春ごろ本紙宛の投書がしばしばあつて、(部内かららしいもの)某通信局最高幹部には通報し、内部監査によつて厳重処分が適当という進言までしていたのに、放置してしまつたのは残念だ。某通信局建築部には過去にも汚職事件があり、職員が取調中地検の窓から飛び降り自殺したといふいふ傷跡がある。」というふうに書いて、この人ですら、何回も注意したといふことを書いてある。それなのにこの関東通信局の幹部諸君は、くさいものに――この名前にはつきり言ひましよう。この関東通信局長は原田安雄君ですよ。場所もちやんと書いてある、東京都千代田区大手町二の三の。なぜそういうことをやるのか、この点を私はお聞きしておるのですよ。ですから、三百本の電柱の問題にしまつて、あなた方の不正な行動についてだつて、いまお話をすれば、知らぬ存ぜぬというやうなことで逃げようとするやうな、そういう腐つた体質をやめなさいということをお聞きしておるわけですよ。どうです。

○北原説明員 お答えいたします。

御指摘受けました「電通情報」というものは私も知っておりますが、その記事は、私内容をきよく初めて知つたやうな次第でございます。

○土橋委員 ごらんない。私はうそ言わない。

○北原説明員 書類を示す。

○北原説明員 私どもは、こういう内容についてあらかじめ知るといふやうなことは全然ございせん。これを予知できなかったといふことは、まことに遺憾で、先ほど申し上げたとおりでございます。もちろん、こういうことがあらかじめわかつておるやうでしたら、こんなことにはいかにうちに公社内でもろん適切な処置をいたし得た

ものだと思います。まことにその点は残念でございます。また、この中にあります、取り調べ中に何か職員が窓から飛びおり自殺したというようなことは、真実にして私は記憶に全然ございません。

それから、落合本人は、家庭の事情があるからやめたいという申し出がございまして、そして公社の業務上も支障がないという判断をいたしましたので、昨年の十一月時点において退職をした次第でございます。それから、先生御指摘の藤倉という件でございますが、これは藤倉側が何か、聞くところによりますと電線関係以外の業務の発展を考えておりまして、たまたま落合がやめておるといふことから、本人と直接交渉して採用いたし、課長とかそういうのではなくて、何か開発部とかいうところに所属しているように承っております。

○土橋委員 あなたは、そういうことを言っちゃいけませんよ。公社の最高幹部の一人がそういうことを言っちゃいけませんよ。これは朝日新聞の二月二十五日の夕刊に、いまあなたがございしたのと逆なことを書いてあるんですよ。どういふことが書いてあるかというと、ちよつとそこを讀みましようか。私が言ったんではあれですが、朝日新聞ですよ。同二課の内偵に就いて退職する直前に受け取ったもので、同二課の捜査をおそれていったんは返し、退職後にもう直すといった手のこんだやり方。これで落合が取賄した現金は三百万円になったが、これまでの調べで退職の理由や動機も、同課の内偵に気づき上司と相談のうえ捜査を封じるためだったこともばわかった。また落合は施設の建築など自分には職務権限のないものからんでも、数社に数十万円ずつの飲食代金のつけ回しやもてなしを受けていたことを自供しており、というふうに書いて、それで、ここでも書いておられますね。これは落合が退職へのせり別の形をとって取賄をカムフラージュしようとしたものと同二課ではみているが、十月に現金をいったんもらった時点で取賄は成立しているとして近く追送検する方針である。また同二課が、

落合の退職が捜査封じのために同通信局ぐるみで行われたとみているのは、内偵中の昨春秋ごろから数人の捜査幹部について使った電電公社すじから数回「なにか事件があるのですか」などと捜査陣の動きをさぐるような電話がかかり、その直後に落合がやめていくことなどから、はつきりというふうな朝日新聞は一番事実の内容を克明に伝えているわけでありまして、あなたがそういうたためな答弁をするということになれば、それはもう国会においてこういう新聞を、私は全部これは読んでいるわけだ。それで、どうしてもこれは腐敗、墮落をして電電公社の幹部諸君の、いわゆるツーツーでそういうことをやっておるといふことについては許せない、また許してもならないし、そういうことをしてはならないわけなんです。なぜそのときに、本人をよく調べて、わからなければ突き出したらいじやないですか。

この間ある大学の助教授とか教授が、自分の教子の生徒といろいろな関係で、殺殺をして、それでどこか、伊豆半島で一家心中をしたというふうな新聞記事をお読みになったと思うのですよ、この問題だつて同様じやありませんか。つまり、部内のもやういふものをお互いに、自分も悪いことをして片足突っ込んでおるものだから、お互いに牽制し合つて言わない。そしてそれが高じて、とうとう女性を殺すとか一家心中する、こういう事態が神聖なる大学において起こっておるんですよ。しかも電電公社は、こういう男が、いまお話をした、数十万円飲みしをもらつておいて、他の会社から二百万円もらつていて、この宇都宮事件では百万円もらつておる、こういう事実がはつきりしておるにかかわらず、どうも警察がうるさいからまあ返しておけというふうなことを一緒にになってやるなんてことはもつてのほかじやありませんか。私がうそを言つておるのじやなくて、新聞読んでござらんない。ちゃんと朝日新聞の夕刊が、いま私が読み上げたやうなやつを書いておるのだよ。こういうことを書いておることは、おそらく新聞ですからかなり遠慮しておるわけだ、

事実がはつきりしない点もあるから。われわれが読んだときには、それこそはわたしが煮えくり返るやうな感じがするんです。何だ一体これは、ある大学の助教授事件そっくりじやないかという感じがするわけですよ。どうですか、反省していますか、あなたのほうは。

○北原説明員 私も、その新聞の内容は読んで存じております。公社はあらかじめ、警察が逮捕いたしまして調べる以前にこのことを知っておるといふことはございませんで、それは先ほどお答え申し上げたとおりでございます。しかしながら、新聞に書いてあるやうな内容が事実だとすると、私もまたいへん憂慮し、その後いろいろと調べてみております。現在のところ追送検はされておりますが、起訴されてはいないやうでございます。したがって、私の申し上げたいことは、最初に申し上げましたやうに、電電公社は国民の信にこたえるために平素あらゆる努力をして今日まで来ておる、たまたまこういうのが出たために、われわれとしては断腸の思いである、こういうこととでございます。

○土橋委員 それならば、そういうことを初めからおっしゃつて下さいよ。私がここまで指摘をして、断腸の思いだなんて言つてみたところで、あなた方内部がこの新聞で指摘をするやうな実態であるというならば、これは許せないことなんです。あなたがどんなにふんばつて断腸の思いをしてみたところで、内部が腐り切つて、そういうものをお互いに隠すやうな、ある大学の教授会の先生方のような、そんなことをやっておるということとは許されないうす。あれは私立学校でしようけれども、これは事国民に関する問題を含んでおるのですよ。そういうことがあつてはならないというのを私は指摘しておるのです。これは単に永山の一角にすぎないと思つておるのです。先ほどの中林君の報告を聞いたつて、田中さんの報告を聞いたつて、まともな答弁はしない、何か隠すやうなことをしてしまつておる。そうして、そういうぶつとした腐敗墮落が、もうその電電公

社の幹部の中に充満しておるといふても言い過ぎないほどだと私は思つておる。この新聞の記事やこの通信の記者が、あれだけ注意したのになぜ起こしたかということまで言つておるわけですよ。今後かようなことのないやうに、ひとつ大臣の監督も、總裁どうお思いになりますか、簡単に答弁してください。

○米澤説明員 お答えいたします。私は、電電公社の中が腐敗墮落しておるとは思つておりません。今回落合某が、昨年の十一月に関東電気通信局の建築部の元調査役をやつておりました、こういうことを起こしたことはまことに遺憾に思ひます。もし私たちが早くこれを知つておりましたならば、これは当然懲戒免官にすべきじやないかと思ひます。しかし、私は全然知りませんでした。何となれば、管理職が約三万人おりますから、私が一々全部人事を見ておるわけではございません。ですからこの問題は、本来ならば懲戒免職にすべきじやないかと思ひます。

○土橋委員 總裁のおことばで一応この問題はおさめますけれども、関東電気通信局内部におけるやういふ一部幹部だと思つておるわけでありまして、そういうことが充満してはそれこそたいへんなことでありますので、すみやかにそういうやうな問題については断然たる態度をとるやうに、また、ある大学の例のやうなことが再び起こらないやうに私はお願いしたいと思つておるわけですよ。

さらに、残念ながらこれまた郵政省にも、これは二月の十六日の朝日新聞によると、同じやうな事件を起こしておるのです。この方は村松勇三さんという方で、川崎に住んでいて、そうして起こつたところはどこかという、簡易保険郵便年金福祉事業団における医療関係のあつせんが何かをしておる、いわば職員さんなんです。これもやはり金をもらつたりなんかしておる事件で、ここにも写真が出ております。これは東京の赤坂パークビルというところで勤務しておる、こういうのが出ておりますが、こういう事件があつたのかどうか、ひとつ郵政省から答えていただく

い。
○野田政府委員 答え申し上げます。

ただいま御指摘の新聞に出ておりました簡易保険郵便年金福祉事業団におきます収賄の事実というものはございまして、現在、当該人は起訴をされておる、こういう事実はございまして。

○土橋委員 これから先ほど申し上げたように多くの局舎を建てるとか、建てかねるとか、あるいは宿舎を建てるとか、いろいろな事業が郵政でもあるいは電電関係も同じようにやられるわけですよ。ですから、大臣はじめ総裁がそういう問題についてはよほどきつとした態度をお示しにならないと、こういう問題はもうひんびんとして起こってくるわけです。これはきのうきょうだけでなくて、しよつちゅうこういう事件があるわけですよ。この問題は電電の信頼といましようか郵政の信頼といましようか、これに對してたいへんなきずをつけるわけですね。きずをつけるだけじゃなくて、こういう者が温存されて、ほかの藤倉電線へ課長で行っておるとか、あるいはこの人はまだ処分がはつきり新聞には出ておりませんけれども、そういうことになってくると、何だ、悪いことをしたって結局適当なところにかえてちゃんとお金を与えてやっておるじゃないか。また不動産業者の大橋君の場合もそうなんです。別の何とかという不動産業者の課長になっているわけですね。こういうことが続いているとたいへんなことなんです。ですから私は、今後かようなことがないようにひとつ十分に注意していただきたいし、かような職員については厳然たる態度をとっていただきたいということを要望いたします。

続いて、次の問題にいたしましょう。
次の問題は、おそらく郵政大臣もよく御承知と思いますが、わが国は、昭和二十四年の五月から、選挙をするときには公職選挙法というのによつて選挙をしておるわけですね。公職選挙法は、昭和二十五年の四月十五日に法律をつくりまして、それでこの法律の総則、目的ではこういうふうになっております。「この法律は、日本国憲法」の精神

に則り、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を公選する選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由を表明せる意思によつて公平かつ適正に行われることを確保し、もつて民主政治の健全な発達を期することを目的とする。」というところで、この公職選挙法についてはきわめて高度の、格調高い目標を掲げておるわけですね。この公職選挙法は、ちょうど私は当時衆議院議員でこれをやっておったわけですが、この法案については、当時低不足であるとかあるいは資材が不足であるとかいうような点で、宣伝の面についてはかなり制限をしておるといふ事実もあるわけですね。これは当時の情勢からいふ事実であるわけですね。したがって、この公職選挙法にはたゞさんの欠陥も率直に申しましてあります。しかしながら、この目的が掲げおる格調高いところの選挙制度の促進は、これはやはり一つの方法としてわれわれ十分考えなければならぬと思います。

そこで、この公職選挙法の百四十二条にこういう規定があります。百四十二条の一項六号の規定に「指定都市以外の市の選挙にあつては、長の選挙の場合には公職の候補者一人について五千枚、議会の議員の選挙の場合には公職の候補者一人について一千二百枚、これははがきを買つて、つまり文書図画の頒布について郵便局は協力をしてやる、こういう内容の一つだと思つて下さい。公職選挙法による文書図画の頒布という問題は、先ほど申し上げましたように、法律をつくった当時は非常に資材不足であつたので、かなり制限をするということの正当性があつたわけですね。今日は資材が相当ありますので、こういう制限をするというところについてはかなり論議のあるところだと私は考えております。

そこで問題の一つは、この第六号に書いておりますように、市長選挙では五千枚のはがきを買つていただいて、それでこれを公職選挙法の密封印を押して、そして選挙の告示が始まるとこれを多くのの方に読んでいただく、そしてつぎは

というので投票をしていただく、このことは決して悪いことではないと私は考えておるわけですよ。ところが、去る一月の二十七日に起こった仙台市の選挙において、これがはたしく異常な事態を招来したのであります。これは申しにくいことですが、それからも、自由民主党の推薦をされる候補と、それからまた共産党、社会党、その他の野党の諸君の推薦をする島野さんという方との選挙戦で問題が起こつたわけでありまして。この選挙戦においてふしぎなことには、ここに現物があつたので、これは写しですけれどもちよつと皆さん見ていただきたいと思います。御承知かと存じますが、昭和二十五年四月二十八日の公職選挙郵便規則によつて、公職選挙の料金別納のときには、必ず黒いスタンプでこういうものを押さなければならなくなつた。これは皆さんも選挙をやつていらっしゃる方はよく存じておられると思いますが、こういうものを押さなければならぬ。そういうものを押さないで、選挙期間中に本人の色づきの顔のついた、そして本人が候補者であるということを確認するこういう郵便物が仙台中央郵便局で配られたというのはいささかうわけなわけですね。これは料金別納という形をとつておるわけですね。それで有権者に配られたのです。その裏には色づきのこういう候補者の顔が載つておる。この写真は黒ですけれども実物は色づきです。非常にきれいな男性です。こういうものが、法定密封印がないにかかわらずどうして配達になつたのか簡単に説明してください。

○石井政府委員 答えいたします。
一月二十七日の仙台選挙の一週間前、十九日から二十日、二十一日と三日間にわたりまして、仙台市長選挙に立候補された候補の通常はがきが出されたわけでありまして、ただいま御指摘のとおり、料金別納郵便物としてこれが出されました。際の際に、選挙郵便規則第五條の規定どおり、料金別納は、普通の場合左側の上部に押せばいいわけですが、そういう選挙郵便の場合左側の下のほうに料金別納のしるしをするよう

にというのがルールになつておるわけでございます。それが、出された方のほうのそういう規則に對する無知もあつたと思つて、左側の上部の普通の料金別納の扱いのところに料金別納という印が押してありましたために、それを受け取りました仙台中央郵便局の窓口の担当者が、まあ責任者がおればなかつたのですが、いなかたせいでございまして、これを普通の料金別納郵便物と間違へまして、しかしその際に、選挙長の出した選挙郵便物の差し出し証明書でございまして、これも同時に出示されたものであります。たゞえ印の押し方が間違つておつても、これは選挙郵便物であるということとを当然理解すべきであつたにもかかわらず、またそういう指示をすべきであつたにもかかわらず、それを料金別納の扱いをしてしまつた。しかもそれが十九日のみならず二十日、二十一日と三日間にわたりまして、そういうものが出されたものを同じような扱いをしてしまつた。たまたま二十一日の月曜日の朝、東北の郵政局で、その候補の選挙郵便物があまりにも出がおいで、候補者の事務所のほうに電話をかけた、選挙はがきの差し出し状況が悪いから少し早く出してもらはないと、二十七日の選挙に間に合ふぬということがあつてはいかぬといふことで、協力要請を事務所にいたしましたところ、すでに私のほうは十九日に差し出しておるといふ回答をいただきましたので、それで初めて、この郵便物を選挙郵便物でありながら普通の料金別納の扱いをしてしまつたということがわかりました。幸いこの郵便物はまだ配達までは至っておりませんが、仙台中央局のまだこれから配達する段階のところに行つておりましたのが、三千五百七十五通、それからすでに仙台南局へ持つていかれておつたものが百七十通、仙台東局へ百二十六通、合計三千八百七十一通というものがまだ配達されないままでありましたものですから、急遽それを引き揚げまして、結局、いままでの料金別納の印の上に切手を張つて、その切手の上に選挙という刻印を押して、つまり成規の扱い

をして出したわけでありませんが、またその際に、まだお尋ねがございせんが郵便局のミスがちよつとありまして、そういった切手の貼付ということは当然差し出し人にやらせるべきであつたのを、郵便局も最初にそういった間違つた扱いをしたものでございまして、多少まあ局のほうの手落ちということを含めまして、郵便局の職員が三人でその切手を貼付したということが事実でございまして、したがって私どもの調査では、たゞいま御指摘のようにすでに配達されておつたということとは私のほうでは聞いておりません。

○土橋委員 石井さん、あなたのお話は残念ながら全く筋が通つていないんですね。これはすでに告発もされておりますので、その告発の内容のところをちよつと読みますと、これは六十万仙市民の勢力を二分するよう大きな選挙であつたわけですから、これは元大蔵大臣をされておつた皆さんの愛知和男さんという方と、共産党、社会党、あるいは各団体の皆さんが推薦をする島野さんという方の、要するに仙台市を二分する選挙であつたわけですね。これは一月十七日告示で一月の二十七日投票の選挙であつたわけですよ。

ところが、いま局長もお話しになりましたように、十七日に告示をしまして、それで十七、十八、十九、二十日、二十一日までそういうふうな郵便物が郵便局のボックスにあつたというわけですよ。それで、何でも一体愛知和男選挙事務所に対して東北郵政局から、あなたの選挙はがきが出ないのをおかしいですねと、通告したのですか。だが、そういう通告を選挙事務所にしたのですか。何でも東北郵政局がそんなことを一々干渉して選挙事務所へ言わなきゃならぬのですか。おかしい説明をされますね。東北郵政局はそれほど愛知派をいたわるんですか。

○石井政府委員 東北郵政局から直接候補者のほうに連絡したのではありませんで、仙台中央局に對し、某候補の選挙はがきの差し出し状況が悪いが協力要請をしたらどうかというふうに電話をして、中央局から某候補の事務所に照会いたしましたところが、すでに土曜日の十九日に出してありますという返事をもらつたわけでございます。まあ郵便局といたしましては、いま御指摘のとおりそういった選挙の際には当然選挙郵便物は出されるものと考えますし、それがあまり一十七日の選挙でもありますし、当時郵便の滞留もかなり出ておるような時期でございましたから、少しでも早く出していただくことによつてその配達を完済にやりたいということ、まあ選挙の際には郵政省全体として、下部の局に、そういった選挙郵便物について間違いを起こさないように、場合によつてはそういった協力要請もするようにということをご指導しておるわけでございます。

したところが、すでに土曜日の十九日に出してありますという返事をもらつたわけでございます。まあ郵便局といたしましては、いま御指摘のとおりそういった選挙の際には当然選挙郵便物は出されるものと考えますし、それがあまり一十七日の選挙でもありますし、当時郵便の滞留もかなり出ておるような時期でございましたから、少しでも早く出していただくことによつてその配達を完済にやりたいということ、まあ選挙の際には郵政省全体として、下部の局に、そういった選挙郵便物について間違いを起こさないように、場合によつてはそういった協力要請もするようにということをご指導しておるわけでございます。

○土橋委員 いま委員の先生方もお聞きになつてわかりますように、郵便物が出回つていないからといって、一体何でそんなことを一々東北郵政局の幹部が気にして仙台中央郵便局などに電話をかけて、相手方の候補が出ない、どういうわけだなんていって心配してやるほどあなた方はそんなに御親切ですか。これが第一非常に疑問であるということ、しかも選挙は十七日から告示されておるんですよ。あなた、選挙をやる人が、どの党派だつてどの会派だつて、十七日が告示なのに郵便物を出さないで選挙するなんてそんなことを一々言わなくたって、あなた、選挙に勝つと思つてどの会派だつて夢中になつていろいろものを出したリビラを配つておるじゃありませんか。

要するに、公職選挙法に基づいて選挙郵便物として郵便物をどのように郵便局は取り扱うかという問題を私は論じておるんですよ。何も選挙事務所を心配してやる必要はないじゃないですか。これは島野派に對してだつてあなた、そういうことを一々やる必要はないじゃないですか、各会派はそれぞれいろいろな宣伝戦をやつたり、いわゆる法定はがきを早くつくつて出したいろいろなやつておるわけですから、ということとは、結局あなた方は何かこの問題について介在をしておつたとい

うことを証明しているのじゃないですか。十七日から受けておるでしょう。十八日も受けたでしょう。特に十九日、二十日、二十一日、十九日は日曜日ですよ。たしか日曜だつたと思う。そしてこれは、日曜日はちゃんとあなた方が出した規則によつてたしか午前中受けるようになっておる。これは仙台の郵便局長さんにも聞きましたよ。あなたのほうはこういう規則を知つておつたか、よく知つておりました、よく知つておつたか、あなたのほうはこんな規則まで仙台中央郵便局で出しておるんですよ。出しておるほうで、まず郵便を受取るほうで三つの誤りをしておる。窓口で、つまりこの候補者の法定の証明書をちゃんと持つていけば、これは直ちにその郵便物はいわゆる選挙用の法定はがきだということがわかるわけですね。

それで、たとえば千通とか千百通とか、こう受けるわけですよ。そして料金別納であるから、料金別納ならば、いまあなたもおっしゃつたように、この規則の第五条の規定に従ひまして、必ずこの郵便物の左下にちゃんと料金別納の判を押さなければいかぬ。それを押してなくて、上に押しているんだからこれは違法の郵便物とみなさなかつたのですか。それは一人じゃないですよ。三人ともそれを返さないで受けておるのです。本来ならば、ちゃんとこの五条の規定を知つておると局長も言つておられるし、仙台の郵政局の幹部もそう言つておられます。それならば、違法郵便物だからこれはだめですよ、こんなところへ料金別納の判を押したのじゃ、受けられませんかよといつてなぜ返さなかつたのか。それをこのご受けておいて、しかも三日間も受けて、受ければ、これは当然日付印を押す課長とか主事が、ちゃんとこういうふうにご日付印を押さなければいけないわけですよ。その日付印を押すとこを通過しないでおいて、それが区分のところへ回つちやつたんです。区分のところへ回ると、今度は区分の責任を持つておる郵便課長なりあるいは主事が見れば、これは選挙用のはがきじゃないか、そうすればあの規則の第五条に違反をするんだから、下へ

押さないから返さなければいかぬということをお気がつかなければいかぬわけですよ。この三カ所を三回にわたる千何通の郵便物が通過しておるわけですよ。通過して、おまけに二十一日まで配達をしなかつた、これはどういうわけですか。それはおかしいじゃないですか。一号便ですぐ翌日の九時から配達をしなければいけない。それが十七日、十八日、十九日、二十日、二十一日、二十二日までこれを放置しておつたわけですよ。どういふわけですか。それほど郵便局員はそんな仕事だといふふうにあなた方は思つておるのかね。しかも、これは規則の内容についてよく知つておりますと言つておるんだ。郵便局長はじめ次長もちゃんとそれを証明しておる。だからその規則どおりなぜ郵便物を返さなかつたのか。どういふわけですか、聞きましょう。答えてください。どういふわけで郵便物を返さなかつたのか。そんなばかなこと、郵便局にいた者はわかりませんよ。

○石井政府委員 冒頭に申し上げましたように、まず郵便局で最初に受けたときに、これを料金別納郵便物として受けたところがあやまちの第一歩であつたわけでございます。それに担当者でそういうことをしたということはあるけれども、その上の責任者がいつの日かそれに気がついて、当然少なくともそれを本来のものに直すべきでありましたけれども、まず第一にそれを料金別納として受け取つたということで、それを料金別納のほうへ持つていつてしまつたわけでございます。そのときの通数が大多数、約三千通近かつたと思つて、その次の日曜日は何通でしたか、日曜と月曜はわずかずつ出ただけでございまして、おつしやるとおり成規の扱いということでありました。これはあくまで公職選挙郵便規則の第五条からいって間違いでございまして、御指摘のありましたように本人にこれを返して、ちゃんとやり直してまた来てもらうということであればいいわけでございますけれども、先ほど申しましたように、これを一たん料金別納の郵便物として受け取つてしまつたという局側のミスがございましたので、

何といひますか、局としてもその点間違つたといひけ目がございます、相手方からも、一たん引き受けたんだから何とかそちらで処理してくれというようなこともありまして、これを全部集めてまた切手を張るといふことの作業まで郵便局がやった、二重、三重のそういったミスになるわけでございます。

なお、いま土曜日に引き受けたものがそのまま二三日も置かれておつたといふことについては、当時の業務運行状況をちよつと仙台中郵については申し上げなければならぬわけでございますが、一月の五日から十二日ごろまでの間に国民年金関係の郵便物が約四十五万通ばかり大量に到着しておつた、それに加えて市長選挙の場合は御存じのような投票所の入場券が十六日まで約十三万通と差し出されておつたといふふうなことで、到着処理とか配達区分のできない郵便物が大量に発生してございまして、仙台中郵の実情は二三日おくれで郵便が処理されておつた。したがって、順送りに処理せざるを得ないような状況でございました。そのほか、ちよつと年末年始に勤務した者の代替休暇というふうなことも、先生御案内のとおりちよつと一月のそこにはあるわけでございます。休暇をとつておる者が平常の五割程度増加しておつた。その処理のあと補助には非常勤に当たられたといふようなことから処理能力が落ちておつたといふようなこともございまして、いろいろ言ひわけがましくなりますが、やはり最初の間違ひが二重、三重のまたあやまちを連鎖反応的に起こしまして、このような違則の扱いをしたといふことにつきましては、私たち選挙郵便物につきましては、特に普通の郵便の中でも大事に扱うようにということで平素指導しております。にもかかわらず、このような失態をしまして、この点まことに申しわけないと思つております。

○土橋委員 石井郵務局長、これはまことに申しわけないといふようなことで済む問題ではないのです。これは先ほど読み上げました公職選挙法の基本的な、格調の高い公正な民主主義の選挙をする

ということから、要するに指定都市以外の五、六十万の市においては、五千枚の郵便はがきを優先的に売りますよ、売ったはがきはいわゆる公職選挙法の選挙郵便物としてきちつと処理をいたしますよといふことを、郵政省は天下に約束しておるわけですか。したがって、規則を知っておるかといふことは、よくみんな知っております、勉強もさせてあります、十分心得ております、そう答えていながら、窓口が、つまり候補者用の証明書を保持して料金を別納のはがきを千枚持つてくれれば、まず千枚数えなければいけません。それで料金をちゃんと受け取つて、そしてちゃんとその証明書を記入をしてやつて、こちらの台帳にちゃんと控えて、大切な選挙用のはがきですから、これは上に持つていって、その選挙の公示をするための日付印を押すところの主事とか課長のところにこれを持つていって押してもらわなければいけません。うのはどういふわけですか。そんなことを知らない局員をみんな使つておつたのですか。それならば、あなたが言われるまでもなく、日付印担当の課長とか主事が、おかしいな、愛知派は一つも選挙はがきを持つてこないじゃないかといふことはすぐ気がつかなければならぬ。片方はもうどうんどう持つていくわけですからね。そういうことも気がつかないで、そこを通過しないで区分のところに付いたといふのはどういふわけですか。これはそういう説明をしていけるけれども、事実、日付印を押す人が日付印を押さなくて区分のところに持つていったわけですか。ですから、要するに公職選挙法のはがきでありながら、こういうのはがきが各有権者のところに着いてくるわけですよ。この事態を何とか見るといふことなんです。しかも愛知派から文句を言われてねじ込まれた。そうしたら、第三郵便課長があつて普通のはがきを三千枚ボックスからみんな引っぱり出して、今度は自分でのこの料金を別納で、要するに納めた金を立てかえたか何か知らないけれども、切手窓口に行つて買つてきて、局員と一緒にみんなべ

たべた張つてやつておるわけだ。その張つてやつたのがこれなんです。この料金を別納の上に切手を張つてやつておるのだ。なぜ郵便局はそんなに愛知派をかわいがるのですか。愛知派とどういふ関係があつてそういうことをしなければならぬのですか。これは突つ返したいいいじゃないですか、違法郵便物ですよ。そこいらが、非常にあなたの方の説明のつかない点、ふしぎな点がたくさんあるじゃないですか。課長を動員して、局員を動員して、一々また切手を張つてやつておるわけだ。張つて、今度は日付印を御丁寧に押しているわけだ。どうしてそういう間違いをするのですか、ちゃんと教育して、よく知っておるといふことが、しかもそれが最後の二十二日に見たときには、二十五通、違法の郵便物があつたといふことがちゃんとわかつておるわけだ。それならそれで、なぜきちつとした方法で保管をしておかないのか。愛知派にみんな返してしまつた。証拠隠滅をやつておるわけですね。しかも、市中に出回つたこういう法定日付印を押さない選挙用のはがき、こういうのはがきをチャンポンに配られておるわけだ。そうすれば、明らかに料金を別納という形をとつてそのはがきの上のほうへ書いておけば郵便局が迷うだろう、迷つたら、知らないですぐそれは区分のほうへ回つて配達してくれるだろうといふようなことを知つておる人がこれを画策しなければ、そういうことはできないわけですか。さもないければ、郵便局のほうでそういうことに明る人がいて、そういう選挙はがきを出した人と、俗に言へば組んで、こういう形をすれば、少々よい違法郵便物を出しても配達をしますよといふようなことを教えてやつたか、あるいはそうでなければ、第三番目には、非常にそういうことについて明る人が、これを持つていけば仙台中郵便局は、いま、まごまごするだろう、必ずこれは日付印を押さないで区分のところに持つていって、そして配達をしようという、この三つの場合が想定されるわけですか。どちらでしょう。現にこういうのが配られているのですよ。この但木さ

んといううちと大久保さんといううちに配られておる。これを何とか証明しますか。

○石井政府委員 お答えいたします。ただいまの二十六通と申しますのは、たしか、別途郵便ポストに入れられたものが、ポストの取り集めで別納のものがあつてきたといふことで問題になった郵便物だと思つておりますが、それはあくまでその派のほうの運動員が誤つて、別に料金の減額をはかるためではなかつたと思ひますけれども、郵便局へ持つてこなければならぬものをポストに誤つて入れたといふ郵便物であつたといふふうに記憶いたしておりますが、そのものにつきましては、これを相手方に返しまして、正規の料金を別途徴収して取り扱つたといふふうに聞いております。

○土橋委員 もし愛知派の方が、郵便料金を侵奪する目的をもつて多数の郵便物を料金を別納という形でポストへどんどんほうり込んで、そのほうり込んだ郵便物が今度郵便局へ行つて、そして調べもしないで区分しちやつて、また配達をするといふようなことになつてきたら、これは何をしておるのかさつぱりわからない、仙台中郵便局は、もしそういうふうな解釈でこれが配られたといふことを説明されるならば、私はこれは郵便制度なんて何をしておるのかわからない。料金を別納でどんどんあらゆるポストにほうり込んでいって、郵便局へ集めてきた、料金を別納だと思つて、それをまた区分して、今度は郵便局員の手によつて要するに文書圖画の頒布をやつておる。これでは共同正犯をみずからつくるようなものじゃないやせんか。だから、法定日付印については、ちゃんと責任者が、この規則によつて、きちつと法定選挙の証明書を持つてきたものについてはちゃんと受けて、日付印を押すといふふうになつておるのですよ。そういうことが起こり得るから、郵便規則がやかましくこの問題について十カ条ばかりの条文をつくつて、わざわざちゃんと色も変えて、色もちゃんと代赭色にするといふことまでいっているわけですか。最初の日付印は黒でやる。いまの

ほうへ行く場合もあります。したがって、これは裁判の結果ということになってくるわけですが、何はさておいても、このような間違いをおかすというよりはけしからぬ話です。再びこのようなことがないように厳重に、ほんとうに起こらないようにしたいと存じます。

○土橋委員 では、そういう態度でひとつ臨んでいただきたいし、個人的には、仙台の鈴木定夫局長について私は恨みも何もないわけですが、また御本人の説明その他を聞きまして、一部分には御本人の苦勞されておる点もわからないわけじゃないわけですが、しかしながら、郵便局長として、しかも仙台郵便局は最近ものすごくつばな局舎を建てたわけですよ。日本でも郵便局としては有数の郵便局であるわけですが、しかも、そこでそういうことが行なわれておって遺憾な点が数々ありますので、今後さような点について十分、これから諸選挙がたくさんありますから、全国の各郵便局において、正しく、どの派であろうとも公平に取り扱うように、郵便物の滞留がないように、また料金別納などについてはきちっとした態度をやばり全国の郵便局長等に示して、かような間違いのないことを心から願って、私の質問を終わらせていただきます。

○廣瀨委員長 岡本富夫君。

○岡本委員 私、特に新幹線あるいは航空機の騒音あるいはまた振動、あるいはまた通過によるところの電波障害について若干質問をし、また確かめておきたいと思ひます。

そこでまず最初に大臣に、これは昭和四十八年七月十七日、参議院におけるわが党の堀出さんの質問に対する久野郵政大臣の答弁、その中から、新幹線あるいはまた航空機によるところの電波障害について、「この原因を究明し、さらにそれに対する対策を考究するために調査会を設けることにいたしました。ただいま検討中でございます」ということであります。これは昨年六月に発足しておりますが、この調査会が——これは審議会になつておりますけれども、この審議状況について、

御存じであればひとつお聞かせを願ひたいと思ひます。

○原田国務大臣 いまの問題は、テレビジョン放送難聴対策調査会というのを置きました。このことにつきましては政府委員から答弁いたさせます。

○齋藤(義)政府委員 テレビジョン放送難聴対策調査会というものが去年の六月にできまして、これは各界の権威者、専門家十九名をもって組織しておるわけでございます。それで、いままでのところ毎月本会議が一回、そのほかに分科会等を開いております。

いままでの審議の経過でございますけれども、これは難聴の実態の把握、それから難聴をいまままでどうして解消してきたか、実際の解消策いかな。私のほうで申しますと、原因者責任主義ということ、ビルならばビルの建て主に金を負担してもらつて解消をはかる、その実態はどうなつておるかというふうな点。それから第三番目には、難聴の実態が一応把握されたあとで、これを技術的にどうすれば一番うまく解消できるのかという段階に進んでおります。それから、今後は、まず最初は都市難聴に取りかかつておるわけでございますが、それが片づきましたら辺地難聴に取りかかるといふ順序になつております。やり方としては、技術的な解消策が確定いたしました場合には、これをだれの負担で解消をはかるのか、あるいはそれに対する立法的な措置が必要かどうかというふうな問題、あるいは法制的な問題点、日照権と似たようなものかと思ひますけれども、こういうふうな権利として、どういふ性格のものであるべきかというふうな、非常にむずかしい、法律問題としても未開発、未開拓なむずかしい問題を含んでおるわけでございますけれども、順次さういふ方向で問題の根本的な解決をはかりたいという意気込みで、鋭意検討を進めておるといふのが現状でございます。

○岡本委員 そこで、まずこれは郵政大臣に、郵政省でこういった調査会というのですか、こ

れが発足して、学識経験者何人か、だいたいいますけれども、これから審議する、これが大体いつごろこの結論が出るのですか。

○齋藤(義)政府委員 初めはできるだけ早くということ、一年間を予定しておつたわけでございますけれども、実際に取り組んでまいりますといふような問題が出てまいりまして、いまの段階では一応二年ということ、しかしできるだけ早く結論を出していただきたいとお願ひしておるわけでございます。

○岡本委員 テレビジョンの電波障害、こういうものにつきましては、これも昭和四十二年あるいは四十三年、四十五年、もうずいぶん前から航空機の場合、それから新幹線のほうも約十年になりました。郵政省の取り組み方が非常に私はおそいのではないかと思う。そのためにもう各所どころいろいろなことが起こつておるわけですが、NHKの川原さん見えていますね。——まずひとつこの電波障害によつて不払いがあらちから起こつておるわけですが、航空機の場合とそれから新幹線の場合と、どのくらい不払いがあなたの方で把握されているのか、これをひとつお聞きしたい。

○川原参考人 航空機騒音関係の不払いといたしましては、一番新しいところ、私も四十八年度の上半期、四十八年九月末現在の数字でございますが、約三万七千件。それから新幹線関係では約五千件というふうな把握しております。

○岡本委員 NHKのほうでは、そうすると、この不払いはどういうふうに考えておるのか、どうするの、ひとつお聞きしたい。

○川原参考人 NHKといたしましては、いまの放送法のたてまえから申しまして、受信機を設置されまして御利用になつておる限りにおいては、多少の障害がございまして一応受信料は払つていただきた、かように考えて、それぞれの聴視者の方と時間をかけまして理解を求め、こ

ういうことにはいつとめておるわけでございます。しかしながら、実際の公害の状況によりまして、やはりこれは公害そのものが根本的に解決されることがあれば、それが一番望ましいというふうな考えております。

○岡本委員 大臣、NHKから正常な電波を送つておる、しかしそこで障害があつて画像がだめになる。電波によるところの画像というものはこれは商品なんですか、それとも何なんですか、一ぺんあなたからひとつ……

○齋藤(義)政府委員 NHKの受信料の性格とも関連する問題かとも思ひますけれども、これはNHKが公共の福祉のために全国的な放送を行なうということ、それから放送以外にもいろいろな受信相談とかあるいは国際放送とかいろいろな活動をやっておりますが、それを聴視者が負担する、一種の公的負担というぐあいに考えておりますので、したがって、NHKの番組自体が商品だということ、観念していただくべきではないと思ひます。

○岡本委員 そうしますと、画像が悪くても、要するに正常な画像が来なくてもこれは払わなければならない、こういうことですか、あなたのお考えとしますと。

○齋藤(義)政府委員 放送法の規定によりまして、NHKの放送を受信することができると受信施設を設置した者は、NHKと契約を結ばなければならぬ、こうなつておるわけで、NHKの放送が受信されないような状態の場合には契約する必要はないと思ひます。

○岡本委員 そうすると、正常な電波、正常なものが来ない場合は契約しなくてもいいんですね。○齋藤(義)政府委員 いまおっしゃいました正常とは何ぞやということがはなはだ問題なわけでございますけれども、NHKは聴視者の信頼と申しますか、そういうふうな関係でNHKと聴視者と関係が成り立つておるわけでございます。そういうふうな関係で申し切れないような状態の場合、もう少しこまごまを覚えていいますと、とてもまともには画像は見えておられないというような状態、常識的な判断でございまして、そういう場合には契約は要らないと思ひます。

○岡本委員 そうしますと、新幹線が通って画像が見えない、あるいはまた航空機が発着して画像が見えない、そういうときはもう契約しなくていいわけですね。

○齋藤(義)政府委員 程度の問題でございませうけれども、NHKの放送を受信できるかできないかの判断でございまして、これは放送法で別に明確な基準が設けられているわけではございせんが、常識的な判断といたしまして、とてもNHKの放送が受信されている状態ではないというような状態の場合には、契約の対象にならないというのが三十二条の解釈だと思ひます。

○岡本委員 常識的な点とか、どうもその点が……、いや、テレビを見ているときに新幹線が絶えず通る、あるいはほとんど航空機が通る。そのためにテレビが見えない、こういうときはこれは契約をしなくていいわけですか。これはもう一度はつきりしていただきたい。常識的とかそういうことでなく……。

○齋藤(義)政府委員 絵の質をどういうぐあいに評価するかという問題、これは究極的には主観的な問題になるわけでございまして、いま世界でもその絵の評価の方法としていろいろな方法が考えられておりますけれども、日本では五段階に分けて、それで何人かの人が、この絵は五に相当する、きわめてよろしい。あるいは若干の混信が入る、これが四だ。あるいは三だとしますと、少し入るけれども楽しむといひますか、それほど見づらい状態ではない。あるいは絵がときどき相当くずれたり何かするというのが二だ。あるいは一というような評価の方法ですと、これは絵として楽しむというのには少し不十分だ、そういうようないろいろな段階を設けているわけでございませうが、いま先生がおっしゃいますどの程度かといひれますと、いまの五段階の評価の方法でいいますと二以下、しかしこれも結局は主観的なものでございまして、電波の強さではかるわけにもまいりませんし、いろいろな要素で人間が目で見えて一応評価する、こういうたてまえになつておるわけでござい

ます。

○岡本委員 そうしますと、あなたは新幹線の電波障害によつてテレビが見えなくなつたとか、いふんならうというところは調査したことございませうか。あるいは航空機によつたところの電波障害のそれが二だとか一だとか、ほかにはいまいだとか、二だとかいわれてもあまりわからないのですが、ばくも率直に言うて、そういうところは契約をしなくてもいいの、しなければならぬのか、これをあなたに聞いているわけですか。

○齋藤(義)政府委員 また常識論に戻しますけれども、絵がともに見るにたえないというような状態、先ほどで申しますと二以下というような劣悪な像しか、あるいは像にならないというような受信機であります場合には、これは契約の対象にはならないと思ひます。

○岡本委員 受信機じゃないのですよ。受信機のほうはもうカラーテレビあるいは白黒テレビですか、受信機のこわれたことを言うているのじゃないか、来る電波の障害によつて映らない。これを見てみると、正常な電波でないためにかえつて目を悪くするのです。かえつて情緒がおかしくなつてくるのです。そういう電波なんです。それに対してそういうのは契約しなくてもいいか。あなたは受信機、受信機とこつと言ひますけれども、私は受信機のことを言つてゐるのじゃない。

○齋藤(義)政府委員 また繰り返すようで恐縮でございませうけれども、NHKの放送を受信することができ受信設備かどうかというのが契約の対象になるわけでございませうけれども、そのNHKの放送を受信しているかどうか、し得るような状態の受信機かどうか、受信機オンリーではございませんで、それに入つてくる電波が正常な電波が入つてまいりまして、受信機が正常に作動する状態かどうかという事柄が基準になるわけでござい

○岡本委員 そうしますと、局長に何ぼ聞いてもあれですが、大臣、横から聞いておられて、あなたも豊中にいらつしやるのだからよくわかつてい

らつしやると思うのですが、航空機あるいはまた新幹線の電波障害によつて像がきつと映らない、こういうのはもう契約——契約ということはいふことなんです、契約しなくてもいいということとは払わなくてもいいということなんです、あなたはいまそれを聞いていてどういふ見解ですか。

○原田国務大臣 これは契約するというのは原則であつて、いま私が豊中に住んでおるといふ話が、出ましたが、この問題はあなたと私は一緒に、航空機によつたところの電波障害によつてテレビがなかなか見にくいから、これに対してテレビの受信料というものをまるまる払うということはおかしいじゃないか、こういうことからいふ現実には減免をして、こういう事実があるわけですが、これは減免であつて、契約をしなくてもいいという立場に立つておるのではないのです。したがつて、私はやはり見られるということがあり、これは常識論で受けけれども、見られるということがある限り、やはりたてまえとしては払うということではないか、このように思ひます。

○岡本委員 そうしますと大臣、航空機の場合は、そうやって減免しておりますね。ある程度見られるところもあるし見えないところもある。新幹線の場合はどうなんですか。

○原田国務大臣 やはり新幹線だとか、先ほどお話をしましたように都市におけるところの障害というふうなものから非常に難視になつてきておる、これを根本的にどうして解決するか、こういうことのために調査会をいま設けておるわけですが、それを待つておつても、それが出るまでというわけにいきませんから、いま新幹線等につきましても、共同アンテナをつけて難視を解消するとかいろいろの手だてが行なわれておる、こういうことでございませう。

○岡本委員 ちょっととへ戻りまして、局長さんの答弁では、画面が正常に見えないという場合は契約しなくてもよい、それが一、二、三、四、五と何か順番があるそうですね、この順番

については私らまだ明らかに聞いたことがないのですが、大臣の答弁では、少しは見れる場合があればこれは払わなければならぬというようなことでありませうけれども、その点、先ほど局長さんは常識だ常識だ、こういうことなのですか、やはりこういう電波法があり、またNHKの受信規約と云ふものがあるわけですね。これにはどこをさがしてもそういう事項がない。ただ十三条に「放送の受信について事故を生じた場合があつても、NHKは、その責任を負わない」となつておる。これをたて

にとつて——たてにとつてはおかしいけれども、集金の方が見える。そこで各所でトラブルが起つてゐるわけですよ。集金に來られる方も気の毒だ。ただし、十三条の次のところに「普通契約に属する放送またはカラー契約に属する放送について、月のうち半分以上放送を行なうことがなかつた場合は、受信料は徴収しない」。この場合の「事故を生じた」といふのは、受信機に事故が生じた、こつと詰めるのです。これはひとつNHKのほうから御説明願ひたいと思ひます。

○川原参考人 この受信規約の十三条の「受信について事故を生じた場合があつても、NHKは、その責任を負わない」といふのは、幾つかのケースが考えられると思ひますが、受信側のほうの事情、たとえば停電とかそのような事故があつて見れなかつたといふ、そのことでNHKが責任は持たない、こつと詰める理由と思ひますが、同時に、その受信の状況の中に、電力の事故等ではなくて、いろいろなケースが考えられると思ひます。一応一番典型的な例を言へば、いまのような例かと思ひます。

○岡本委員 いまのような典型的な例といふことは、航空機あるいは新幹線、そういった電波障害による場合はNHKは責任を持たない、こつと詰めるのです。もう一ぺん……。

○川原参考人 そのようなケースの場合にも、必ずしもこの十三条にあるからといふだけではございませうけれども、NHKといたしましては完全な電波を出している、それにあつて何人か人為的な障

害が入ってきた場合に、その人為的な障害の責任をNHKが持たされるということは、私どもの立場としては納得できない、こういうことでござい

ます。
○岡本委員 そうしますと、NHKさんのほうは、そういった電波障害を起こした原因者が責任を持つのだ、こういうことですね。もう一ぺん明確にお願いします。

○川原参考人 そのとおりでございます。

○岡本委員 そうしますと、NHKさんから大阪地区の新幹線公害対策同盟、これに対して回答書が参っておりますが、四十七年十二月十五日、国鉄とNHKとの覚書き、これがあるわけですか。

これによって対策を立てますと書いてあります。この責任比率、これが対策工事について、国鉄は八〇%、NHKは二〇%の割合でこういった対策工事を行っている、こういうように回答もあるわけですか。あなたのほうは責任がないのに、なぜこういった二〇%の工事代を出すわけですか。

○川原参考人 NHKといたしましては、基本の原則のところにおいては、新幹線ができましたことによって障害が発生いたしました場合には、これは大原則としてやはりその新幹線を設けられ

ました国鉄当局で全部処理をしていただきたい、かように考えておるわけでございます。ただ実際上の問題で、障害ができたときにそれを調査をいた

しましたり、やはりNHKがまた別に、放送法の九条にございすけれども、いろいろ受信に関し

まして相談に應ずるといふようなNHKの仕事もございすので、そういったことを勧告いたします。

それからもう一つは、実際に新幹線の障害の、その障害の境目のところにいろいろむずかしい問題が発生するわけですか。いや、もともとそこは見えにくかったのだとか、いや新幹線ができたからこれは見えにくくなったのだとか非常に議論の余地のあるところがございます。そういうことを、現実の問題といたしましてやはりNHKも何がしかの協力はしなければならぬということで、この比率は実はずっと長い経年の中で変わってきてお

ります。一番最初の東海道新幹線、昭和四十年ごろには実はNHKが五〇%くらい持つて処置をしたこともあるわけでございすけれども、私どもは、基本的にはやはり国鉄さんに全部持つていただきたいということでその後折衝を重ねまして、現在一番新しい山陽新幹線の場合には一五%という比率で処理をしていただいております。ただし、これもまだ将来の問題として、私どもはもう少し国鉄さんに持つていただきたいというのが基本的な姿勢でございます。

○岡本委員 どうも責任がない。要するに最初の十三条でしたか、これは責任は負わないというのです。要するに一般の住民の方には責任は負わないのだといっている。それで、大体国鉄の場合にはやはりしかならない。どうもところが、その解釈によるのでしようけれども、若干おかしいと思うのです。

まあそれはそれとして、そこで一つだけ確かめておきたいのですけれども、新幹線の場合、国鉄とそれからNHKとが共同して、そして共同アンテナと申しますか、其聴アンテナと申しますか、

こういうものをつくった場合、そうすると正常な電波が各家庭に参りますから、これはもう契約料を払わなければいかぬと思いますが、その共聴アンテナといひますか共同アンテナ、これの維持費はたいしたこともない、一軒二十円ぐらいか三十

円ぐらいだ、こう申しますけれども、この維持費を集めに回る、あるいはそういった共同アンテナを建てた場合、これに対するところの将来の被害があつたときの保険、こういうのはだれがこれをやるのですか。

○尾関説明員 お答え申し上げます。国鉄では、ただいま先生御指摘のように共同聴視アンテナを建てまして、それに各家庭の受信機を接続するということによつていい絵を見ていただく、そういう対策を進めておるわけでござい

ますが、各地で維持管理費の問題が非常に問題になりまして、そのために対策がなかなか進まないというふうな事例も最近ではひんばんに出てくるよ

うになりました。それで私どもたいへん困つておるわけでございすが、先ほど郵政省の方のお話もございしましたように、御当局でも維持管理費の問題についての考え方と申しますか、標準と申しますか、そのようなものも近く御検討になつてお示しいただけるといふような事態も予想できますので、そういうことが出ましたら、そのような方針に従つて処置してまいりたいと思つております。

それまではとりあえずいま見られるようにということ、共同聴視アンテナの設置ということにしまして、早く対策をやつて早くきれいな絵を見られるようにということ、地元の方々と話を進めております。それで地元の方々には、町内会単位ぐらゐで共同聴視アンテナの受信の組合をつくつていただいて、だれがお世話をしただけ方をきめていただいて、それがもろもろの事務をやつていただくようお願いして、話を進めておるよ

うな次第でございす。
○岡本委員 そうしたら、その共聴アンテナを維持管理する、この方にはそれだけの費用を差し上げるのですか、いかがですか。

○尾関説明員 地元住民の方々の組合をつくつていただきまして、その組合の方々が自主的にそのお世話される方に、まあどういふルールでやられるか組合によつて違つてしうけれども、お願いしたいということ、いまはお話し合ひをしてい

るということでございます。
○岡本委員 大臣、ちよつとおかしいと思ひませんか、これ、いま聞いていて、正常な電波をNHKは出している。それを阻害しているのはいまの場合には新幹線、要するに国鉄です。それに対して今度共同アンテナ、そういうものに対しては国鉄とそれからNHKとが、比率はあれですけれども、

そのあとの維持管理、その維持管理費とかそういう集金とかいろいろなものについては、電気代毎月集めなければいかぬ、これは住民でやつてくれ、それなら原因者負担になつてない。こういうまあ小さな仕事は、こんなものはかなわぬと言

うのですよ、みんなね。正常な電波が来ておつたら何もこんなことすることは要らないのだ。国鉄のほうでは何かどこかそういう指示が出ればちゃんとしますが、指示がないからというふうな考え、どこから指示が出るのですか。

○尾関説明員 私の記憶によりますと、たしか昨年の国会で郵政大臣がそのような御答弁をなさつてゐるように記憶してあります。

○岡本委員 記憶だからあれだけれども、郵政大臣が答弁したのは、受信料の免除基準を何か設定をし、改正をしたかどうか、その点について検討するといふようなことが出ておりますけれども、

それ以外に、その受信組合と申しますか維持管理組合といひますか、それに対するところの何か指示を与えるといふ考えはあるのですか、いかがですか。

○齋藤（義）政府委員 郵政省の立場といたしましては、原因をつくつたところすべて解決していただきたいという方向でお願いしているわけでありま

すけれども、現実の問題としてはなかなかそうもまいらぬというのが現状でございす。しかし立場としては、原因をつくつた方々が全部負担していただきたいということでございます。

○岡本委員 大臣、郵政省のほうは、原因をつくつたほう全部やつていただきたいというのですから、やれとも申してないのです。こういうところが明確になつていないのです。非常にその原因者に対して弱腰ですね。あなたも、国鉄の人にテレビ見せてもらつたりしているかわかりませんが、それはそれとして、それよりも、はっきりした見解というものをきちんとして、事電波関係の問題でありますから、これをひとつ示さなければ、この新幹線の沿線あるいはまた空港周辺の争

いが起つて、いろいろなそういう不安なものがいっぱいあるわけですね。しかも中には、一軒は不払いやつてゐる、一軒は払つてゐる、こういうふうな非常に――払わなんだら得だと。また、電波が正常に來なかつたら払えないです。また、公共施設だから金を払わなければならぬといふことは公

ないじゃないか。たとえば国鉄だつて、これは公

共施設だといったところで、乗らなかつたら払う必要はないですからね。ですから、この点はあなた、一ぺんきちんと考えて、どうするか。原因者でやつてもらいたいと考えておりますだけじゃ、ちよつとかつつかないんですよ。大臣、ひとつ政治的な……。

○原田国務大臣 これは私も、いまあなたの指摘されたところまでは実は考え及んでなかつたというのが、私の率直なところですよ。何か国鉄にどうか、ばくらが云々というのがありましたけれども、私はそんなことは、遠慮は何もしないですよ。それは原因者が負担すべきものだという筋合いで、先ほど国鉄側から、郵政大臣が指示をするという答弁があつたように思うという答弁がありましたが、それで私、あなたが話をしているときに、いまあなたの言っていることは問題だから、これは前の大臣に違いない、私はそういう答弁した覚えがないから、そういうことがあつたか、どうするつもりかと聞いていたら、たまたまちよつとあなたが質問をして、国鉄側が答弁したのですが、これはやはりいまのところでは原因者が負担をしますべて解決してもらいたい。これ以上のことは、私には、やりなさいと言つても、向こうはやりませんという確約が得られるか得られないかということについては、法的ということになってきまうと、ないわけですね。だから、私からよくそういう面についても、いまの国鉄側、こういう話が出ているが、君のところはこういう答弁をしているが、これはやはりそこまで行くのがほんとうじゃないかという話はしたいと思ひます。いますぐにそれが、ここで私が言つたからすぐできるという問題、それが先ほど言つた調査会によって最後の答申をまつて、すべて難視聴問題の解決をやる、こういうことになってくると思ひますが、それまで待つておけませんから、いまの対策をやっているわけです。あなたの御指摘の点は、これは私実はほんとに初耳であつたので、せつかくそこまでやつたのにそういう問題でまだトラブルが起きるということであつては問題ですから、う

まくいくように、ひとつよく話してみたいと思ひます。

○岡本委員 共同アンテナ、これもまだまだ、山陽新幹線の場合一つ見ましても、伊丹とか尼崎——尼崎もあれですよ、この共同アンテナを立てる場所が国鉄の敷地の中に、要するに近い。だから何にもならない。だからもういまはそれははずしちやつて、各家の自分のところのアンテナで見ても同じことだというわけではずしている場合もある。だから国鉄としては、やつたやつたところ申しますけれども、そういうたあとの管理の問題、それからまだできてないところ、このできてないところはもうどういうわけでもできないかと申しますと、先ほど申しました管理組合をつくつて、そしてそこでお金がつたりいろいろせなければならぬというふうなことでまだ承認してない、そしてそのために正常な電波が来ないからNHKの受信料は払わない、こういうことでトラブルが起きているわけですよ。ですから大臣、あなたは初めてだと申しますけれども、あなたのほうは、電波を正常に送つて、そして国民の福祉をちゃんとする、その責任がある省なんですからね、これはひとつ早急に対策を立ててもらわなければならぬ。いま初めて聞いたというのじゃ、これは非常にお粗末だと私は思ふのです。それはいま大臣のあれで、さつそく国鉄とも相談をして解決するということのように……いいですか。

○原田国務大臣 これは、私がこう言うたからそれまではやるなということであつては、せつかく話がまとまつてきておるのに、それができれば正常に見られるのですから、私はいま申し上げていることは、先ほど言ひましたように、その解決をするために努力はいたしますけれども、いまずぐに解決すると——だから、大臣がこう言つておるんだから待つとけといつておつたんでは見ることができないんですから、せつかくそこまでいいてやるやつは、ひとつ岡本さん世話してやつてもらいたい。私も極力努力をして、そういう問題についてトラブルが起きないように、早く解決するこ

とに努力はいたしますから、そのことは御了解賜わりたい。

○岡本委員 何か、こつちに責任持てと言つていますけれども……（原田国務大臣「お互いのことだよ」と呼ぶ）

○岡本委員 お互ひつたつて、私はそんなにめたりなんかはしませんよ、皆さん一刻も早く見たいんですからね。見たいけれども、そのあとの維持費、そういうものががっちり、だれがどうするかということがきまらないから困つておるんだというのが、いま皆さんの考え方なんです。それについて、あなたはこれは早急にひとつ管内でも話をして、それで国鉄あるいは運輸省とも話して、それでどうするかということをやんときめなければならぬ。これはひとつ要求しておきますよ。どうですか。それはいいですね。

○原田国務大臣 極力努力をいたします。

○岡本委員 極力なんて、のんきだな、これはもう。それから次にNHK、たとえば大阪の東淀川地区、これは東海道新幹線の付近ですが、約六千世帯、これはいま不払いをしているはずですよ、正常でないから。これは、いつからだつたですかね。かりに一年間不払いしているとしますと、相当な受信料になろうと思ふのです。それはどこからもらいますか、あなたのほうでは、今度共聴アンテナができた、あるいはいま大臣の答弁があつたように、努力してちゃんと管理組合もできた、こういう場合、前の滞納分ですね、これはどつちからもらいますか。

○川原参考人 私どもとしては、滞納というのは、たいへん聴視者の方のいろいろ御事情については御同情申し上げる点もあるのですけれども、少なくとも受信機を設置されて、それを御利用になつていた限りにおいては、その間の受信料はやはりその受信者からちよつだいいたさなければならぬ、御請求申し上げる、こういうことになるわけでありまう。

○岡本委員 ちよつと川原さん、おかしいですね。

あなたの最初の答弁は、私のほうは正常な電波を出しております、しかし、新幹線の電波障害によって正常な画像ができない、これに対しては加害者負担だ、こつ先ほどおっしゃつた。そういうものによつて不払いしておる、要するに払つていない。これは住民のほうへ向いていただくようにします、先ほどあなたは加害者負担でなければいかぬと言つておいて、今度はそつちへ向いていただく、ちよつとおかしいわけでしょう。いかがですか。

○川原参考人 私どもとしては、そのような電波の障害が生じたときに、その原因者があるわけですから、その障害を除去することはできるだけ早くその原因者の手でしていただく、ということに考えております。

ただ、障害がどの程度かいろいろ問題がありまして、先ほど電監局長からも常識云々といううなことがございましてけれども、少なくともNHKの放送を受信できる受信機をお備へになつておられる限りにおいては、それを実際に全く使つていない、スイッチも入れてない、電源もはずしてあるというなら、これはまた別の話ですが、御利用になつていない限りは、いまの放送法のたてまは、絵の映りぐあいの程度によつて受信料にランクをつけるとか、あるいはいただくとかいただかないとか、そういうふうにはなつておりません。受信機を備へられて、それを御利用になる限りにおいては、その受信料はきちんと払つていただくなければならぬ、私どもはまたそれをちよつだいしなればならぬわけでございます。それはあくまでも受信者の方に御請求申し上げる、こういうことになるわけでございます。

○岡本委員 どうも論旨が合わないように思ふのです。電波監理局長は先ほど、その受信の映りぐあひによつて、一級から五級ですか、一から五までそれによつて判断するんだという話もあつた。NHKは、そんなことは関係ないのだ。これはどつちがほんとですか。

○廣田（義）政府委員 放送法の三十二条の規定ですと、NHKの電波が全然届いていないところで

も、受信機を持っておれば受信料を払わなくてはいかぬかという、まあ極端な例を申し上げますとそういうことになりませんが、NHKの受信が全く不可能だということでは受信契約を結ぶ必要はもろんごいせん。それから受信の態様で、私、先ほど常識的な線と申し上げましたけれども、これは絵を見るにたえない、使ひものにならないといひますか、この画像はとも見られたものではないといふような程度の場合には、受信契約が必要ないと申し上げたわけでありまして、それで、先ほどNHKのほうからの答えですと、受信機を設置して、それを使つておるといふ限りにおいては受信料をもらうべきだといふことで、論旨は同じだと思ひます。

○岡本委員 いまあなたがおつしやつたのは、全然見えない、全然映らないといふ場合は払わなくてもいいというお話です。ところが、その受信する画像の障害、要するにそれが一級から五級まであるといふんでしよう。これが、まあ常識的なといふけれども、明らかにしてもらつてないからわからないのですけれども、一ぺんにテレビをつけ、これが一級だ、これが二級だと説明してくれ、ならよくわかるけれども、ほくらはしろうとだからわからない。しかし、事実いま住民が払ひを起して払つてないおつしやつておるのは、電波が正常でないから払つてないわけでは、電波が正常であればこれは払わなければならぬ。その電波の正常でないといふことは、加害者がいるといふことなんです。そういうのは加害者負担だといふことを先ほどNHKは言つた。そのために今度はアンテナとかそういうものは、加害者、要するに原因者である国鉄がつくるわけです。いまだつてない場合の、要するにいままでの受信料といふものはだれが責任を持つか、こういうことです。大臣、どうお思ひになりますか。

○齋藤(義)政府委員 問題は二つになつて思ひます。いままで正常に電波が到達しておつた、ところが新幹線その他によつて電波が妨害された、その原状回復の責任はどこにあるのかといふ問題

と、そういうような電波の障害が起つた場合に、その障害の程度によりましては契約する必要があるのか、ないのかといふような問題、あるいは契約する必要があるといふことになりました場合には、それは契約の責任者は受信機を設置した人になるわけでありまして、そういう二つの面があると思ひます。したがつて、原因者責任といふ形で国鉄が負担するのは、妨害した電波をもとに戻す、それは原因者の責任においてやつていただきたいといふことでございまして、契約とは一応別個の問題だと思ひます。

○岡本委員 大臣、いまの間違いありませんか。もう一ぺんあなたに、いまの局長答弁に間違いありませんか、はつきりしてください。

○原田国務大臣 いまの局長の答弁のとおりだと思ひます。

○岡本委員 そうしますと、もう一つ、新幹線の場合は原状回復させる責任は国鉄にある、契約とは別だ、いまそうおつしやつた。そうしたら航空機の場合はどうですか。航空機の場合もちゃんと原状回復、これは飛行機を飛ばさないことですよ。そこで、減免しているじやありませんか。答弁、おかしじやないですか。大臣どうですか。

○原田国務大臣 それはいまの、完全に見られないうといふ難視の問題としてつかまえて、それで減免をする、こういう措置をとつておるわけであり

○岡本委員 そうでしょう。まあ、あとで聞きますけれども、いまの局長答弁、この航空機の場合の減免しているといひますか、NHKに支払う金は、航空会社が払つておるのです、公害防止協会が払つておるの。だから原因者が負担しておる。新幹線の場合はこれは契約者が払うのだ、ちよつとおかしいじやないですか。いかがですか。

○齋藤(義)政府委員 飛行場の半減といひますか、受信料が減免されておりますのは、その基礎は、運輸省関係のいまの協会が支払つておるわけ

○岡本委員 NHKに対してその半額を減免しているわけでしょう。要するに契約者は半分払わなくていいのですよ。その半分は公害防止協会が原因者である航空会社から取つて、それでNHKへ渡しているんですよ。新幹線の場合は契約者であるところの住民が全部払へ、これはおかしいじやないですか。いかがですか。

○齋藤(義)政府委員 新幹線の場合におきましては他に救済される手段があるわけにございまして、したがつて、いろんな技術的な手段を用いて、原状回復といふことは可能でございまして、けれども、飛行場におきましては飛行場を閉鎖するとか何かしないといふ原状回復といふことにはいかないだらうと思ひます。したがつて、飛行場につきま

してはNHKはまるまる受信料をいただいておるわけでありまして、防止協会等から助成金がかつて出ておる、いわば一種の迷惑料といふようなことになつておるわけにございまして。

○岡本委員 新幹線の場合はそういう対策があるから、だからいいんだ。じやあ済んだ分はどうですか。対策を立ててないじやないですか。そういうところの受信料といふものは、これは対策を立ててないのと同じことじやないですか。それで、もう済んだ分です。要するに、いままで払ひになつて残つておる分、それは対策を立ててないのですから、いかがですか、これから対策を立てるのと話が全然違ふじやないですか。

○齋藤(義)政府委員 確かに過渡的な問題が残るわけにございましてけれども、国鉄側が負担するかどうかといふ問題は、やはり国鉄と住民側との話し合ひによるものだと思います。ただ郵政省といひましては、この根本的な解決策として、東海道新幹線ですと、いま二万四千ばかりの被害が残されておるわけにございまして、これを一日も早く根本的にひとつ解消していただきたいといふことでございまして、いまある程度被害を受けているところの受信料を国鉄が肩がわりして払うことを、郵政省としては別に反対だといふことを言つておるわけにございせん。

○岡本委員 だいたい進んできましたから、それで大臣、この問題でいまこつとやつても、あなたのほうで一ぺんにすぐ答えは出ないと思ふ。だからその期間を一カ月ぐらひ残しますからね。その間にさういったさつとしたものを原因者である国鉄それから運輸省、それから電波を監視するところの責任のある郵政省、郵政大臣がこの中心になつて、そして何かひとつまとめてもらわなければいかぬと思ふのですよ。さういふ一つの決定がなければ、私はいつまでたつてもこの問題は解決しないと思ふのです。問題が解決しないといふことは、ああ払ひがあつたとかいろいろなことだが、たして、住民が不安である。中央国家なんですから、特にお役人さんなんかいろいろ法律に合はせてきつとつくるのはしようなんだから、どういふふうにするといふ方向をきつと示すことが私は大事だと思ふのです。さうでなければ、これからさつと新幹線が博多まで行くといふのですよ、またあそこらでいろいろなことが起くるのですよ。世の中を騒がしている張本人は政府です。だから、こういうふうになるからさうだときつととして、それで住民も納得する、さういふふうな方向をひとつ郵政大臣が示すべきだと私は思ふのです。その点いかがですか。

○原田国務大臣 この難視の問題は、先ほどあなたが冒頭に言われましたように非常に複雑な問題がからんでおりますから、そこで難視聴のための調査会を設けて、政府機関が集まりまして協議をしておる、こういうことですから、できるだけ早くこのことの結論を出して、そしてあなたがおつしやるように、この場合はさうだといふことが得られるように努力をしていきたいと思います。

○岡本委員 これはおそろくなればおそろくなるほど問題が大きくなります。だからひとつその点は、極力早く、調査会の結論も必要でしょうけれども、大臣、あなたさういふ責任のなれをせず、びしびしと一つずつ解決していく。決断と実行といふのは田中内閣のキャッチフレーズじやないんですか。ちよいちい独断と暴走もありま

もね。

○原田国務大臣 あなたも御存じのように、私はそういうことについては責任のがれじやなしに邁進をしておるつもりでございますから、できるだけ早い機会に御期待に沿い得るように努力をしていきたいと思っております。

○岡本委員 それから、ちょうど幸い国鉄来ておりますからお尋ねしますが、夜間作業ですね。テレビの難視聴の上にまた夜間作業で住民は非常に困っておる。みな頭に来ておるわけですよ。だからあなたのほうで共同アンテナの話に行ったら解決しない。この夜間作業についてももう少しいい方法はないんですか。この点どういうふうにしますか。

○尾関説明員 保線の夜間作業のことだと考えますけれども、いま大きな音で一番御迷惑をかけておりますのは発電機のエンジンの音でございます。それで、まずそれを普通の電源を引っぱってモーターで回すような、少し音の少ないようなものにするのをいま進めております。しかし本来、線路の鉄と石を突き固めるわけでございますので、音を少なくするというのは非常にむずかしいでございます。それで作業をする日にちと時間帯を地元と話し合せて、御納得いただいた上でやらせていただくというように対策を進めたいと思っております。抜本的には、これは私の専門ではございませんけれども、パラスをなくしたコンクリートベッドにするとか、いろいろな方法も考えられると思いますが、これはいままでつくりましたところについてはまた相当な大工事になると思っております。そのような方向で十分検討をさせていただきますたいというふうに考えております。

○岡本委員 この問題は、また公害委員会へでも来てもらって、こまかくやります。

最後にNHKに。いま、郵政省が難視聴の調査会を設置して、そしてこの結論はまだ出てないわけですがね。この中にはあなたのほうの高橋さんですか、こういう人も入っておるわけですか。それから極力早く結論を出してもらって、それまで

集金人が行ってトラブルを起こさないようにですね。あなたのほうではこういうビラをまいておるんですよ。NHKも中営業所より一月二十六日付の発送で「新幹線によるテレビ等の障害はすべて原因者の責任と負担で解決しております」というパンフレットをまいておるのです。それで集金人が行くわけですね。それでトラブルが起きている。これはこの対策同盟の会長さんから、こういうことなんだから早くやれといって、磯崎国鉄総裁に四十八年の七月の九日に出ていますね。それまでは、ひとつこの調査会がはっきりするまでトラブルを起こさないようにしたほうがいいと思うのですが、その点いかがですか。

○川原参考人 お話のように調査会には私どものほうの者も出席いたしまして、できるだけ御協力をお願いいたしますし、一日も早くその結論が出ることを私も期待いたしております。

それからいま御指摘の豊中営業所の問題でございます。ビラのことで詳細承知しております。生じているのは私も承知しております。ただ協会の立場といたしましては、先ほど来るる申し上げておりますように、実際に受信機を設置してそれを利用されておられる受信者に対しては、やはりきちんと契約はしていただきたいし、受信料を払っていただくかなければなりません。また私もはそういたしませんと、全国の二千万の難視聴者から受信料をいただいて事業を行なっておるわけでありまして、その負担の公平ということもございまして、トラブルをあえて起こすつもりはございませんけれども、そこはできるだけ難視聴者の御理解、御納得を得てできるだけ円満に契約を結び、聴視料をいただくようにしたいというふうに考えております。

○岡本委員 これは大臣、こんなことは初めて聞いたという顔をせずに、要するにNHKさんはあれに基づいてどんどん行くというわけだ。ところが来られたほうは、正常な電波でないから私な何とか払ったとか、がたがたやるわけですね。そ

ういうことで絶えずそういったトラブル等、いろいろなものが起こっておるわけですよ。しかもこのきめ手については、どうするかということになるとあなたのほうで発足した調査会が結論を出すまではしかたがないんだ。その間あまり人騒がせなことをせずに何らかの手を打って、そしてきちっとしまつたら、それに基づいていろいろ対策もあらうと思っております。いまNHKのほうは放送法ですか、これに基づいて行くわけですよ。行つて、集金できないわけですよ。それでがたがたとつこで何とか考えたかどうか、あなたのほうが主務官庁ですから、いろいろなどうするかというのを、それまでの金どうするかぐらいのこととはあなたのほうで考えられるわけですよ。それできなかつたらこれはお話にならないと思っておりますが、いかがですか。

○原田国務大臣 先ほど局長が言いましたように、いま難視聴を解消する、こういうことで一生懸命やっております。いままでできておるものを、その維持費、管理費というのはやはりその人たちが出しておる、こういうのがいまの現状だろうと思う。それを、いま伺いますと、その問題だけでトラブルが起きておるんだ、こういう話ですから、私は、ひとつまずつくって、見られるということについて努力をこしらえますから、そういう話を聞いたらひとつお願いいたしますということを申し上げたので、いま難視聴を解消するということについて一生懸命やっておりますから、そのあとの管理費の問題までどうするということについては極力努力をいたしますが、まず難視聴解消ということについて最大の努力をいたしていく。これはNHKの予算審議の際にも、国会の意思として、難視聴をなくするということが、それから聴視料をできるだけ努力をして集めるということ、私も、私ども、そうすることによって今後の問題にも関連してきますから、一生懸命NHKにやれと、こう言っておりますから、問題点の解決のためには最大の努力をいたしますが、難視聴の解消ということにつ

いて話ができたら、まずその共同施設をつくるということにひとつ御努力を賜りたい。いまほかのところではそういうことでやっているというんですから、そのことについて私のほうも問題点の解決のためには努力はいたしますけれども、その点だけはひとつよろしくお願いしたい。

それから難視聴問題の根本的な解決については、先ほど申し上げましたように、これは新幹線だけではなく、都市問題、都市の中の建築問題、いろいろな問題がからんでおるわけですので、みなをひっぱり込んで私のほうで結論が出ることを急いでおりますので、どうぞ御了解賜りたいと思っております。

○岡本委員 大臣、二点なんです。いま私が言っているのは、あなたは話をされましたが、現在まだそういった共同アンテナもできてない、そういうところに対して——それできちっとできたところはみな受信料を払いますよ、しかし、できてないところに対して、まだそういうところに対して計画はしておるらしい、国鉄とNHKで相談して計画はしておるらしいんですけれども、まだできてない。そこなんかは払ひを起こしたり、いろいろなことをやっているわけですよ。見えない、正常な電波が来ない、そういうところに対して集金人が行って、そこで、もらった、いやもらわぬといったことがたがたが言っているのを、一応きちっとした調査会でそういった難視聴問題についてすべてのものがびしっときまるまで、行かさないほうがいいと私は思うのですよ。それがたがたがたがたやっているわけですよ。これが一点。それからもう一つは、共同アンテナをつくるについては、それはだれしも一日も早く見たい、ちゃんとした。しかし、そのあとの維持管理になるのだ、だれがどうするのだといういろいろなことがたがたがたやっているから、きちっとした答えが出てこない。この二点あるわけですよ。ですから、共同アンテナができて、そうしてやっているところはいろいろなところがありますよ。

できて、払ってないところもあるだろうし、いろいろなところがあるわけですね。管理組合をつくって、みな集めていくところもあるんです。もうこんなこと、何でもやらなければならぬなどとおつづつ言いながらやっているところもある。全然払ってないところもある。これについて、これは統一をきちっと早くしなければならぬというのが、これはあなた先ほど言った。

それと、いままで不払いをして残してある受信料についてどうするか。こういうのは調査会でやるとしまして、いまほとんど正常な電波が来なくてやっているところ、不払いを起しているところへ集金人が行ったつてもらえるわけないんですから、これをあなたのほうで指導して、そしてそれがきちっときまるまでは騒動を起こさない、こういうような指導ぐらい、あなたでできるんじゃないですか、いかがですか。

○原田国務大臣 それはもういに行くなという指導をする前に、早く国鉄と話を付けて、地元と話して早くやれ、こういうことが先だ、私はそのように了解します。

それで、いまNHKの責任者も来てここで話しておられますから、できるだけトラブルを起こさないようにするということはつとめていくと思えますから、まず難視を解消するために、原因者であるところの国鉄側と、それから電波を送っているNHK側とはよく話をきめて、早く、あなたいまおっしゃったように、できているところはもう文句なしにやりますよということですから、それができるように努力をするように督促をいたします。

○岡本委員 大臣、その共同アンテナをつくるにつきまして、そのあとの維持管理はどうするかというふうなものがきちっとしなければ、このところ解決せぬ限りは解決しないんですよ。あなた、もっと推進せよと言いますけれども、山陽新幹線でも初めのほうはそういうところまで考えずに、じゃ管理組合でもつくってやりましょう、あとのトラブルが——電気代集めたりいろいろなことをする、あるいは共聴アンテナの維持費、もし

も風水害で倒れたりすると、それをどうするか、こういうことになってきますと、町内でやっておるわけですが、保険はかけなければならぬとか、一べんつけたらあとと知りませんよということですから、あとの維持費なんかどうするかとか管理費はどうするかということで、そういうことが次から次へとわかってきたわけですね。そういう点をあなたのほうで早くきちっとしてあげないと、国鉄のほうは何らかの指示があればそういうふうなことをおしりをおしるわけですね。それをしない、要するにおしりをおしるに、こうなんだというのを押さないで、とにかく早くやるように督促だけやって、やっているんだということでは、これはうまくいかないと私は言っているのです。あなたはきよう初めてそれを聞いたというんだから、その結論については、今度調査会をもっと早く急がして、これはあなた、去年の六月です。二年間といいますが、来年の六月じゃないですか。その間がたがたするのです。私は世の中はあまり騒がせたくないと思うのです。だからひとつその点と、それから集金に行くという指導はできないといえますけれども、NHKのほうはあれによってどんどん来る。それでたまたまやっておる。こういうのはひとつあなたのほうでどうするかということをもう一度検討してください。きょうはチームにしておきますから。また公害委員会にきてもらってこの結論をきちっと出しますから。いまその点は努力しますと言ってくれども、どうもさいぜんの答えては私は納得できない。これだけひとつ要求しまして、きょうは終わります。委員長どうもありがとうございました。

○廣瀬委員長 次に、簡易生命保険法の一部を改正する法律案及び簡易生命保険法及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案の両案を議題とし、審査に入ります。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案
簡易生命保険法の一部を改正する法律案
簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。
第六條 第一項に次の一号を加える。
第十四 割増金に関する事項
第十七條 第一項中「三百万円をこえて」を「五百万円を超えて」に改め、同條第二項中「十万円」を「二十万円」に改める。
第三十一條 第一項中「その額が当該保険契約につき第四十七條第一項又は第二項の規定により剰余金を分配するものとした場合において分配すべきこととなる額に満たない保険契約にあつては、当該分配すべきこととなる剰余金の額に相当する金額」を削る。
第四十七條 第三項を削る。
第二章中第五十四條の次に次の一条を加える。
(割増金付簡易生命保険の取扱い)
第五十四條の二 簡易生命保険については、くじ引により割増金を付ける取扱いはすることができず。
2 前項の割増金については、所得税を課さない。
附則
1 この法律は、昭和四十九年五月一日から施行する。ただし、第十七條の改正規定は、同年十月一日から施行する。
2 昭和五十年三月三十一日までの間は、この法律による改正後の第十七條第一項中「被保険者一人につきそれぞれ五百万円を超えてはならない」とあるのは、「被保険者一人につき、それぞれ五百万円を超えてはならず、かつ、定期保険の保険契約及びこれに付された傷害特約に係るものを除き三百万円を超えてはならない」とする。

3 この法律の施行前に効力が発生した簡易生命保険契約に係る保険金額の最低制限額については、なお従前の例による。
4 この法律による改正後の第六條第一項第十四号及び第五十四條の二の規定は、昭和五十一年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に取扱いを開始した割増金付の簡易生命保険については、これらの規定は、なおその効力を有する。

理由
最近の社会経済情勢の推移及び保険需要の動向にかんがみ、簡易生命保険の加入者に対する保障内容の充実を図るため、保険金の最高制限額を五百万円に引き上げるとともに、経済の現状に即応する臨時の措置として、割増金付簡易生命保険の取扱いができることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案
簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案
簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律(昭和二十七年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。
第三條 第一項第十三号を次のように改める。
十三 第十一号に規定する社債以外の社債で政令で定めるもの
第三條 第二項各号列記以外の部分中「電力債」を「社債(前項第十一号に規定する社債を除く。以下この条において同じ。)」に改め、同項第一号中「百分の十」を「百分の二十」に改め、同項第二号中「電力債」を「社債」に、「百分の五」を「百分の十」に改め、同條第六項中「電力債」を「社債」に改める。
附則
この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で施行する。

理由
最近の社会経済情勢の推移にかんがみ、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用利回りの向上

を図るため、その運用範囲を拡大する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○廣瀬委員長 順次、提案理由の説明を聴取いたします。郵政大臣原田憲君。

○原田国務大臣 ただいま議題となりました簡易生命保険法の一部を改正する法律案及び簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

まず簡易生命保険法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

この法律案は、簡易生命保険の保険金の最高制限額及び最低制限額を引き上げるとともに、保険金の倍額支払いをする場合にも剰余金を分配することとするほか、割増金付簡易生命保険の取り扱いをすることができるようにするものであります。

まず、保険金の最高制限額を引き上げについて申し上げます。

現在、保険金の最高額は被保険者一人につき三百万円に制限されておりますが、最近における社会経済情勢の推移と保険需要の動向を考へまして、国民の経済生活の安定を確保する制度としての機能を十分に発揮することができるよう、これを五百万円に引き上げようとするものであります。

次に、保険金の最低制限額を引き上げについて申し上げます。

現在、保険金の最低額は保険契約一件につき十万円となっておりますが、最近の経済事情のもとにおきましては、十万円の金額では生命保険として低きに過ぎるものと考えられますので、これを二十万円に引き上げようとするものであります。

次に、保険金の倍額支払いをする場合に剰余金を分配することについて申し上げます。

現在、保険契約締結後二年を経過した後には被保

険者が不慮の事故等により死亡した場合は、保険金の倍額支払いをし、剰余金は分配しておりませんが、加入者に対する保障内容の充実をはかるため、この場合にも剰余金を分配しようとするものであります。

最後に、割増金付簡易生命保険の取り扱いをすることについて申し上げます。

最近の経済情勢にかんがみまして、総需要抑制措置の一環として、貯蓄の増強に資するため、昭和五十一年三月三十一日までの臨時の措置として、簡易生命保険に引き上げにより割り増し金をつける取り扱いをすることができるようにしようにするものであります。

なお、この法律案の施行期日は、保険金の最高制限額引き上げにつきましては、定期保険は本年十月一日、その他の保険は昭和五十年四月一日から、保険金の最低制限額引き上げにつきましては本年十月一日から、その他につきましては本年五月一日からといたしております。

次に、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

この法律案は、簡易生命保険及び郵便年金の積み立て金の運用利回りの向上をはかり、もって、簡易保険加入者の利益の増進を期するため、積み立て金の運用範囲を拡大するとともに、金融債及び社債の保有限度ワクを拡大しようとするものであります。

まず、運用範囲の拡大について申し上げます。

現在、利回りの高い事業社債に対する運用は、電力債のみに限られておりますが、これを社債一般にまで拡大し、その具体的な範囲は政令で定めようとするものであります。

次に、保有限度ワクの拡大について申し上げます。

現在、利回りの高い金融債及び電力債の保有限度ワクは、それぞれ積み立て金の百分の十、百分の五となっておりますが、これを、金融債については積み立て金の百分の二十に、従来の電力債を含

めた社債については積み立て金の百分の十に拡大しようとするものであります。

なお、この法律案の施行期日は、公布の日からといたしております。

以上が、これらの法律案の提案の理由であります。

何とぞ、十分に御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○廣瀬委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

次回は公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時二十六分散会

通信委員會議録第六号中正誤

ページ 段行 誤 正

二二二 そのまま そのまま

四一六 で必要 が必要

同第七号中正誤

ページ 段行 誤 正

八二二 しをくる してくる